

令和4年度下請取引状況調査の
実施通知等の印刷・発送を含む調査事業
報告書

2023年2月

株式会社アビット

目 次

1. 親事業者に対する調査	1
1.1 調査概要	1
1.2 発送先の選定方法	1
1.3 調査対象先の分布状況（経産産業局等管轄区域／業種別）	2
1.4 通知はがきの送付	4
1.5 提出率など	4
1-5-1 資本金規模別提出率	4
1-5-2 経産局管轄区域別提出率	4
1-5-3 業種別未ログイン率	5
1-5-4 「下請取引なし」の回答比率の高い業種	6
2. 下請事業者に対する調査	7
2.1 調査概要	7
2.2 発送先の選定方法	7
2.3 通知はがきの送付	8
3. 調査結果の集計・分析	9
3.1 親調の結果集計・分析	9
3-1-1 調査結果	9
3-1-2 不当な取引が懸念される回答を行った事業者に関する集計分析	41
3.2 下請事業者に対する調査結果の集計・分析	71
3-2-1 調査結果	71
3.3 不当な取引が懸念される回答を行った事業者の取引先に関する分析	91
3-3-1 委託元から不当な行為（代金の支払遅延や減額、返品、買いたたき等）があると回答した下請事業者とその親事業者	91
3-3-2 委託元から不当な行為（代金の支払遅延や減額、返品、買いたたき等）があると回答した下請事業者の資本金規模別集計	91
3.4 回答集計表	92
3-4-1 親調	92
3-4-2 下調	104
3.5 次年度の調査に向けた調査システムへの誘導・回答率の向上に向けた方策	113
3-5-1 親調	113
3-5-2 下調	113

1. 親事業者に対する調査

1.1 調査概要

(1) 目的

下請代金法第9条第2項の規定に基づき、定期書面調査により下請取引の実態を把握することを目的としている。本調査の結果等から下請代金法違反の疑義のある情報を端緒として、必要に応じて立入検査を実施し、下請代金法の違反又は違反のおそれが認められた親事業者に対し改善するよう指導を行っている。

なお、本調査は下請代金法に基づく報告義務を課している。

(2) 調査名

令和4年度「下請事業者との取引に関する調査」 ※以下「親調」と表記

(3) 調査対象

親事業者 55,000 事業者

(4) 調査時期

令和4年6月27日～8月31日

※尚、以降の集計結果には、上記期間後に回答の督促を行っており、それにより、提出された回答も含まれている。

(5) 調査結果

発送数 : 55,000 事業者

回答数 : 28,826 事業者 (回答事業者に紐づく事業所 : 37,017 事業所)

回答率 : 52.4 %

1.2 発送先の選定方法

中小企業庁において、下記の条件にて調査対象の55,000事業者を選定した。

- ① 所在地が日本国内であること
- ② 中小企業庁が指定する業種（日本標準産業分類（中分類））、資本金規模
- ③ 純粹持ち株会社は極力除外
- ④ 公正取引委員会の担当事業者を除外
- ⑤ その他、中小企業の指定する優先先・劣後先により55,000事業者となるよう調整

なお、株式会社東京商エリサーチ社が保有する企業データベースと照合を行い、法人番号の付与、商号、所在地の補正を行った。

1.3 調査対象先の分布状況（経産産業局等管轄区域／業種別）※上位3位まで

◆北海道局管轄区域（北海道（以下、同じ））

順位	業種	送付件数	割合
1位	87 協同組合（他に分類されないもの）	159	6.6%
2位	44 道路貨物運送業	141	5.9%
3位	09 食料品製造業	139	5.8%

◆東北局管轄区域（青森県・秋田県・山形県・岩手県・宮城県・福島県（以下、同じ））

順位	業種	送付件数	割合
1位	87 協同組合（他に分類されないもの）	212	6.1%
2位	60 その他の小売業	199	5.7%
3位	52 飲食料品卸売業	179	5.1%

◆関東局管轄区域（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県（以下、同じ））

順位	業種	送付件数	割合
1位	39 情報サービス業	2,079	8.4%
2位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	1,985	8.0%
3位	54 機械器具卸売業	1,161	4.7%

◆中部局管轄区域（愛知県・岐阜県・三重県・富山県・石川県（以下、同じ））

順位	業種	送付件数	割合
1位	44 道路貨物運送業	264	4.6%
2位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	255	4.4%
3位	24 金属製品製造業	253	4.4%

◆近畿局管轄区域（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県（以下、同じ））

順位	業種	送付件数	割合
1位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	503	5.5%
2位	55 その他の卸売業	430	4.7%
3位	54 機械器具卸売業	427	4.6%

◆中国局管轄区域（岡山県・広島県・山口県。鳥取県・島根県（以下、同じ））

順位	業種	送付件数	割合
1位	87 協同組合（他に分類されないもの）	163	5.3%
2位	60 その他の小売業	156	5.1%
3位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	152	4.9%

◆四国局管轄区域（香川県・徳島県・高知県・愛媛県（以下、同じ））

順位	業種	送付件数	割合
1位	87 協同組合（他に分類されないもの）	102	7.0%
2位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	79	5.4%
3位	09 食料品製造業	73	5.0%

◆九州局管轄区域（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県（以下、同じ））

順位	業種	送付件数	割合
1位	87 協同組合（他に分類されないもの）	261	6.2%
2位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	227	5.4%
3位	52 飲食料品卸売業	204	4.8%

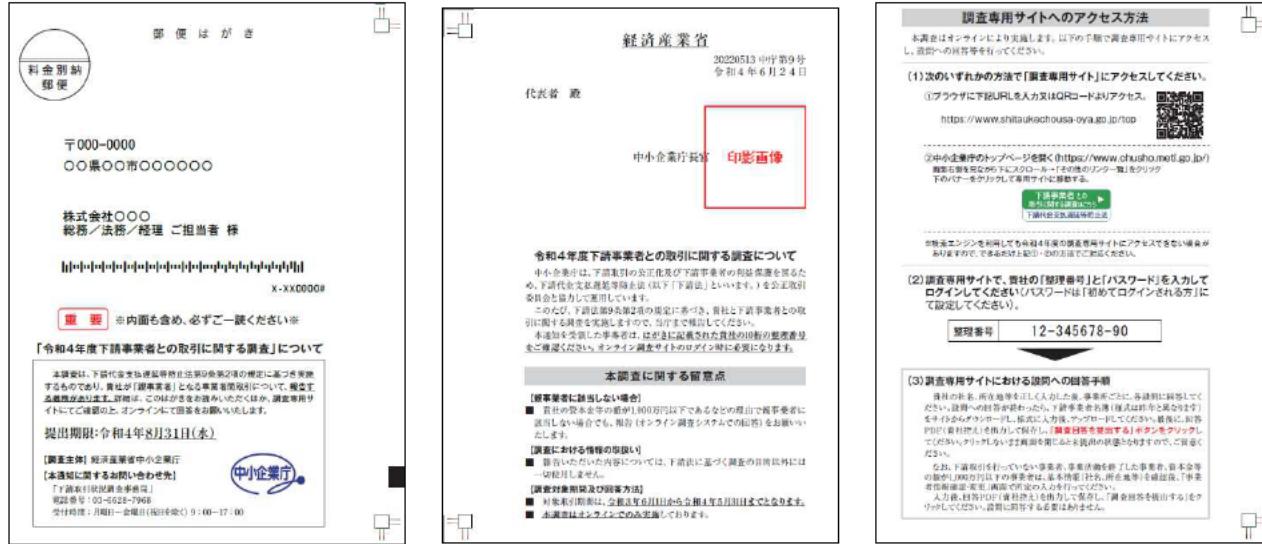
◆沖縄局管轄区域（沖縄県（以下、同じ））

順位	業種	送付件数	割合
1位	87 協同組合（他に分類されないもの）	45	7.5%
2位	52 飲食料品卸売業	44	7.3%
3位	54 機械器具卸売業	32	5.3%

1.4 通知はがきの送付

調査対象 55,000 事業者に対し、通知はがき（イメージは、下図）を送付した。

[通知はがきのイメージ画像]



1.5 提出率など

1-5-1 資本金規模別提出率

	発送数	提出数	提出率
1,000万円以下	831	339	40.8%
1,000万円超5,000万円以下	32,709	15,051	46.0%
5,000万円超3億円以下	16,720	9,971	59.6%
3億円超	4,740	3,465	73.1%

1-5-2 経産局管轄区域別提出率

管轄区域	発送数	提出数	提出率
北海道局管轄区域	2,400	1,245	51.9%
東北局管轄区域	3,503	1,927	55.0%
関東局管轄区域	24,761	12,700	51.3%
中部局管轄区域	5,791	3,273	56.5%
近畿局管轄区域	9,196	4,546	49.4%
中国局管轄区域	3,076	1,740	56.6%
四国局管轄区域	1,463	799	54.6%
九州局管轄区域	4,208	2,329	55.3%
沖縄局管轄区域	602	267	44.4%

1-5-3 業種別未ログイン率

順位	業種	対象件数	未ログイン件数	未ログイン率
1位	99 分類不能の産業	2	2	100.0%
2位	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	14	9	64.3%
3位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	405	255	63.0%
4位	76 飲食店	827	506	61.2%
5位	98 地方公務	5	3	60.0%
6位	41 映像・音声・文字情報制作業	682	393	57.6%
7位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	253	144	56.9%
8位	79 その他の生活関連サービス業	1,059	597	56.4%
9位	58 飲食料品小売業	722	406	56.2%
10位	80 娯楽業	34	19	55.9%
11位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	313	173	55.3%
12位	75 宿泊業	754	412	54.6%
13位	40 インターネット附随サービス業	227	124	54.6%
14位	68 不動産取引業	35	19	54.3%
15位	89 自動車整備業	406	215	53.0%
16位	13 家具・装備品製造業	176	92	52.3%
17位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	54	28	51.9%
18位	73 広告業	518	260	50.2%
19位	03 漁業（水産養殖業を除く）	2	1	50.0%
20位	61 無店舗小売業	40	20	50.0%
21位	81 学校教育	2	1	50.0%
22位	51 繊維・衣服等卸売業	600	296	49.3%
23位	11 繊維工業	722	356	49.3%
24位	60 その他の小売業	2,011	990	49.2%
25位	32 その他の製造業	536	262	48.9%
26位	52 飲食料品卸売業	1,837	894	48.7%
27位	50 各種商品卸売業	444	214	48.2%
28位	05 鉱業, 採石業, 砂利採取業	25	12	48.0%
29位	55 その他の卸売業	2,028	961	47.4%
30位	15 印刷・同関連業	510	240	47.1%

1-5-4 「下請取引なし」の回答比率の高い業種

順位	業種	N	割合
1位	03 漁業（水産養殖業を除く）	1	100.0%
2位	66 補助的金融業等	3	100.0%
3位	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	5	100.0%
4位	81 学校教育	1	100.0%
5位	84 保健衛生	7	100.0%
6位	98 地方公務	2	100.0%
7位	63 協同組織金融業	210	95.5%
8位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	281	89.2%
9位	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	190	87.2%
10位	62 銀行業	47	87.0%
11位	75 宿泊業	265	85.5%
12位	43 道路旅客運送業	248	84.6%
13位	85 社会保険・社会福祉・介護事業	218	83.8%
14位	87 協同組合（他に分類されないもの）	1,095	83.1%
15位	76 飲食店	244	81.9%
16位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	108	81.8%
17位	95 その他のサービス業	27	81.8%
18位	69 不動産賃貸業・管理業	957	81.8%
19位	58 飲食料品小売業	237	81.2%
20位	52 飲食料品卸売業	719	80.9%
21位	33 電気業	95	80.5%
22位	83 医療業	114	79.7%
23位	70 物品賃貸業	206	79.5%
24位	79 その他の生活関連サービス業	332	78.9%
25位	88 廃棄物処理業	405	78.6%
26位	60 その他の小売業	748	78.4%
27位	05 鉱業、採石業、砂利採取業	10	76.9%
28位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	74	76.3%
29位	35 熱供給業	19	76.0%
30位	50 各種商品卸売業	165	75.7%

2. 下請事業者に対する調査

2.1 調査概要

(1) 目的

事業者に業務を委託する取引先（※以下「委託元」）との取引の実態を把握し、下請事業者や中小企業の保護等に役立たせることを目的としている。

(2) 調査名

令和4年度「委託元との取引に関する調査」 ※以下「下調」と表記

(3) 調査対象

下請事業者 235,000 事業者

(4) 調査時期

令和4年10月17日～11月30日

(5) 調査結果

発送数 : 235,000 事業者 ※3回に分けて送付

(1回目 100,000 事業者、2回目 80,000 事業者、3回目 55,000 事業者)

回答数 : 54,230 事業者

回答率 : 23.1%

2.2 発送先の選定方法

令和4年度「下請事業者との取引に関する調査」に回答のあった親事業者と下請取引実績のある下請事業者の中から、下記の条件にて調査対象の235,000事業者を選定した。

- ① 所在地が日本国内であること
- ② 以下の資本金規模であること

ア：親事業者の資本金が3億円超の場合、資本金3億円以下の下請事業者

イ：親事業者の資本金が1千万円超3億円以下の場合、資本金1千万円以下の下請事業者

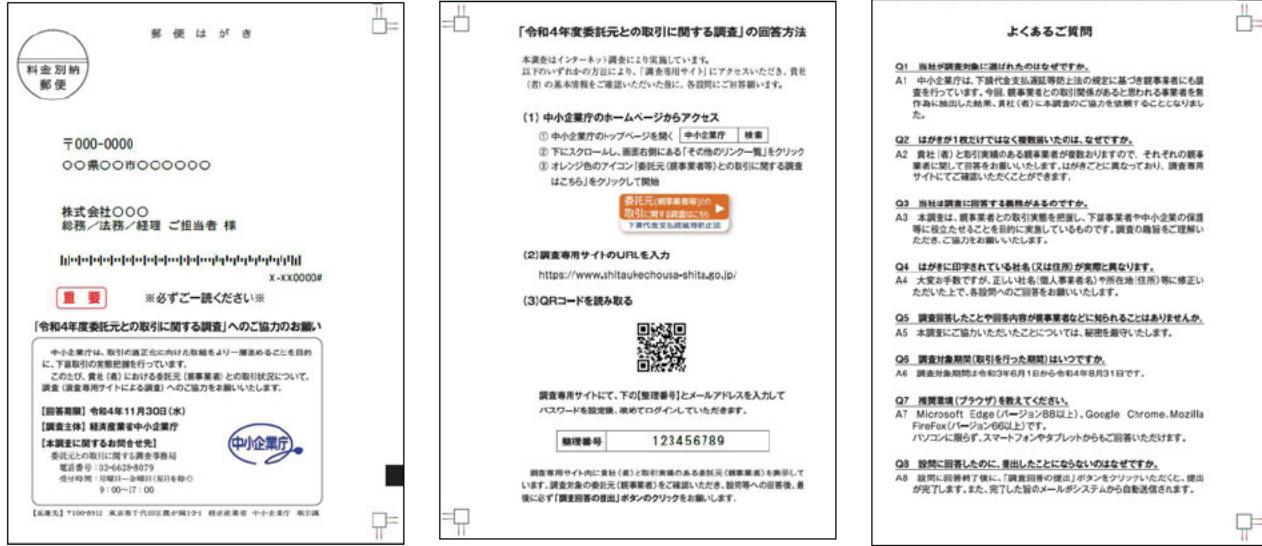
ウ：個人事業主である下請事業者

- ③ 下請事業者1事業者に対し最大で親事業者3事業者との取引状況についての回答を依頼、かつ、親事業者1事業者に対し下請事業者は99事業者まで

2.3 通知はがきの送付

調査対象 235,000 事業者に対し、通知はがき（イメージは、下図）を送付した。

[通知はがきのイメージ画像]



3. 調査結果の集計・分析

3.1 親調の結果集計・分析

3-1-1 調査結果

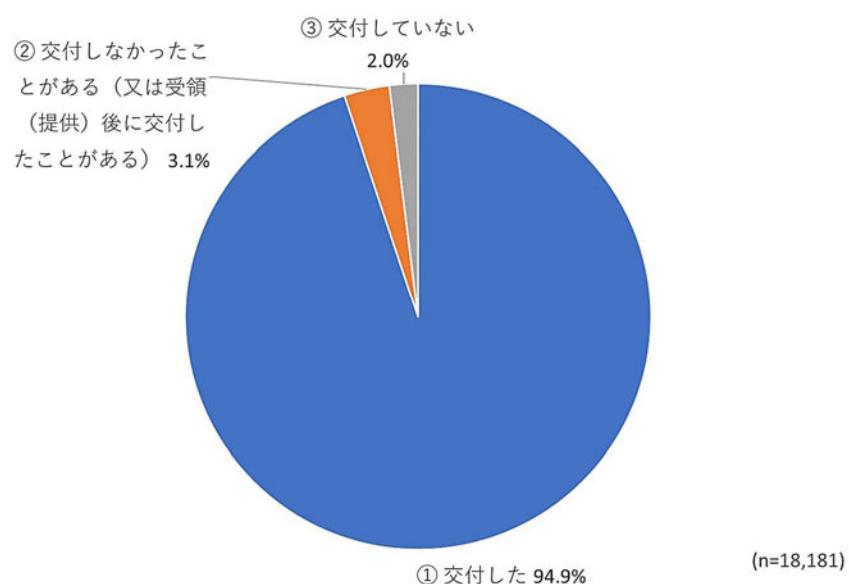
※ 本節の集計結果は親事業者から回答のあった事業所単位としている。

※ 各グラフに表示されている割合は、小数点第2位を四捨五入して表示している為、全てを合算しても100%にならない場合がある。

【設問1】下請事業者に対する発注方法について

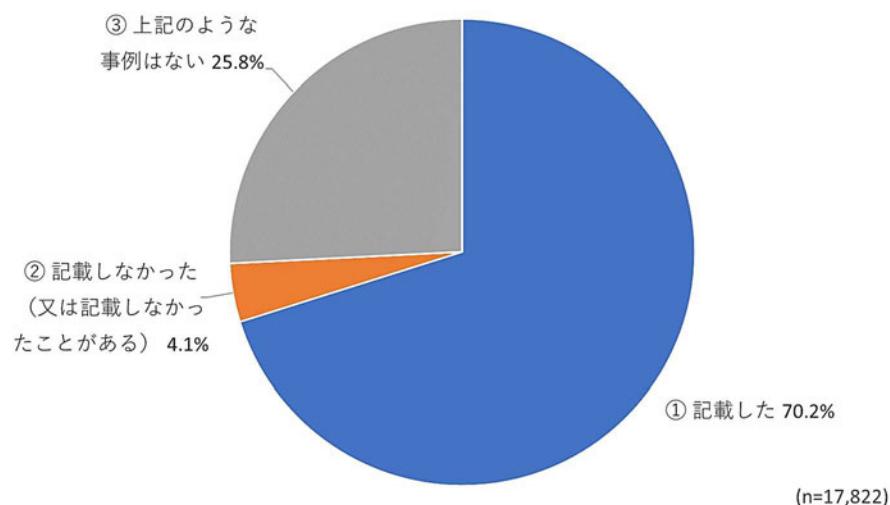
(ア) 下請事業者に対する発注に際して、発注書面（一定期間内における製造委託、役務提供委託等をする際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。

「① 交付した」が94.9%と最も高く、次いで「② 交付しなかったことがある（又は受領（提供）後に交付したことがある）」が3.1%、「③ 交付していない」が2.0%となっている。



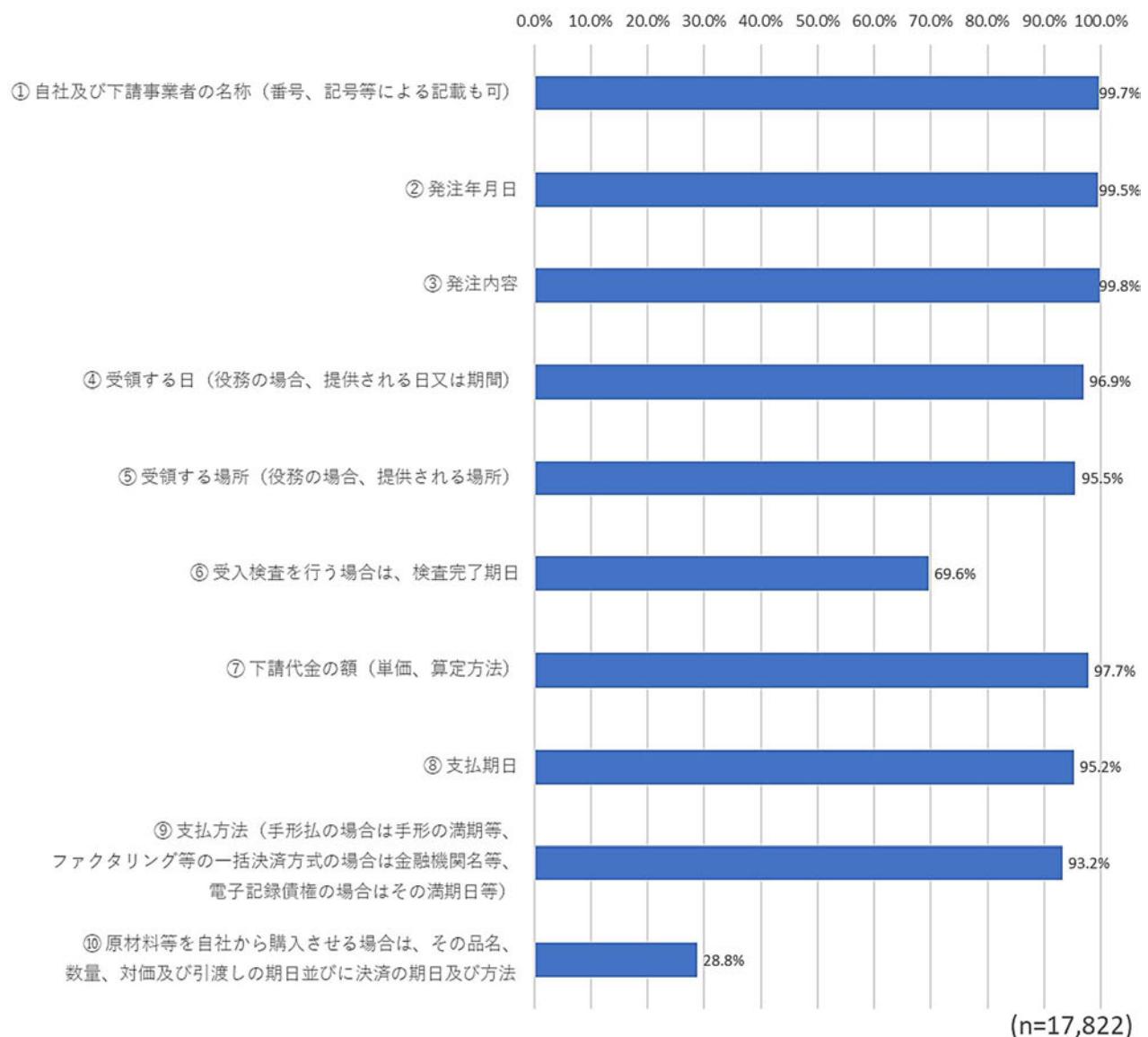
(イ) 個々の発注書面には支払方法等の取引条件を記載せず、あらかじめ別に取引条件を記載した書面（契約書等の支払方法等を記載した書面を含みます。）を交付している場合、個々の発注書面に、当該書面との関連性を記載しましたか。

「① 記載した」が 70.2% と最も高く、次いで「③ 上記のような事例はない」が 25.8%、「② 記載しなかった（又は記載しなかったことがある）」が 4.1% となっている。



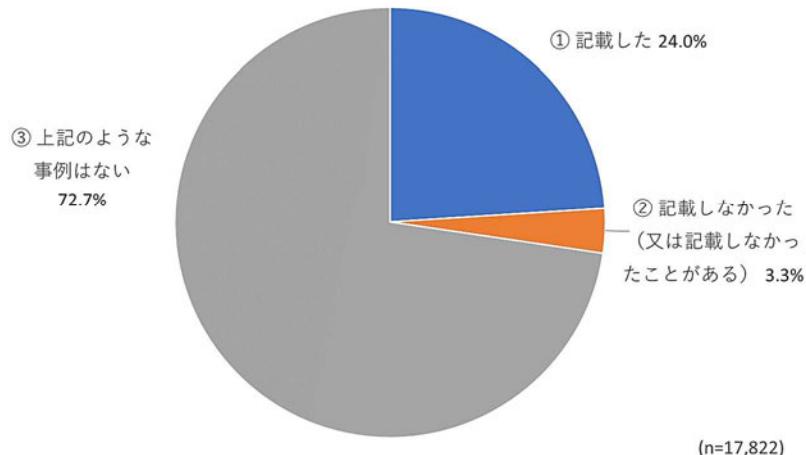
(ウ) 下請事業者に交付した発注書面（イの「あらかじめ別に取引条件を記載した書面」、後記オの「その内容が確定した後に交付している当該内容を記載した書面」を含みます。）には、下記の必要記載事項のうち、どの事項を記載しましたか。

「③ 発注内容」が99.8%と最も高く、次いで「① 自社及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）」が99.7%、「② 発注年月日」が99.5%となっている。



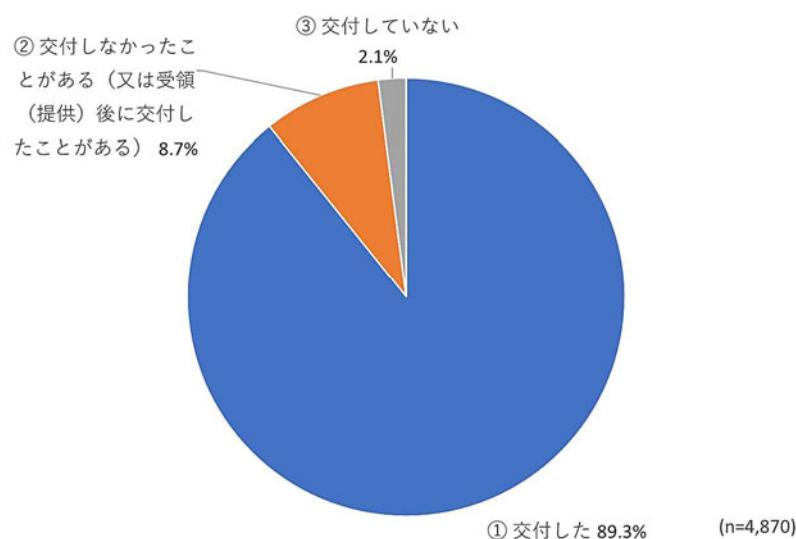
(エ) 上記（ウ）に記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までに定めることができないものがあったため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が定められない理由及び定めることとなる予定期日を発注書面に記載しましたか。

「③ 上記のような事例はない」が 72.7%と最も高く、次いで「① 記載した」が 24.0%、「② 記載しなかった（又は記載しなかったことがある）」が 3.3%となっている。



(オ) 上記（ウ）に記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までに定めることができないものがあったため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が確定した後、直ちに、当該内容を記載した書面を交付しましたか。

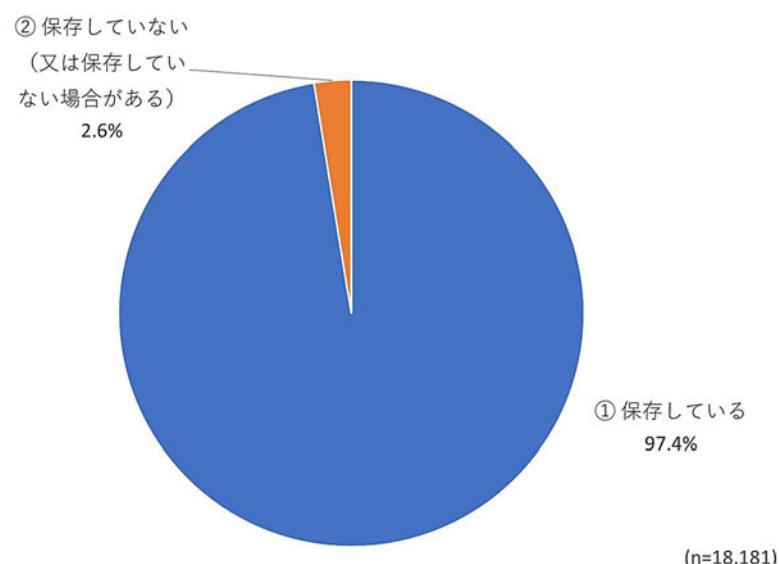
「① 交付した」が 89.3%と最も高く、次いで「② 交付しなかったことがある（又は受領（提供）後に交付したことがある）」が 8.7%、「③ 交付していない」が 2.1%となっている。



【設問 2】下請取引に関する書類等の保存について

(ア) 発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2年以上保存していますか。

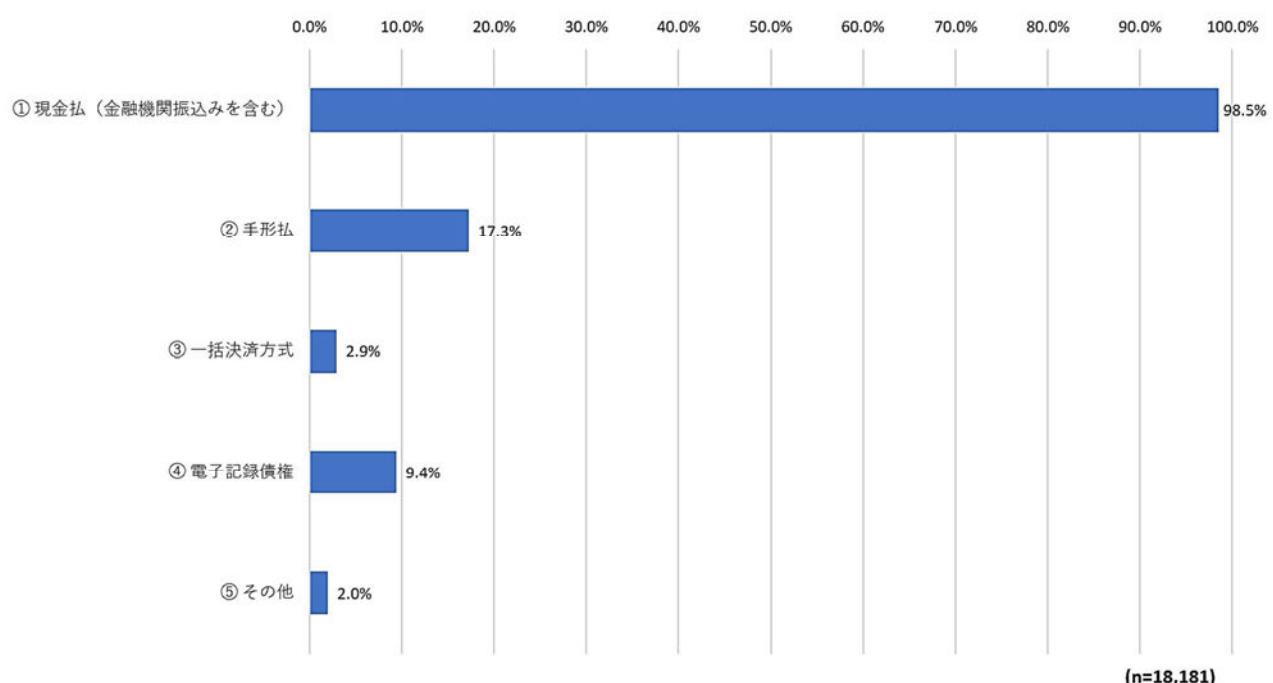
「① 保存している」は 97.4%、「② 保存していない（又は保存していない場合がある）」は 2.6% となっている。



【設問3】下請代金の支払について

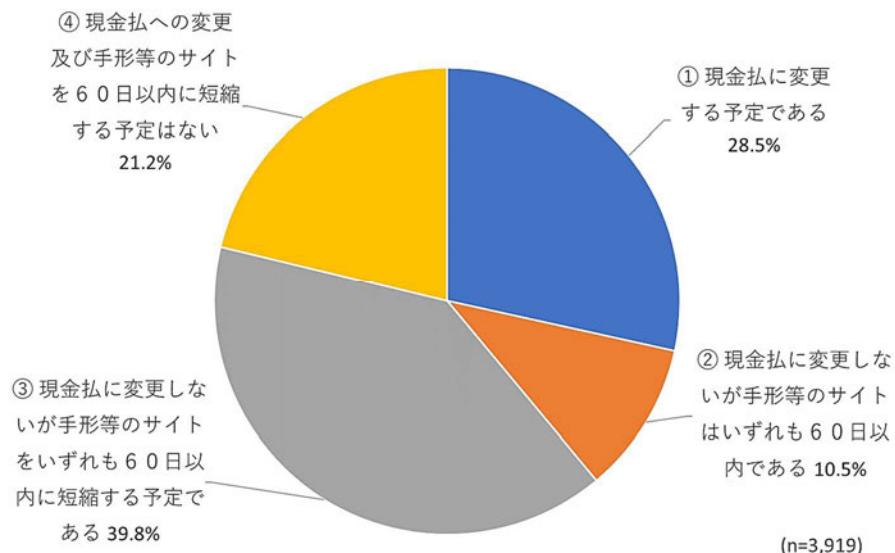
(ア) 下請代金の支払方法はどのような方法ですか。

「① 現金払(金融機関振込みを含む)」が98.5%と最も高く、次いで「② 手形払」が17.3%、「④ 電子記録債権」が9.4%となっている。



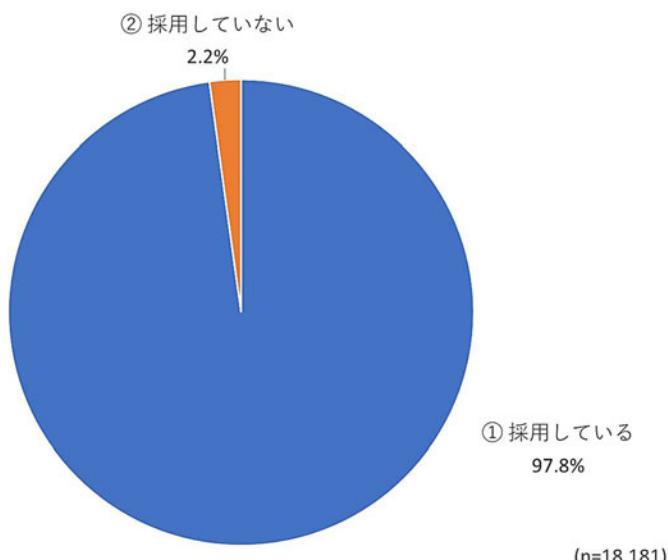
(イ) アで「② 手形払」、「③ 一括決済方式」又は「④ 電子記録債権」を選択した場合、手形払等を現金払に変更する予定や手形等のサイトを短縮する予定はありますか。

「③ 現金払に変更しないが手形等のサイトをいずれも 60 日以内に短縮する予定である」が 39.8% と最も高く、次いで「① 現金払に変更する予定である」が 28.5%、「④ 現金払への変更及び手形等のサイトを 60 日以内に短縮する予定はない」が 21.2% となっている。



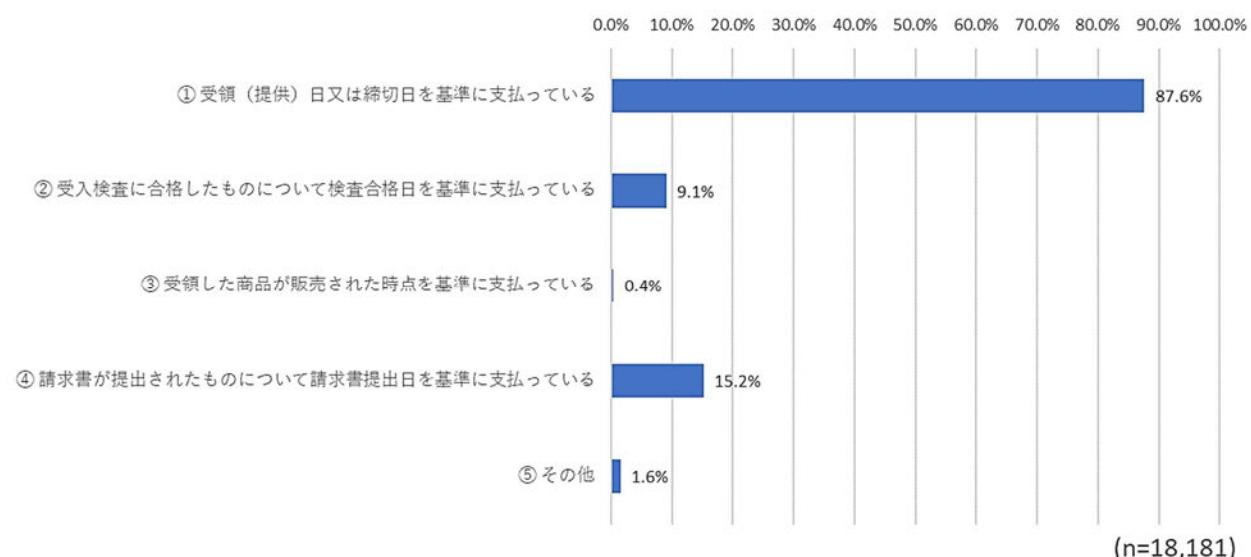
(ウ) 下請代金の支払制度は締切制度（例：毎月末日締切、翌月末日支払）を採用していますか。採用している場合には、例に倣ってその制度を記入してください。

「① 採用している」は 97.8%、「② 採用していない」は 2.2% となっている。



(エ) 下請代金をどのような基準で支払っていますか。

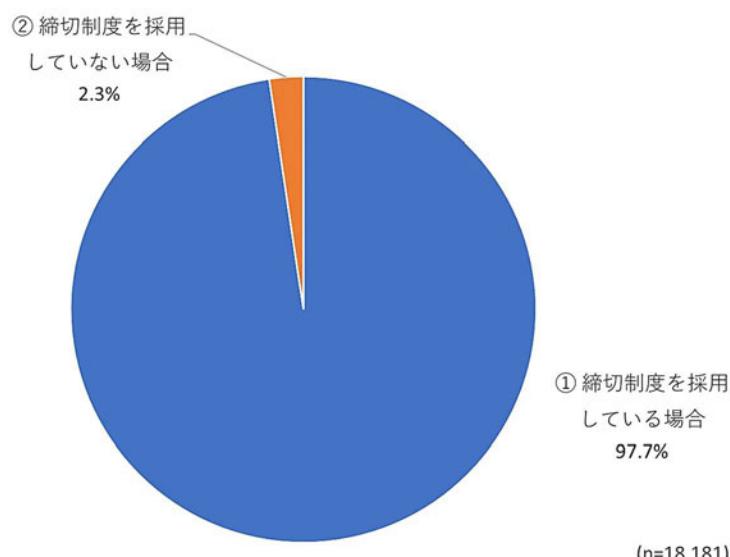
「① 受領（提供）日又は締切日を基準に支払っている」が 87.6%と最も高く、次いで「④ 請求書が提出されたものについて請求書提出日を基準に支払っている」が 15.2%、「② 受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払っている」が 9.1%となっている。



(オ) 下請代金の支払制度において、支払日までの日数が最も長いものを記入してください。

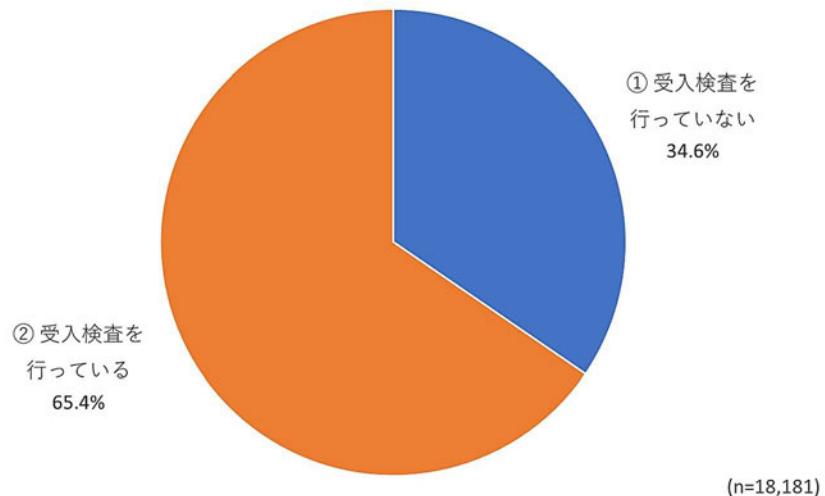
※「支払日」とは、手形払の場合は手形の交付日、一括決済方式（例：ファクタリング方式）の場合は譲渡承諾日又は債務引受承諾日、電子記録債権を用いた支払の場合は、発生・譲渡記録日を指します。「支払日」＝手形等の満期日ではないため御注意ください。

「① 締切制度を採用している場合」は 97.7%、「② 締切制度を採用していない場合」は 2.3%となっている。



(力) 下請事業者の給付について受入検査を行っていますか。

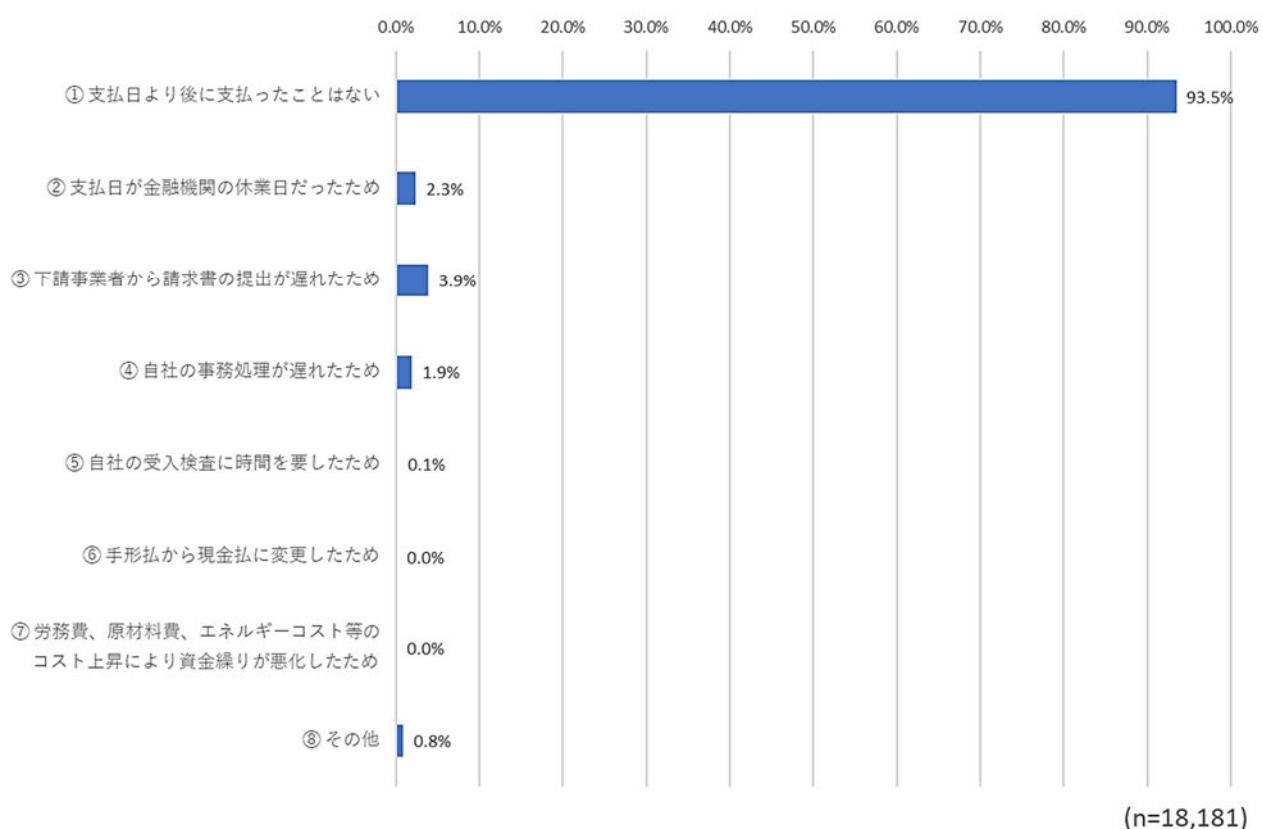
「① 受入検査を行っていない」は 34.6%、「② 受入検査を行っている」は 65.4%となっている。



(キ) 支払制度で決めている支払日より後に下請代金を支払ったことがありますか。ある場合はその理由を選択してください。

※下請代金を毎月の特定日に金融機関を利用して支払っている場合、当該支払日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に支払うことについて、貴社と下請事業者の間であらかじめ合意・書面化されており、順延日数が2日以内である場合は、下記②には該当しません。

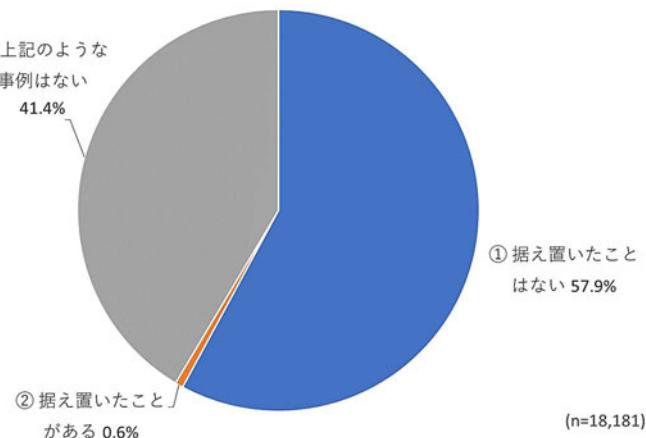
「① 支払日より後に支払ったことはない」が93.5%と最も高く、次いで「③ 下請事業者から請求書の提出が遅れたため」が3.9%、「② 支払日が金融機関の休業日だったため」が2.3%となっている。



【設問4】下請代金の額の決定について

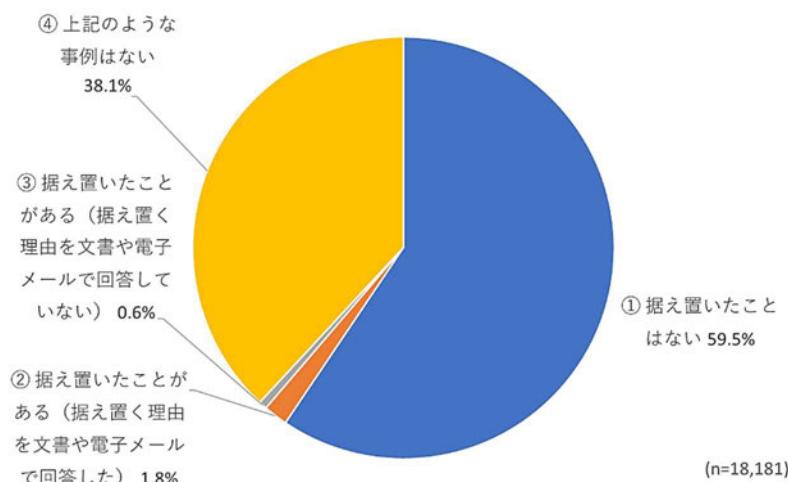
(ア) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことがありますか。

「① 据え置いたことはない」が57.9%と最も高く、次いで「③ 上記のような事例はない」が41.4%、「② 据え置いたことがある」が0.6%となっている。



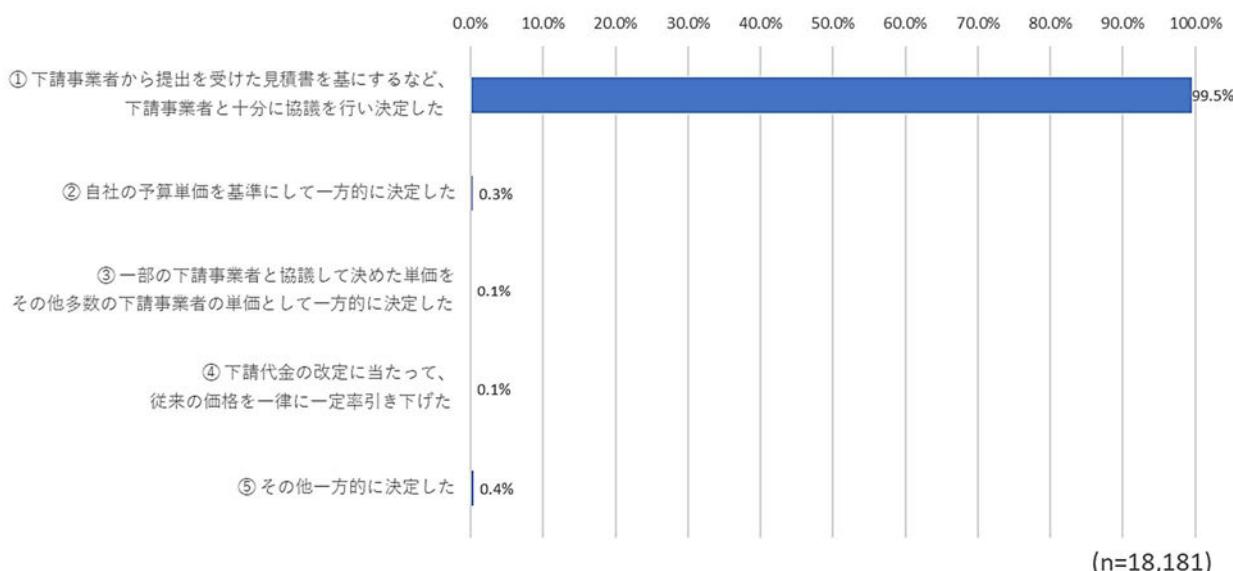
(イ) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したことを理由に、下請事業者から取引価格の引上げを求められた場合に、従来どおりの取引価格に据え置いたことがありますか。

「① 据え置いたことはない」が59.5%と最も高く、次いで「④ 上記のような事例はない」が38.1%、「② 据え置いたことがある（据え置く理由を文書や電子メールで回答した）」が1.8%となっている。



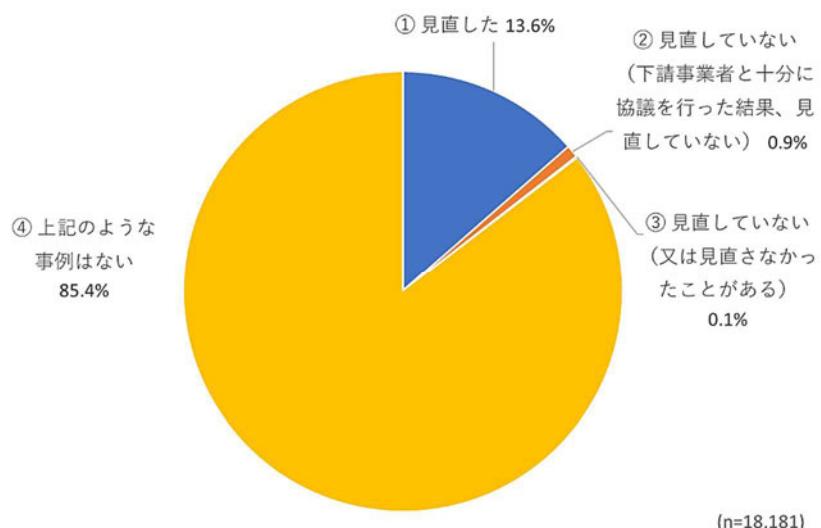
(ウ) 前記（ア）及び（イ）のようなコスト上昇以外の状況に起因して、下請事業者との間で、下請代金の額（又は単価）を取り決める必要がある場合に、どのような方法で下請代金の額（又は単価）を決定（改定を含みます。）しましたか。

「① 下請事業者から提出を受けた見積書を基にするなど、下請事業者と十分に協議を行い決定した」が99.5%と最も高く、次いで「⑤ その他一方的に決定した」が0.4%、「② 自社の予算単価を基準にして一方的に決定した」が0.3%となっている。



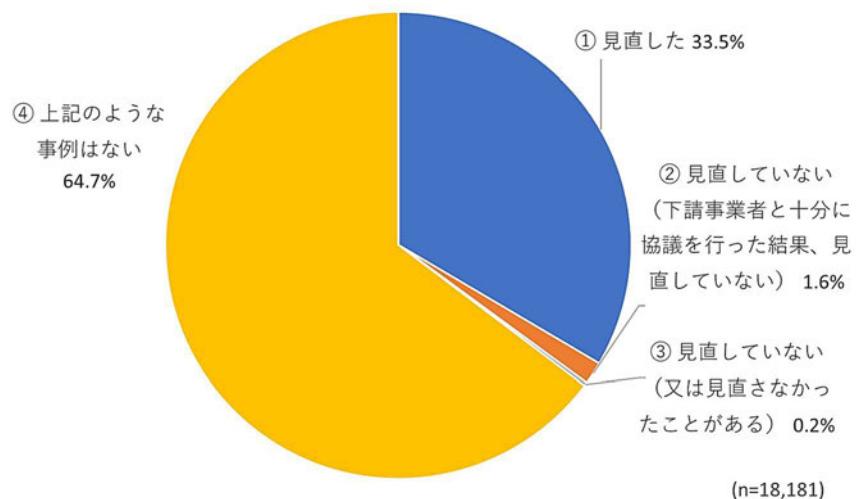
(エ) 多量の発注をすることを前提として下請代金の額（又は単価）を決定したにもかかわらず、実際には、少量の発注しか行わなかったことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

「④ 上記のような事例はない」が85.4%と最も高く、次いで「① 見直した」が13.6%、「② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）」が0.9%となっている。



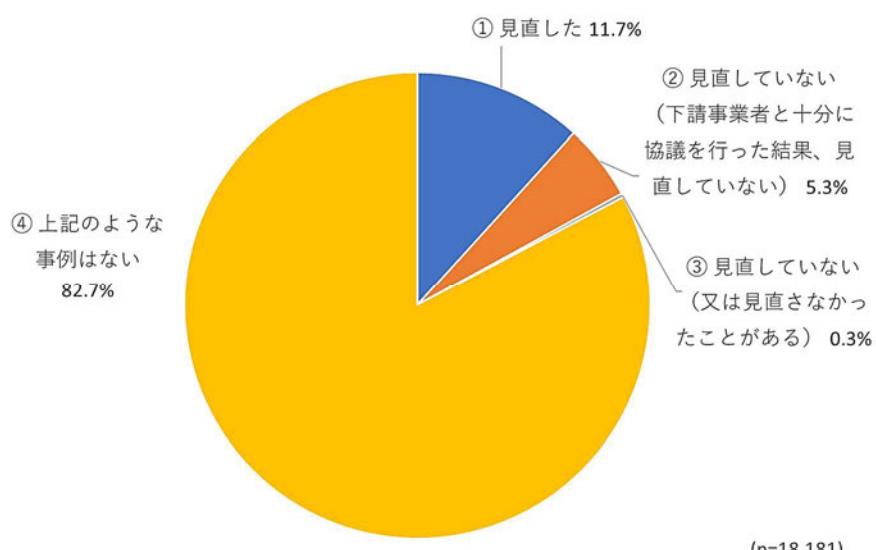
(才) 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点の委託内容よりも実際に発注する委託内容が増加したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

「④ 上記のような事例はない」が 64.7% と最も高く、次いで「① 見直した」が 33.5%、
「② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）」が 1.6% となっている。



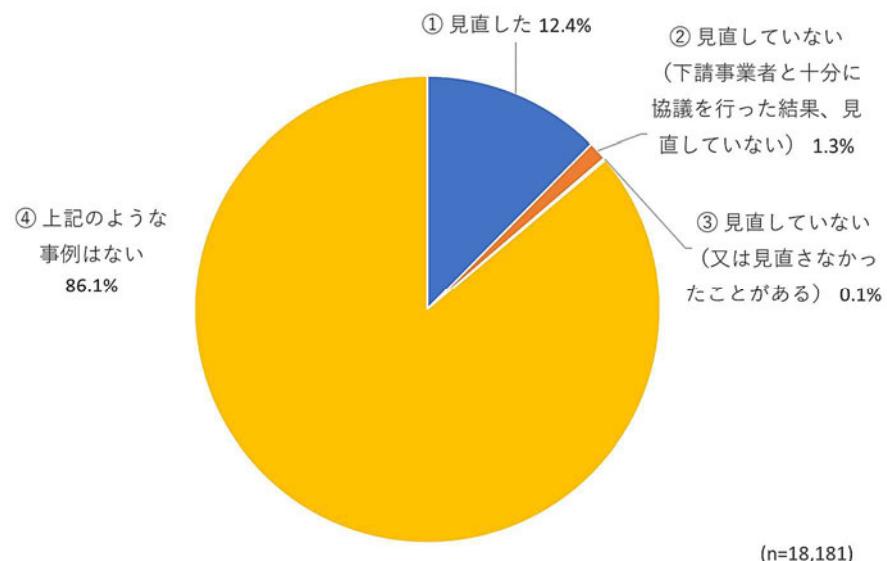
(カ) 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点で予定していた納期を短縮したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

「④ 上記のような事例はない」が 82.7% と最も高く、次いで「① 見直した」が 11.7%、
「② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）」が 5.3% となっている。



(キ) 物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造（補給品等）を委託したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。

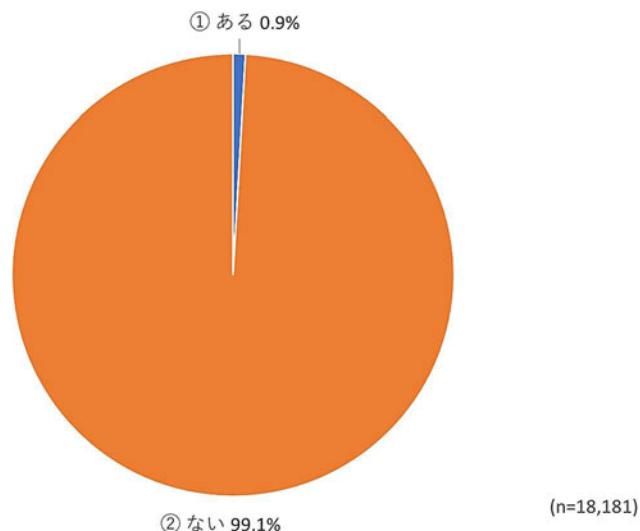
「④ 上記のような事例はない」が 86.1% と最も高く、次いで「① 見直した」が 12.4%、「② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）」が 1.3% となっている。



【設問 5】下請代金の減額について

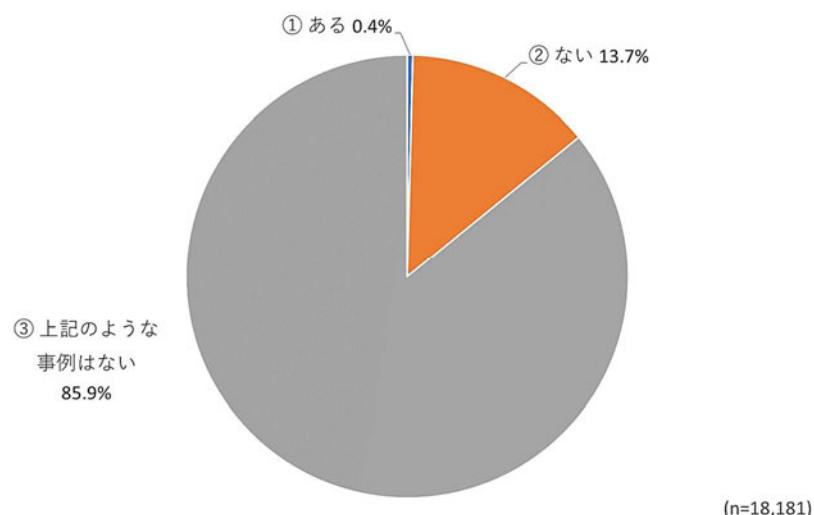
(ア) 下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて（協力値引き、歩引き、協力金等の名目は問いません。）支払ったことがありますか（後記（イ）、（ウ）又は（エ）に該当する場合を除きます。）。

「① ある」は 0.9%、「② ない」は 99.1% となっている。



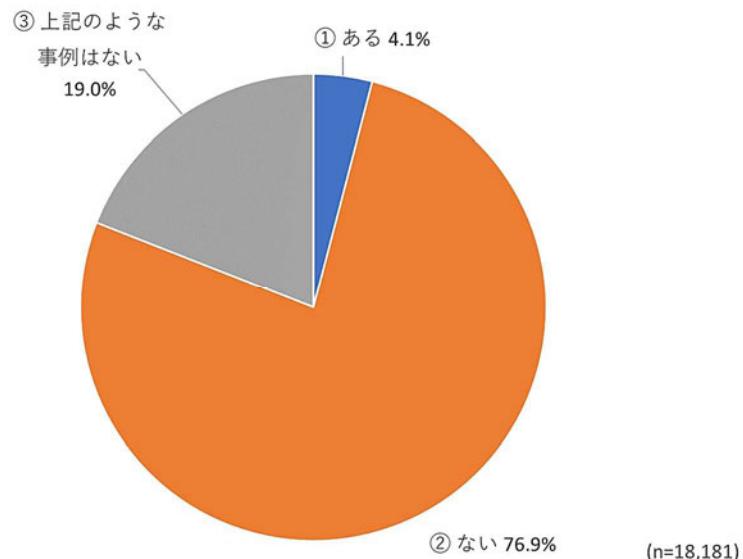
(イ) 支払方法が手形払である場合、一時的に下請代金を現金で支払った際に、下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて支払ったことがありますか。

「③ 上記のような事例はない」が 85.9% と最も高く、次いで「② ない」が 13.7%、「① ある」が 0.4% となっている。



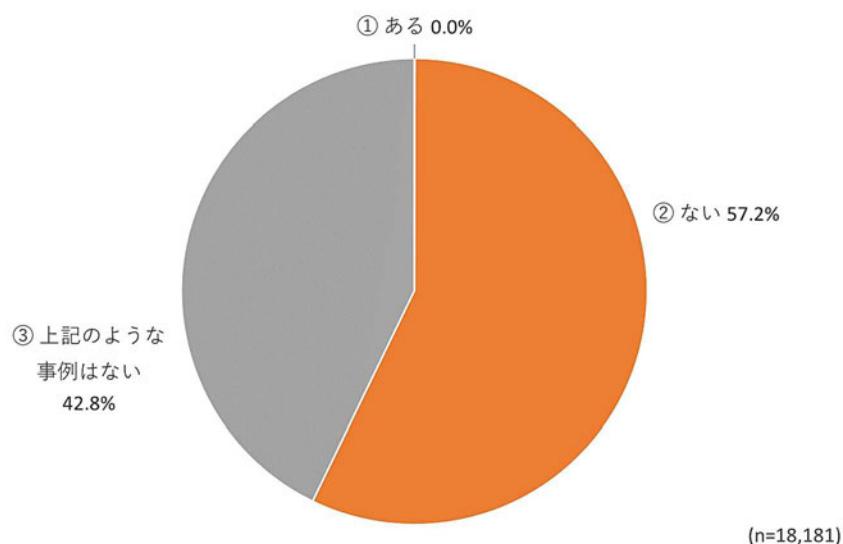
(ウ) 支払方法が金融機関への振込払である場合、下請事業者と書面で合意せずに金融機関の振込手数料を下請代金から差し引いて支払ったことがありますか。

「② ない」が 76.9% と最も高く、次いで「③ 上記のような事例はない」が 19.0%、「① ある」が 4.1% となっている。



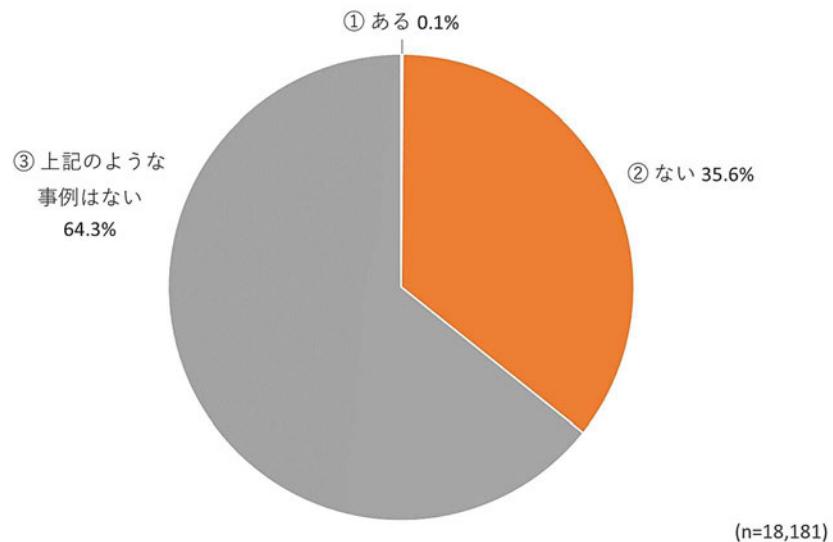
(エ) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって自社のコストが増加したことを理由に、下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて支払ったことがありますか。

「② ない」が 57.2% と最も高く、次いで「③ 上記のような事例はない」が 42.8%、「① ある」が 0.0%（小数点第 2 位四捨五入）となっている。



(才) 単価改定により単価を引き下げたことがある場合、単価改定日より前に発注したものについても、合意した新しい単価を適用して下請代金を支払ったことがありますか。

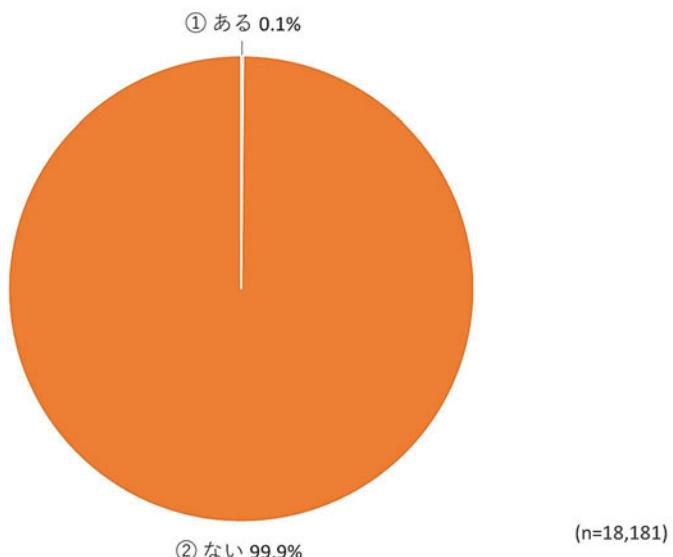
「③ 上記のような事例はない」が 64.3% と最も高く、次いで「② ない」が 35.6%、「① ある」が 0.1% となっている。



【設問 6】 経済上の利益の提供要請について

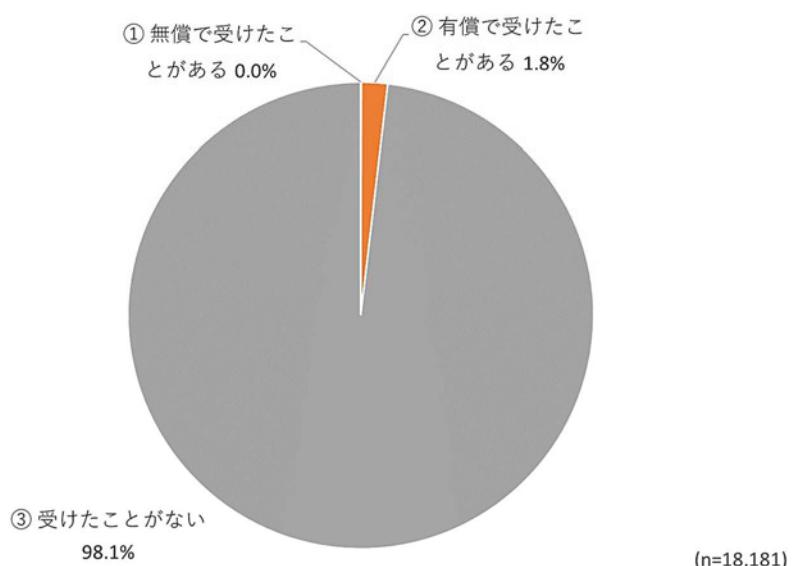
(ア) 下請事業者に対して、協賛金等の金銭の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。

「① ある」は 0.1%、「② ない」は 99.9% となっている。



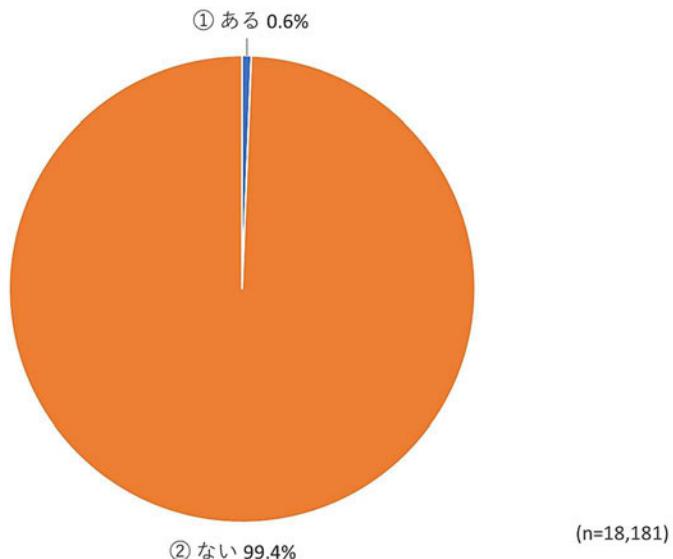
(イ) 下請事業者に対して、手伝い要員の派遣等の役務の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。

「③ 受けたことがない」が 98.1% と最も高く、次いで「② 有償で受けたことがある」が 1.8%、「① 無償で受けたことがある」が 0.0%（小数点第 2 位四捨五入）となっている。



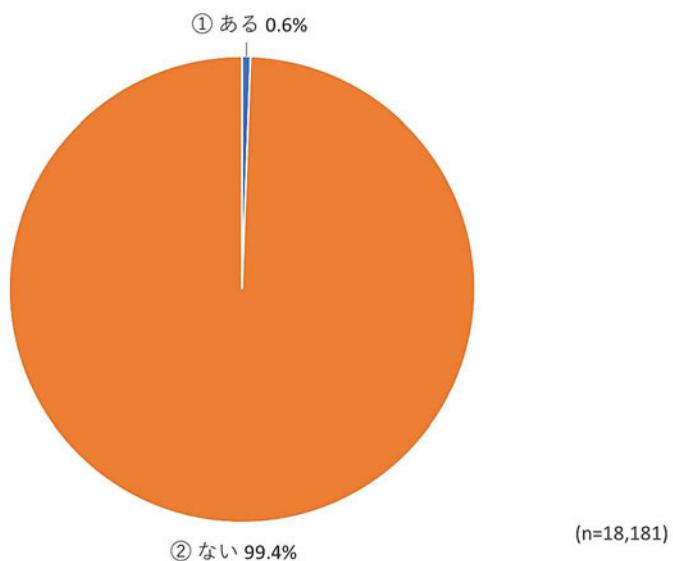
(ウ) 下請事業者に対して、サンプル品、景品、展示用商品等の無償譲渡を要請し、その提供を受けたことがありますか。

「① ある」は0.6%、「② ない」は99.4%となっている。



(エ) 下請事業者に対して、電子メールやＥＤＩ等による電子発注を行うために使用する通信機器等の開発費用や利用料等の支払を要請し、その提供を受けたことがありますか。

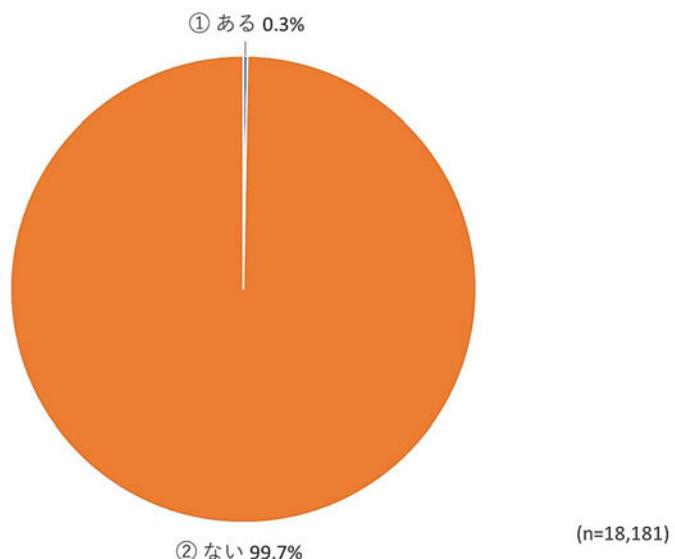
「① ある」は0.6%、「② ない」は99.4%となっている。



【設問 7】物の購入要請・サービスの利用要請について

(ア) 下請事業者に対して、物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらったことがありますか。

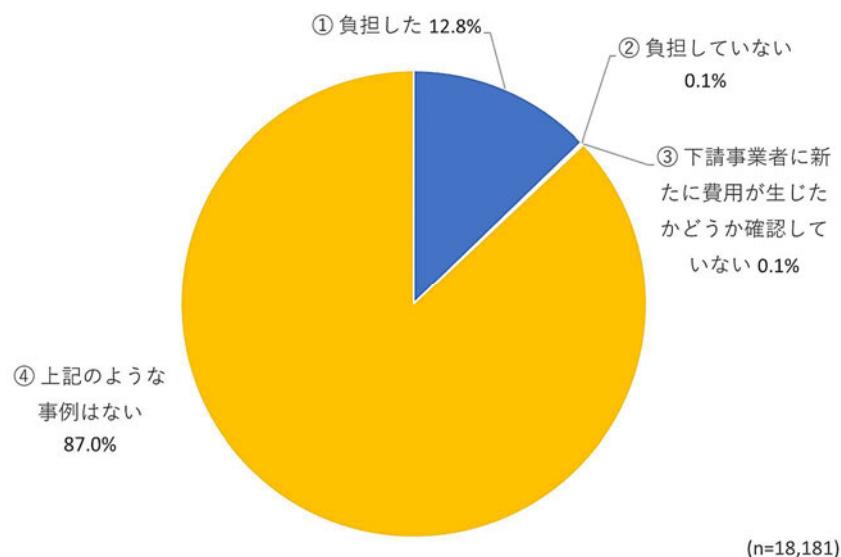
「① ある」は 0.3%、「② ない」は 99.7% となっている。



【設問8】発注内容の変更・やり直しについて

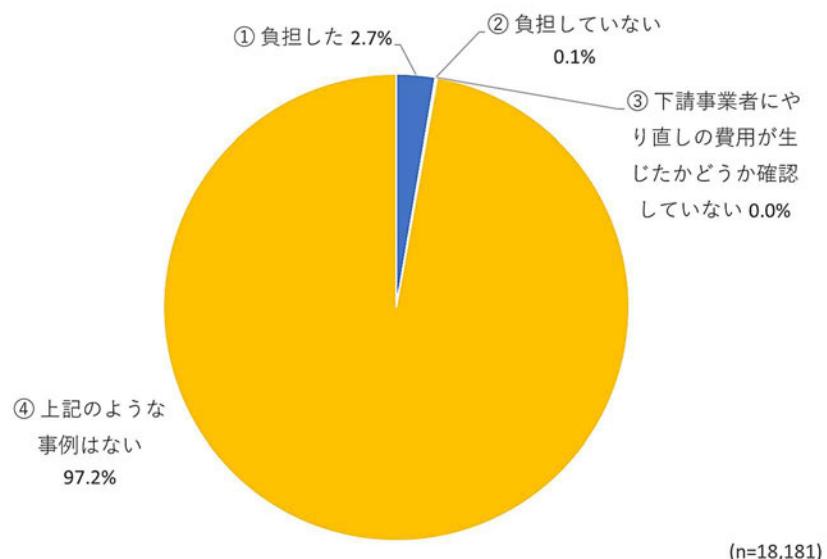
(ア) 下請事業者に責任（不良品等）がないのに、発注書面に記載した委託内容を変更して、当初の委託内容と異なる作業を行わせたことや、下請事業者の給付（役務）に関して追加的な作業を行わせたことがある場合、新たに生じた費用を貴社で負担しましたか。

「④ 上記のような事例はない」が87.0%と最も高く、次いで「① 負担した」が12.8%、「② 負担していない」および「③ 下請事業者に新たに費用が生じたかどうか確認していない」が0.1%となっている。



(イ) 下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にせずに下請事業者に作業を行わせ、その後、やり直しを求めたことがある場合、下請事業者に発生したやり直しの費用を貴社で負担しましたか。

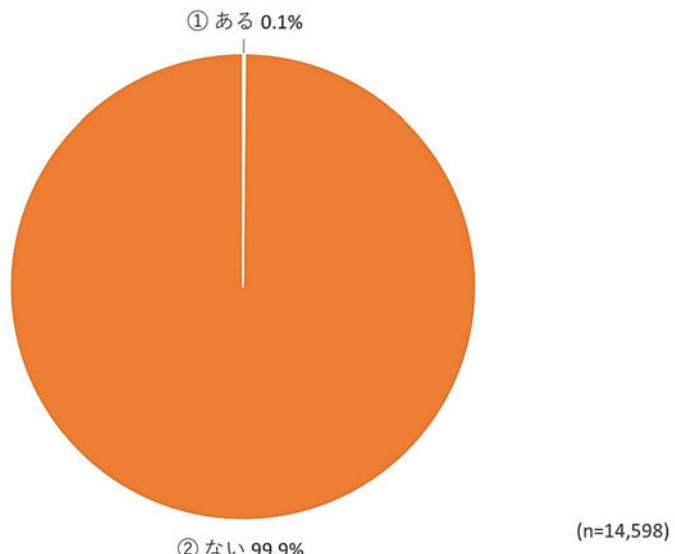
「④ 上記のような事例はない」が97.2%と最も高く、次いで「① 負担した」が2.7%、「② 負担していない」が0.1%となっている。



【設問9】 物品又は情報成果物の受領について

(ア) 下請事業者に責任（不良品、発注内容と異なる、納入遅れ等）がないのに、物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかったこと（受領日を延期する場合、発注を取り消す場合も含みます。）がありますか。

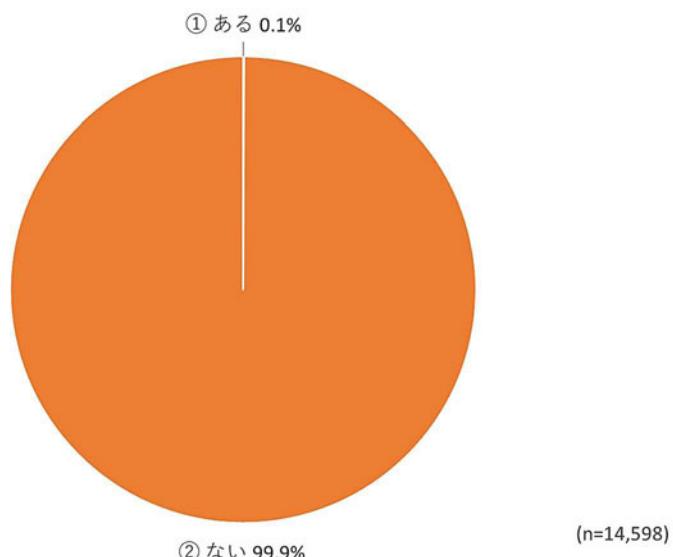
「① ある」は0.1%、「② ない」は99.9%となっている。



【設問 10】返品について

(ア) 下請事業者に責任（不良品等）がないのに、一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に返品したこと（不良品等を理由としたやり直しのための返品は含みません。）がありますか。

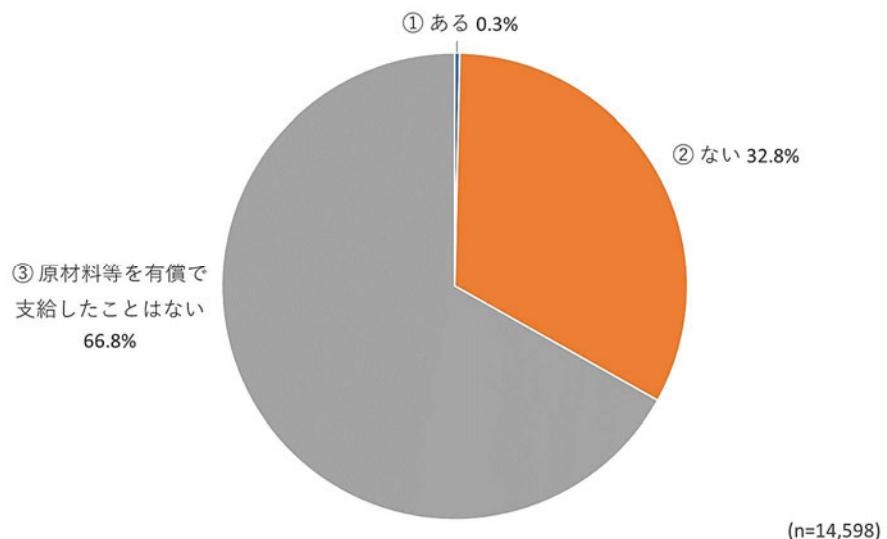
「① ある」は 0.1%、「② ない」は 99.9% となっている。



【設問 11】有償支給原材料等の対価の早期決済について

(ア) 下請事業者に対して、有償で支給した原材料等の全部又は一部の対価を、当該原材料等を用いて製造した製品の下請代金の支払日より前に、下請事業者に支払わせたり、下請代金から控除（相殺）したことがありますか。

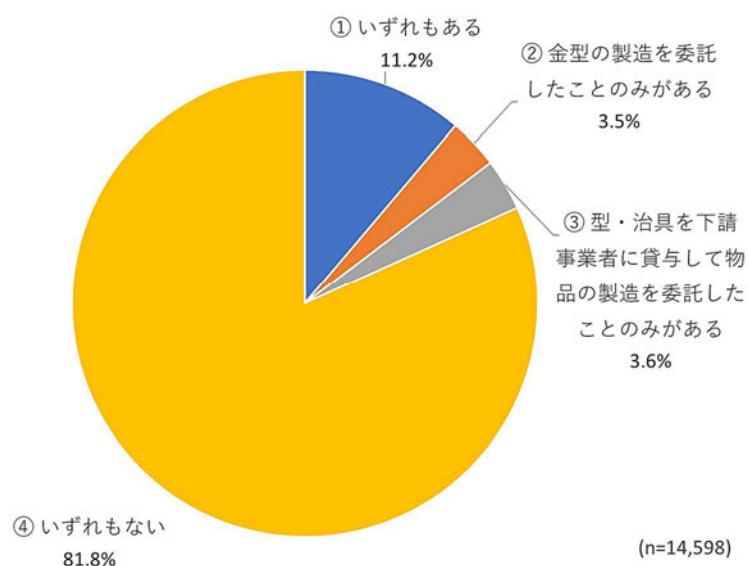
「③ 原材料等を有償で支給したことはない」が 66.8%と最も高く、次いで「② ない」が 32.8%、「① ある」が 0.3%となっている。



【設問 12】型（部品等を製造するための金属製、木製等の型）・治具について

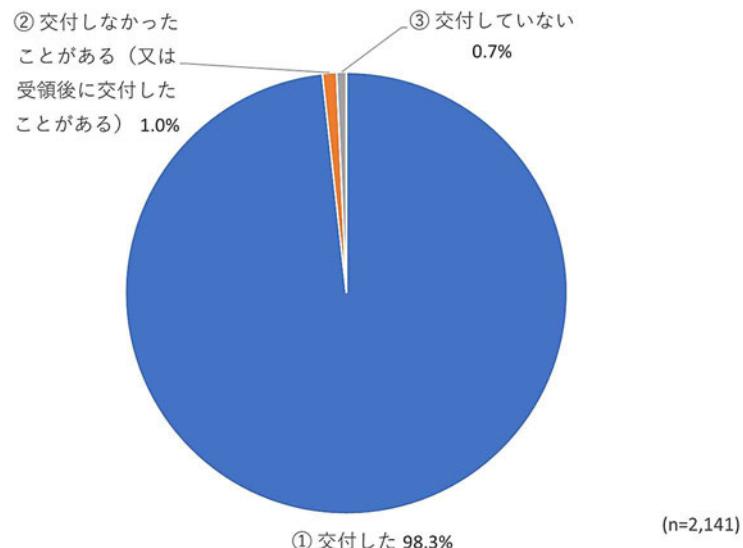
(ア) 金型の製造を委託したこと又は型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがありますか（下請事業者に部品の製造を委託した際に、その部品の製造に必要な金型の製造を委託する場合も含みます。）。

「④ いずれもない」が81.8%と最も高く、次いで「① いずれもある」が11.2%、「③ 型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことのみがある」が3.6%となっている。



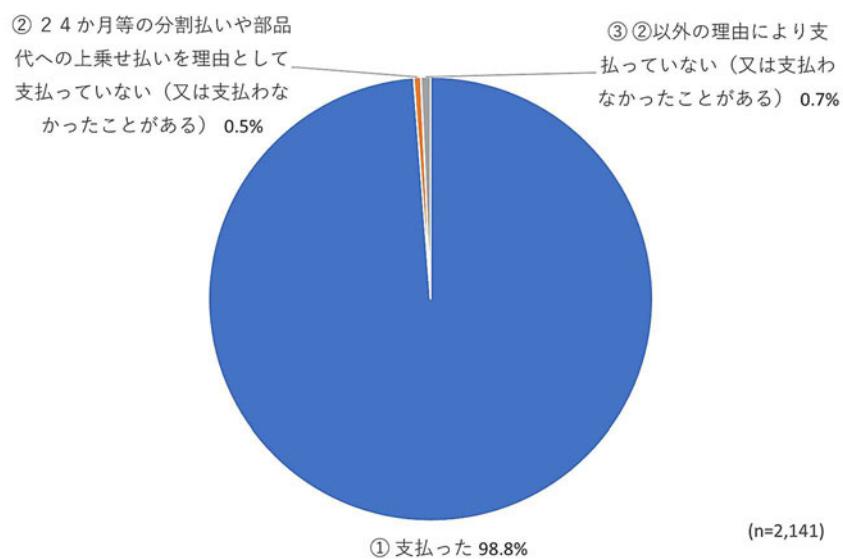
(イ) アで①又は②を選択した場合、発注に際して、当該金型に関する発注内容等を記載した発注書面（一定期間内における製造委託をする際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。

「① 交付した」が98.3%と最も高く、次いで「② 交付しなかったことがある（又は受領後に交付したことがある）」が1.0%、「③ 交付していない」が0.7%となっている。



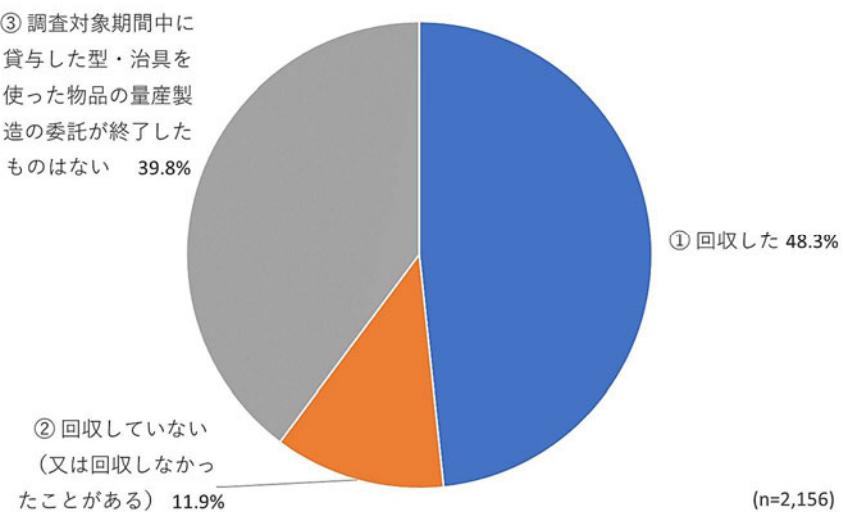
(ウ) 上記（ア）で①又は②を選択した場合、当該金型を受領してから60日以内に代金の全額を支払いましたか。

「① 支払った」が98.8%と最も高く、次いで「③ ②以外の理由により支払っていない（又は支払わなかったことがある）」が0.7%、「② 24か月等の分割払いや部品代への上乗せ払いを理由として支払っていない（又は支払わなかったことがある）」が0.5%となっている。



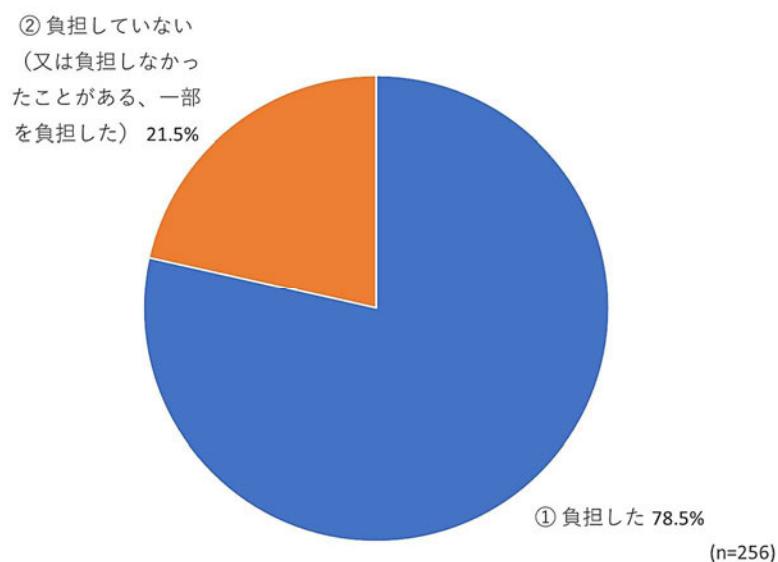
(エ) 上記(ア)で①又は③を選択した場合、その量産製造が終了した後、下請事業者から当該型・治具を回収しましたか。

「① 回収した」が48.3%と最も高く、次いで「③ 調査対象期間中に貸与した型・治具を使った物品の量産製造の委託が終了したものはない」が39.8%、「② 回収していない（又は回収しなかったことがある）」が11.9%となっている。



(オ) 上記(エ)で②を選択した場合、その保管費用又は廃棄に要する費用の全額を貴社が負担しましたか。

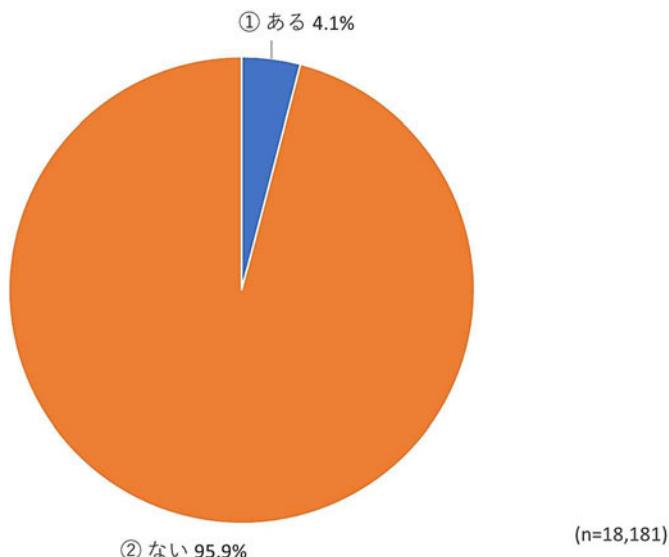
「① 負担した」は78.5%、「② 負担していない（又は負担しなかったことがある、一部を負担した）」は21.5%となっている。



【設問 13】知的財産権の取扱いについて

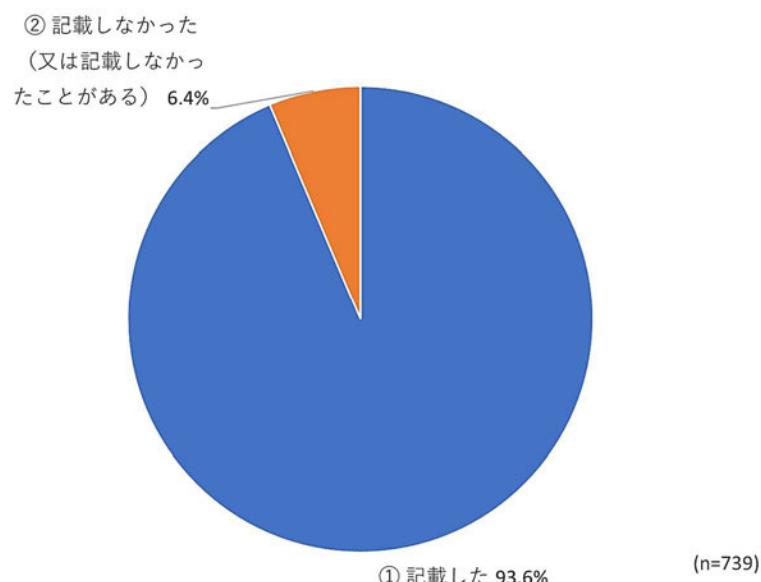
(ア) 下請事業者に知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受けたことがありますか。

「① ある」は 4.1%、「② ない」は 95.9% となっている。



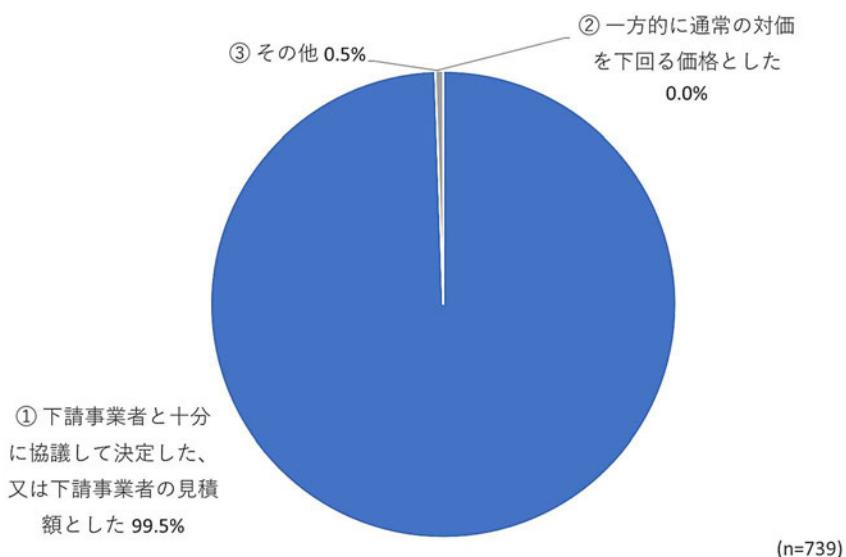
(イ) 上記 (ア) で①を選択した場合、発注書面に譲り受ける知的財産権の譲渡・許諾の範囲を記載しましたか。

「① 記載した」は 93.6%、「② 記載しなかった（又は記載しなかったことがある）」は 6.4% となっている。



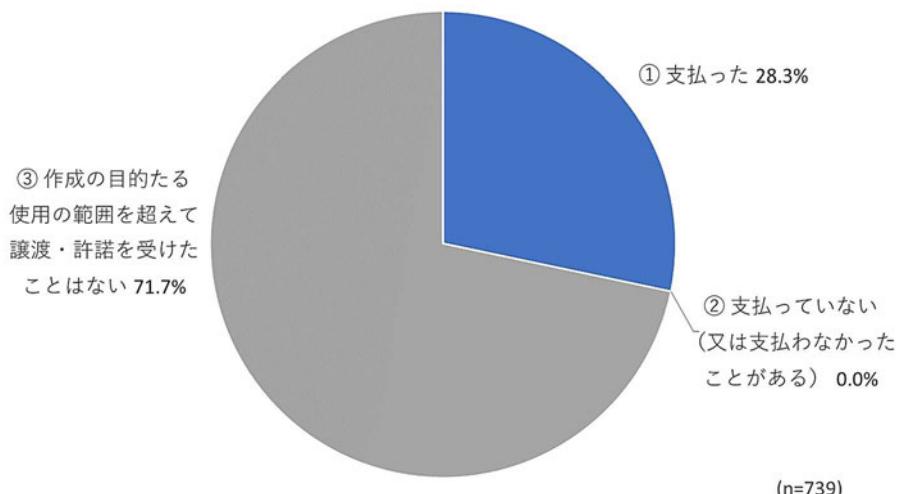
(ウ) 上記（ア）で①を選択した場合、その対価はどのように決定しましたか。

「① 下請事業者と十分に協議して決定した、又は下請事業者の見積額とした」が 99.5% と最も高く、次いで「③ その他」が 0.5%、「② 一方的に通常の対価を下回る価格とした」が 0.0% となっている。



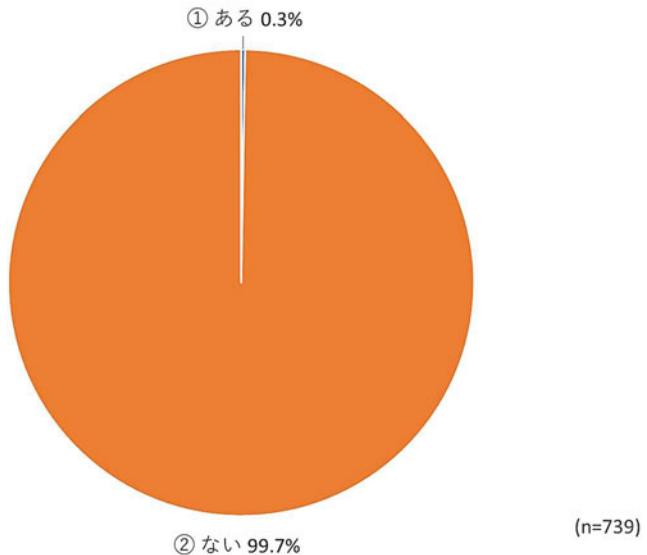
(エ) 上記（ア）で①を選択し、作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことがある場合、その対価を支払いましたか。

「③ 作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことはない」が 71.7% と最も高く、次いで「① 支払った」が 28.3%、「② 支払っていない（又は支払わなかったことがある）」が 0.0% となっている。



(才) 発注内容にない知的財産権の譲渡・許諾について、無償でこれらを受けたことがありますか。

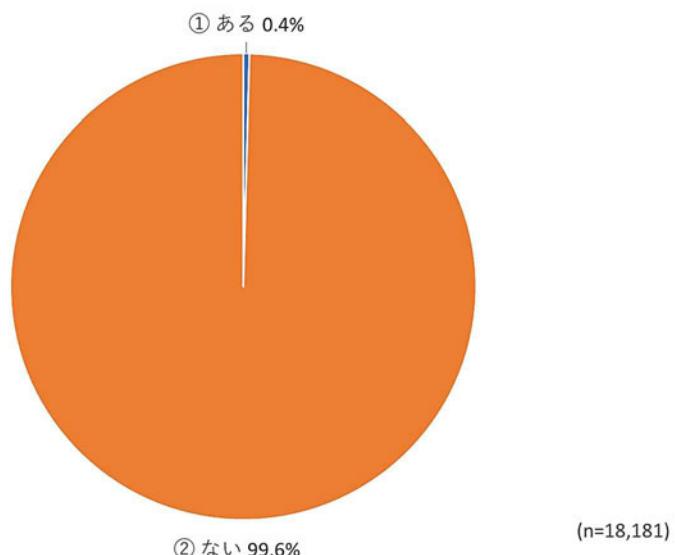
「① ある」は0.3%、「② ない」は99.7%となっている。



【設問 14】インボイス制度について

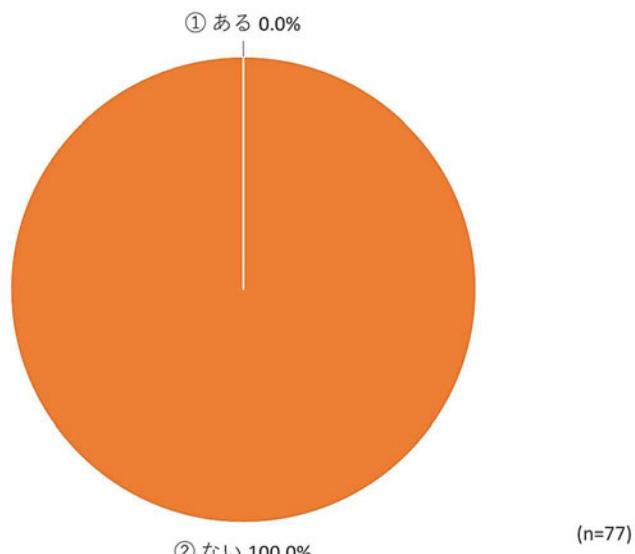
(ア) インボイス制度導入に関する、免税事業者である下請事業者に対し、課税事業者になるよう要請したことはありますか。

「① ある」は 0.4%、「② ない」は 99.6% となっている。



(イ) 上記 (ア) で①を選択した場合、要請の際に、応じなければ取引価格を引き下げるこ
とや、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告したことはありますか。

「① ある」は 0.0%、「② ない」は 100.0% となっている。



3-1-2 不当な取引が懸念される回答を行った事業者に関する集計分析

親調に關し、下記の被疑に該當する回答を行った事業者単位で抽出し、各項目で割合が高い業種（日本標準産業分類（中分類）レベル）を抽出する。

各項目番号について、上位 30 業種について表記する。

番号	被疑内容
①	下請代金法第 3 条の規定に基づく書面が交付されていないおそれがある。
②	下請代金法第 3 条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。
②- 1	発注年月日
②- 2	発注内容（物品、数量等）
②- 3	納入期日
②- 4	納入場所
②- 5	検査完了期日
②- 6	下請代金の額
②- 7	自社及び下請事業者の名称
②- 8	下請代金の支払期日
②- 9	支払方法（現金・手形・一括決済方式の別及びその割合）
②- 10	手形による支払の場合、満期日（一括決済方式の場合、金融機関の名称及び決済期日）
②- 11	金型に関する記載
②- 12	知的財産権に関する記載
②- 13	原材料を有償支給している場合、その数量、対価、決済方法等
②- 14	取引条件を記載した別途交付する書面との関連性
②- 15	発注時に内容が定められない場合、その理由及び定める予定期日
③	下請代金法第 4 条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。
③- 1	受領拒否の禁止
③- 2	支払遅延の禁止
③- 3	下請代金の減額の禁止
③- 4	返品の禁止
③- 5	買いたたきの禁止
③- 6	購入・利用強制の禁止
③- 7	有償支給材の早期決済の禁止
③- 8	割引困難な手形の交付の禁止
③- 9	不当な経済上の利益の提供要請の禁止
③- 10	不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止
④	下請代金法第 5 条の規定に基づく書類が保存されていないおそれがある。
⑤	下請代金法第 5 条の規定に基づく書類が当該書類の記載が終わった日から 2 年間保存されていないおそれがある。

① 下請代金法第3条の規定に基づく書面が交付されていないおそれがある。

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	89 自動車整備業	44	16	36.4%
2位	79 その他の生活関連サービス業	75	19	25.3%
3位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	12	3	25.0%
4位	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	26	6	23.1%
5位	73 広告業	132	29	22.0%
6位	88 廃棄物処理業	100	19	19.0%
7位	76 飲食店	38	7	18.4%
8位	07 職別工事業（設備工事業を除く）	39	7	17.9%
9位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	25	17.7%
10位	37 通信業	17	3	17.6%
11位	60 その他の小売業	191	32	16.8%
12位	70 物品賃貸業	50	8	16.0%
13位	34 ガス業	19	3	15.8%
14位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	10	15.6%
15位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	3	15.0%
16位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	8	14.3%
17位	55 その他の卸売業	290	40	13.8%
18位	17 石油製品・石炭製品製造業	15	2	13.3%
19位	42 鉄道業	15	2	13.3%
20位	75 宿泊業	30	4	13.3%
21位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	46	13.2%
22位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	23	3	13.0%
23位	59 機械器具小売業	229	29	12.7%
24位	83 医療業	16	2	12.5%
25位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	43	12.0%
26位	92 その他の事業サービス業	430	51	11.9%
27位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	2	11.1%
28位	52 飲食料品卸売業	156	17	10.9%
29位	58 飲食料品小売業	46	5	10.9%
30位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	20	10.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-1 発注年月日

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	83 医療業	16	3	18.8%
2位	85 社会保険・社会福祉・介護事業	11	2	18.2%
3位	37 通信業	17	1	5.9%
4位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	1	5.6%
5位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	1	5.0%
6位	40 インターネット附隨サービス業	42	2	4.8%
7位	58 飲食料品小売業	46	2	4.3%
8位	45 水運業	28	1	3.6%
9位	06 総合工事業	60	2	3.3%
10位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	6	3.0%
11位	76 飲食店	38	1	2.6%
12位	44 道路貨物運送業	449	11	2.4%
13位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	8	2.3%
14位	91 職業紹介・労働者派遣業	49	1	2.0%
15位	38 放送業	100	2	2.0%
16位	70 物品賃貸業	50	1	2.0%
17位	50 各種商品卸売業	51	1	2.0%
18位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	1	1.8%
19位	73 広告業	132	2	1.5%
20位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	2	1.4%
21位	52 飲食料品卸売業	156	2	1.3%
22位	09 食料品製造業	237	3	1.3%
23位	48 運輸に附帯するサービス業	164	2	1.2%
24位	92 その他の事業サービス業	430	5	1.2%
25位	23 非鉄金属製造業	92	1	1.1%
26位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	3	0.8%
27位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	1	0.8%
28位	32 その他の製造業	136	1	0.7%
29位	21 窯業・土石製品製造業	143	1	0.7%
30位	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	504	3	0.6%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-2 発注内容（物品、数量等）

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	83 医療業	16	2	12.5%
2位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	1	5.6%
3位	58 飲食料品小売業	46	2	4.3%
4位	50 各種商品卸売業	51	2	3.9%
5位	76 飲食店	38	1	2.6%
6位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	1	1.8%
7位	06 総合工事業	60	1	1.7%
8位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	1	1.6%
9位	44 道路貨物運送業	449	7	1.6%
10位	73 広告業	132	2	1.5%
11位	48 運輸に附帯するサービス業	164	2	1.2%
12位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	2	1.0%
13位	38 放送業	100	1	1.0%
14位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	3	0.9%
15位	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	504	3	0.6%
16位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	177	1	0.6%
17位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	2	0.6%
18位	60 その他の小売業	191	1	0.5%
19位	69 不動産賃貸業・管理業	198	1	0.5%
20位	09 食料品製造業	237	1	0.4%
21位	31 輸送用機械器具製造業	256	1	0.4%
22位	55 その他の卸売業	290	1	0.3%
23位	24 金属製品製造業	383	1	0.3%
24位	92 その他の事業サービス業	430	1	0.2%
25位	54 機械器具卸売業	470	1	0.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※26位以降は0.0%となっている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-3 納入期日

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	83 医療業	16	3	18.8%
2位	89 自動車整備業	44	8	18.2%
3位	37 通信業	17	3	17.6%
4位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	3	16.7%
5位	79 その他の生活関連サービス業	75	12	16.0%
6位	34 ガス業	19	2	10.5%
7位	76 飲食店	38	4	10.5%
8位	60 その他の小売業	191	20	10.5%
9位	51 繊維・衣服等卸売業	89	9	10.1%
10位	55 その他の卸売業	290	29	10.0%
11位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	2	10.0%
12位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	3	9.7%
13位	85 社会保険・社会福祉・介護事業	11	1	9.1%
14位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	23	2	8.7%
15位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	17	8.6%
16位	20 なめし革・革製品・毛皮製造業	12	1	8.3%
17位	70 物品賃貸業	50	4	8.0%
18位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	27	7.7%
19位	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	26	2	7.7%
20位	73 広告業	132	10	7.6%
21位	43 道路旅客運送業	40	3	7.5%
22位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	4	7.1%
23位	40 インターネット附随サービス業	42	3	7.1%
24位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	25	7.0%
25位	17 石油製品・石炭製品製造業	15	1	6.7%
26位	52 飲食料品卸売業	156	10	6.4%
27位	38 放送業	100	6	6.0%
28位	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	193	11	5.7%
29位	21 窯業・土石製品製造業	143	8	5.6%
30位	47 倉庫業	72	4	5.6%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-4 納入場所

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	12	3	25.0%
2位	83 医療業	16	3	18.8%
3位	51 繊維・衣服等卸売業	89	16	18.0%
4位	79 その他の生活関連サービス業	75	13	17.3%
5位	89 自動車整備業	44	7	15.9%
6位	73 広告業	132	20	15.2%
7位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	3	15.0%
8位	60 その他の小売業	191	27	14.1%
9位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	19	13.5%
10位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	4	12.9%
11位	37 通信業	17	2	11.8%
12位	06 総合工事業	60	7	11.7%
13位	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	26	3	11.5%
14位	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	504	58	11.5%
15位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	41	11.4%
16位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	2	11.1%
17位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	7	10.9%
18位	11 繊維工業	178	19	10.7%
19位	76 飲食店	38	4	10.5%
20位	38 放送業	100	10	10.0%
21位	55 その他の卸売業	290	29	10.0%
22位	70 物品賃貸業	50	5	10.0%
23位	40 インターネット附随サービス業	42	4	9.5%
24位	15 印刷・同関連業	163	15	9.2%
25位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	18	9.1%
26位	85 社会保険・社会福祉・介護事業	11	1	9.1%
27位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	5	8.9%
28位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	23	2	8.7%
29位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	29	8.3%
30位	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	193	15	7.8%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-5 検査完了期日

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	79 その他の生活関連サービス業	75	17	22.7%
2位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	7	22.6%
3位	37 通信業	17	3	17.6%
4位	75 宿泊業	30	5	16.7%
5位	91 職業紹介・労働者派遣業	49	8	16.3%
6位	89 自動車整備業	44	7	15.9%
7位	76 飲食店	38	6	15.8%
8位	06 総合工事業	60	9	15.0%
9位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	3	15.0%
10位	13 家具・装備品製造業	35	5	14.3%
11位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	49	14.0%
12位	55 その他の卸売業	290	40	13.8%
13位	25 はん用機械器具製造業	211	29	13.7%
14位	60 その他の小売業	191	26	13.6%
15位	51 繊維・衣服等卸売業	89	12	13.5%
16位	17 石油製品・石炭製品製造業	15	2	13.3%
17位	24 金属製品製造業	383	51	13.3%
18位	32 その他の製造業	136	18	13.2%
19位	58 飲食料品小売業	46	6	13.0%
20位	38 放送業	100	13	13.0%
21位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	7	12.5%
22位	83 医療業	16	2	12.5%
23位	11 繊維工業	178	22	12.4%
24位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	24	12.2%
25位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	43	12.0%
26位	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	504	60	11.9%
27位	52 飲食料品卸売業	156	18	11.5%
28位	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	26	3	11.5%
29位	29 電気機械器具製造業	313	36	11.5%
30位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	16	11.3%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-6 下請代金の額

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	83 医療業	16	3	18.8%
2位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	8	14.3%
3位	17 石油製品・石炭製品製造業	15	2	13.3%
4位	76 飲食店	38	5	13.2%
5位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	4	12.9%
6位	51 繊維・衣服等卸売業	89	11	12.4%
7位	45 水運業	28	3	10.7%
8位	79 その他の生活関連サービス業	75	7	9.3%
9位	89 自動車整備業	44	4	9.1%
10位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	12	1	8.3%
11位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	10	7.9%
12位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	5	7.8%
13位	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	26	2	7.7%
14位	09 食料品製造業	237	17	7.2%
15位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	25	7.2%
16位	52 飲食料品卸売業	156	11	7.1%
17位	47 倉庫業	72	5	6.9%
18位	60 その他の小売業	191	13	6.8%
19位	75 宿泊業	30	2	6.7%
20位	58 飲食料品小売業	46	3	6.5%
21位	44 道路貨物運送業	449	28	6.2%
22位	37 通信業	17	1	5.9%
23位	13 家具・装備品製造業	35	2	5.7%
24位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	1	5.6%
25位	07 職別工事業（設備工事業を除く）	39	2	5.1%
26位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	1	5.0%
27位	40 インターネット附随サービス業	42	2	4.8%
28位	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	193	9	4.7%
29位	24 金属製品製造業	383	17	4.4%
30位	31 輸送用機械器具製造業	256	11	4.3%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-7 自社及び下請事業者の名称

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	83 医療業	16	1	6.3%
2位	45 水運業	28	1	3.6%
3位	40 インターネット附随サービス業	42	1	2.4%
4位	91 職業紹介・労働者派遣業	49	1	2.0%
5位	38 放送業	100	2	2.0%
6位	50 各種商品卸売業	51	1	2.0%
7位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	1	1.8%
8位	06 総合工事業	60	1	1.7%
9位	56 各種商品小売業	63	1	1.6%
10位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	2	1.4%
11位	47 倉庫業	72	1	1.4%
12位	79 その他の生活関連サービス業	75	1	1.3%
13位	52 飲食料品卸売業	156	2	1.3%
14位	31 輸送用機械器具製造業	256	3	1.2%
15位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	4	1.1%
16位	51 繊維・衣服等卸売業	89	1	1.1%
17位	16 化学工業	270	3	1.1%
18位	60 その他の小売業	191	2	1.0%
19位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	2	1.0%
20位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	3	0.8%
21位	24 金属製品製造業	383	3	0.8%
22位	22 鉄鋼業	128	1	0.8%
23位	73 広告業	132	1	0.8%
24位	32 その他の製造業	136	1	0.7%
25位	92 その他の事業サービス業	430	3	0.7%
26位	44 道路貨物運送業	449	3	0.7%
27位	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	193	1	0.5%
28位	59 機械器具小売業	229	1	0.4%
29位	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	504	1	0.2%
30位	39 情報サービス業	902	1	0.1%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-8 下請代金の支払期日

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	75 宿泊業	30	8	26.7%
2位	83 医療業	16	4	25.0%
3位	51 繊維・衣服等卸売業	89	16	18.0%
4位	79 その他の生活関連サービス業	75	13	17.3%
5位	60 その他の小売業	191	30	15.7%
6位	55 その他の卸売業	290	45	15.5%
7位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	3	15.0%
8位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	18	14.3%
9位	45 水運業	28	4	14.3%
10位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	9	14.1%
11位	17 石油製品・石炭製品製造業	15	2	13.3%
12位	76 飲食店	38	5	13.2%
13位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	4	12.9%
14位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	45	12.9%
15位	15 印刷・同関連業	163	21	12.9%
16位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	7	12.5%
17位	89 自動車整備業	44	5	11.4%
18位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	2	11.1%
19位	09 食料品製造業	237	26	11.0%
20位	52 飲食料品卸売業	156	17	10.9%
21位	73 広告業	132	14	10.6%
22位	34 ガス業	19	2	10.5%
23位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	20	10.2%
24位	50 各種商品卸売業	51	5	9.8%
25位	85 社会保険・社会福祉・介護事業	11	1	9.1%
26位	32 その他の製造業	136	12	8.8%
27位	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	193	17	8.8%
28位	24 金属製品製造業	383	32	8.4%
29位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	12	1	8.3%
30位	47 倉庫業	72	6	8.3%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-9 支払方法（現金・手形・一括決済方式の別及びその割合）

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	17 石油製品・石炭製品製造業	15	1	6.7%
2位	55 その他の卸売業	290	18	6.2%
3位	15 印刷・同関連業	163	10	6.1%
4位	13 家具・装備品製造業	35	2	5.7%
5位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	7	5.6%
6位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	39	2	5.1%
7位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	17	4.9%
8位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	3	4.7%
9位	89 自動車整備業	44	2	4.5%
10位	25 はん用機械器具製造業	211	9	4.3%
11位	24 金属製品製造業	383	15	3.9%
12位	21 窯業・土石製品製造業	143	5	3.5%
13位	32 その他の製造業	136	4	2.9%
14位	60 その他の小売業	191	5	2.6%
15位	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	193	5	2.6%
16位	27 業務用機械器具製造業	122	3	2.5%
17位	31 輸送用機械器具製造業	256	6	2.3%
18位	54 機械器具卸売業	470	11	2.3%
19位	51 繊維・衣服等卸売業	89	2	2.2%
20位	88 廃棄物処理業	100	2	2.0%
21位	26 生産用機械器具製造業	457	9	2.0%
22位	08 設備工事業	102	2	2.0%
23位	50 各種商品卸売業	51	1	2.0%
24位	29 電気機械器具製造業	313	6	1.9%
25位	59 機械器具小売業	229	4	1.7%
26位	11 繊維工業	178	3	1.7%
27位	22 鉄鋼業	128	2	1.6%
28位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	3	1.5%
29位	47 倉庫業	72	1	1.4%
30位	09 食料品製造業	237	3	1.3%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-10 手形による支払の場合、満期日（一括決済方式の場合、金融機関の名称及び決済期日）

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	55 その他の卸売業	290	17	5.9%
2位	13 家具・装備品製造業	35	2	5.7%
3位	15 印刷・同関連業	163	9	5.5%
4位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	39	2	5.1%
5位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	6	4.8%
6位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	3	4.7%
7位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	16	4.6%
8位	89 自動車整備業	44	2	4.5%
9位	25 はん用機械器具製造業	211	8	3.8%
10位	24 金属製品製造業	383	14	3.7%
11位	21 窯業・土石製品製造業	143	5	3.5%
12位	32 その他の製造業	136	4	2.9%
13位	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	193	5	2.6%
14位	51 繊維・衣服等卸売業	89	2	2.2%
15位	54 機械器具卸売業	470	10	2.1%
16位	60 その他の小売業	191	4	2.1%
17位	88 廃棄物処理業	100	2	2.0%
18位	08 設備工事業	102	2	2.0%
19位	50 各種商品卸売業	51	1	2.0%
20位	31 輸送用機械器具製造業	256	5	2.0%
21位	26 生産用機械器具製造業	457	8	1.8%
22位	59 機械器具小売業	229	4	1.7%
23位	11 繊維工業	178	3	1.7%
24位	27 業務用機械器具製造業	122	2	1.6%
25位	29 電気機械器具製造業	313	5	1.6%
26位	22 鉄鋼業	128	2	1.6%
27位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	3	1.5%
28位	47 倉庫業	72	1	1.4%
29位	16 化学工業	270	3	1.1%
30位	09 食料品製造業	237	2	0.8%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-11 金型に関する記載

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	12	1	8.3%
2位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	1	5.6%
3位	24 金属製品製造業	383	5	1.3%
4位	51 繊維・衣服等卸売業	89	1	1.1%
5位	26 生産用機械器具製造業	457	5	1.1%
6位	23 非鉄金属製造業	92	1	1.1%
7位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	1	0.8%
8位	32 その他の製造業	136	1	0.7%
9位	15 印刷・同関連業	163	1	0.6%
10位	60 その他の小売業	191	1	0.5%
11位	54 機械器具卸売業	470	2	0.4%
12位	55 その他の卸売業	290	1	0.3%
13位	29 電気機械器具製造業	313	1	0.3%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※14位以降は0.0%となっている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-12 知的財産権に関する記載

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	1	5.6%
2位	73 広告業	132	7	5.3%
3位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	1	3.2%
4位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	10	2.8%
5位	40 インターネット附隨サービス業	42	1	2.4%
6位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	3	2.1%
7位	91 職業紹介・労働者派遣業	49	1	2.0%
8位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	1	1.8%
9位	79 その他の生活関連サービス業	75	1	1.3%
10位	51 繊維・衣服等卸売業	89	1	1.1%
11位	39 情報サービス業	902	9	1.0%
12位	92 その他の事業サービス業	430	3	0.7%
13位	52 飲食料品卸売業	156	1	0.6%
14位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	1	0.5%
15位	09 食料品製造業	237	1	0.4%
16位	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	504	2	0.4%
17位	24 金属製品製造業	383	1	0.3%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※18位以降は0.0%となっている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-13 原材料を有償支給している場合、その数量、対価、決済方法等

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	13 家具・装備品製造業	35	10	28.6%
2位	51 繊維・衣服等卸売業	89	25	28.1%
3位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	12	3	25.0%
4位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	16	25.0%
5位	76 飲食店	38	9	23.7%
6位	37 通信業	17	4	23.5%
7位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	79	22.6%
8位	55 その他の卸売業	290	65	22.4%
9位	23 非鉄金属製造業	92	20	21.7%
10位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	27	21.4%
11位	52 飲食料品卸売業	156	32	20.5%
12位	24 金属製品製造業	383	78	20.4%
13位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	40	20.3%
14位	09 食料品製造業	237	48	20.3%
15位	06 総合工事業	60	12	20.0%
16位	17 石油製品・石炭製品製造業	15	3	20.0%
17位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	6	19.4%
18位	59 機械器具小売業	229	42	18.3%
19位	21 窯業・土石製品製造業	143	26	18.2%
20位	85 社会保険・社会福祉・介護事業	11	2	18.2%
21位	60 その他の小売業	191	34	17.8%
22位	73 広告業	132	23	17.4%
23位	11 繊維工業	178	31	17.4%
24位	58 飲食料品小売業	46	8	17.4%
25位	27 業務用機械器具製造業	122	21	17.2%
26位	40 インターネット附随サービス業	42	7	16.7%
27位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	3	16.7%
28位	26 生産用機械器具製造業	457	76	16.6%
29位	29 電気機械器具製造業	313	52	16.6%
30位	22 鉄鋼業	128	21	16.4%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-14 取引条件を記載した別途交付する書面との関連性

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	75 宿泊業	30	7	23.3%
2位	76 飲食店	38	7	18.4%
3位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	12	2	16.7%
4位	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	26	4	15.4%
5位	79 その他の生活関連サービス業	75	11	14.7%
6位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	4	12.9%
7位	60 その他の小売業	191	24	12.6%
8位	83 医療業	16	2	12.5%
9位	55 その他の卸売業	290	36	12.4%
10位	89 自動車整備業	44	5	11.4%
11位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	39	11.2%
12位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	7	10.9%
13位	34 ガス業	19	2	10.5%
14位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	2	10.0%
15位	50 各種商品卸売業	51	5	9.8%
16位	73 広告業	132	11	8.3%
17位	70 物品賃貸業	50	4	8.0%
18位	51 繊維・衣服等卸売業	89	7	7.9%
19位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	39	3	7.7%
20位	52 飲食料品卸売業	156	12	7.7%
21位	09 食料品製造業	237	17	7.2%
22位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	9	7.1%
23位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	10	7.1%
24位	88 廃棄物処理業	100	7	7.0%
25位	17 石油製品・石炭製品製造業	15	1	6.7%
26位	42 鉄道業	15	1	6.7%
27位	32 その他の製造業	136	9	6.6%
28位	54 機械器具卸売業	470	31	6.6%
29位	24 金属製品製造業	383	25	6.5%
30位	58 飲食料品小売業	46	3	6.5%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

② 下請代金法第3条の規定に基づく書面に記載不備のおそれがある。

②-15 発注時に内容が定められない場合、その理由及び定める予定期日

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	75 宿泊業	30	4	13.3%
2位	79 その他の生活関連サービス業	75	9	12.0%
3位	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	26	3	11.5%
4位	73 広告業	132	13	9.8%
5位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	3	9.7%
6位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	32	9.2%
7位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	12	8.5%
8位	70 物品貯蔵業	50	4	8.0%
9位	88 廃棄物処理業	100	8	8.0%
10位	55 その他の卸売業	290	23	7.9%
11位	76 飲食店	38	3	7.9%
12位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	39	3	7.7%
13位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	4	7.1%
14位	89 自動車整備業	44	3	6.8%
15位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	4	6.3%
16位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	22	6.1%
17位	50 各種商品卸売業	51	3	5.9%
18位	60 その他の小売業	191	11	5.8%
19位	13 家具・装備品製造業	35	2	5.7%
20位	51 繊維・衣服等卸売業	89	5	5.6%
21位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	1	5.6%
22位	26 生産用機械器具製造業	457	25	5.5%
23位	34 ガス業	19	1	5.3%
24位	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	504	26	5.2%
25位	92 その他の事業サービス業	430	22	5.1%
26位	33 電気業	20	1	5.0%
27位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	1	5.0%
28位	15 印刷・同関連業	163	8	4.9%
29位	08 設備工事業	102	5	4.9%
30位	59 機械器具小売業	229	11	4.8%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-1 受領拒否の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	13 家具・装備品製造業	35	2	5.7%
2位	34 ガス業	19	1	5.3%
3位	70 物品貯蔵業	50	1	2.0%
4位	23 非鉄金属製造業	92	1	1.1%
5位	27 業務用機械器具製造業	122	1	0.8%
6位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	1	0.8%
7位	73 広告業	132	1	0.8%
8位	32 その他の製造業	136	1	0.7%
9位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	1	0.7%
10位	55 その他の卸売業	290	2	0.7%
11位	60 その他の小売業	191	1	0.5%
12位	59 機械器具小売業	229	1	0.4%
13位	09 食料品製造業	237	1	0.4%
14位	31 輸送用機械器具製造業	256	1	0.4%
15位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	1	0.3%
16位	54 機械器具卸売業	470	1	0.2%
17位	39 情報サービス業	902	1	0.1%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※18位以降は0.0%となっている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-2 支払遅延の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	75 宿泊業	30	14	46.7%
2位	42 鉄道業	15	6	40.0%
3位	73 広告業	132	50	37.9%
4位	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	26	9	34.6%
5位	83 医療業	16	5	31.3%
6位	40 インターネット附隨サービス業	42	13	31.0%
7位	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	504	156	31.0%
8位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	43	30.5%
9位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	106	29.5%
10位	37 通信業	17	5	29.4%
11位	50 各種商品卸売業	51	15	29.4%
12位	70 物品賃貸業	50	14	28.0%
13位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	5	27.8%
14位	60 その他の小売業	191	53	27.7%
15位	08 設備工事業	102	28	27.5%
16位	06 総合工事業	60	16	26.7%
17位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	17	26.6%
18位	39 情報サービス業	902	239	26.5%
19位	76 飲食店	38	10	26.3%
20位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	8	25.8%
21位	13 家具・装備品製造業	35	9	25.7%
22位	07 職別工事業（設備工事業を除く）	39	10	25.6%
23位	54 機械器具卸売業	470	118	25.1%
24位	38 放送業	100	25	25.0%
25位	89 自動車整備業	44	11	25.0%
26位	51 繊維・衣服等卸売業	89	22	24.7%
27位	92 その他の事業サービス業	430	101	23.5%
28位	55 その他の卸売業	290	68	23.4%
29位	31 輸送用機械器具製造業	256	60	23.4%
30位	59 機械器具小売業	229	52	22.7%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-3 下請代金の減額の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	42 鉄道業	15	3	20.0%
2位	75 宿泊業	30	6	20.0%
3位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	4	20.0%
4位	85 社会保険・社会福祉・介護事業	11	2	18.2%
5位	89 自動車整備業	44	8	18.2%
6位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	39	7	17.9%
7位	88 廃棄物処理業	100	14	14.0%
8位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	23	3	13.0%
9位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	42	12.0%
10位	51 繊維・衣服等卸売業	89	10	11.2%
11位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	7	10.9%
12位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	6	10.7%
13位	34 ガス業	19	2	10.5%
14位	60 その他の小売業	191	20	10.5%
15位	46 航空運輸業	10	1	10.0%
16位	70 物品賃貸業	50	5	10.0%
17位	21 窯業・土石製品製造業	143	13	9.1%
18位	52 飲食料品卸売業	156	14	9.0%
19位	55 その他の卸売業	290	25	8.6%
20位	11 繊維工業	178	15	8.4%
21位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	12	1	8.3%
22位	54 機械器具卸売業	470	37	7.9%
23位	08 設備工事業	102	8	7.8%
24位	50 各種商品卸売業	51	4	7.8%
25位	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	504	39	7.7%
26位	15 印刷・同関連業	163	12	7.4%
27位	73 広告業	132	9	6.8%
28位	17 石油製品・石炭製品製造業	15	1	6.7%
29位	58 飲食料品小売業	46	3	6.5%
30位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	2	6.5%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-4 返品の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	70 物品賃貸業	50	2	4.0%
2位	89 自動車整備業	44	1	2.3%
3位	19 ゴム製品製造業	54	1	1.9%
4位	48 運輸に附帯するサービス業	164	1	0.6%
5位	59 機械器具小売業	229	1	0.4%
6位	54 機械器具卸売業	470	2	0.4%
7位	55 その他の卸売業	290	1	0.3%
8位	24 金属製品製造業	383	1	0.3%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※9位以降は0.0%となっている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-5 買いたたきの禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	2	10.0%
2位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	3	9.7%
3位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	12	1	8.3%
4位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	39	3	7.7%
5位	43 道路旅客運送業	40	3	7.5%
6位	83 医療業	16	1	6.3%
7位	91 職業紹介・労働者派遣業	49	3	6.1%
8位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	3	5.4%
9位	34 ガス業	19	1	5.3%
10位	33 電気業	20	1	5.0%
11位	31 輸送用機械器具製造業	256	12	4.7%
12位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	3	4.7%
13位	24 金属製品製造業	383	17	4.4%
14位	92 その他の事業サービス業	430	19	4.4%
15位	70 物品賃貸業	50	2	4.0%
16位	88 廃棄物処理業	100	4	4.0%
17位	19 ゴム製品製造業	54	2	3.7%
18位	60 その他の小売業	191	7	3.7%
19位	54 機械器具卸売業	470	17	3.6%
20位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	7	3.6%
21位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	5	3.5%
22位	51 繊維・衣服等卸売業	89	3	3.4%
23位	44 道路貨物運送業	449	15	3.3%
24位	75 宿泊業	30	1	3.3%
25位	26 生産用機械器具製造業	457	15	3.3%
26位	52 飲食料品卸売業	156	5	3.2%
27位	56 各種商品小売業	63	2	3.2%
28位	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	504	16	3.2%
29位	55 その他の卸売業	290	9	3.1%
30位	08 設備工事業	102	3	2.9%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-6 購入・利用強制の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	43 道路旅客運送業	40	1	2.5%
2位	58 飲食料品小売業	46	1	2.2%
3位	70 物品賃貸業	50	1	2.0%
4位	15 印刷・同関連業	163	3	1.8%
5位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	1	1.8%
6位	73 広告業	132	2	1.5%
7位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	2	1.4%
8位	47 倉庫業	72	1	1.4%
9位	52 飲食料品卸売業	156	2	1.3%
10位	60 その他の小売業	191	2	1.0%
11位	27 業務用機械器具製造業	122	1	0.8%
12位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	1	0.8%
13位	32 その他の製造業	136	1	0.7%
14位	55 その他の卸売業	290	2	0.7%
15位	44 道路貨物運送業	449	3	0.7%
16位	39 情報サービス業	902	5	0.6%
17位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	1	0.5%
18位	92 その他の事業サービス業	430	2	0.5%
19位	59 機械器具小売業	229	1	0.4%
20位	54 機械器具卸売業	470	2	0.4%
21位	09 食料品製造業	237	1	0.4%
22位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	1	0.3%
23位	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	504	1	0.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※24位以降は0.0%となっている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-7 有償支給材の早期決済の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	37 通信業	17	1	5.9%
2位	13 家具・装備品製造業	35	1	2.9%
3位	50 各種商品卸売業	51	1	2.0%
4位	19 ゴム製品製造業	54	1	1.9%
5位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	1	1.6%
6位	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	193	3	1.6%
7位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	177	2	1.1%
8位	51 繊維・衣服等卸売業	89	1	1.1%
9位	30 情報通信機械器具製造業	91	1	1.1%
10位	23 非鉄金属製造業	92	1	1.1%
11位	55 その他の卸売業	290	3	1.0%
12位	08 設備工事業	102	1	1.0%
13位	26 生産用機械器具製造業	457	4	0.9%
14位	22 鉄鋼業	128	1	0.8%
15位	16 化学工業	270	2	0.7%
16位	21 窯業・土石製品製造業	143	1	0.7%
17位	52 飲食料品卸売業	156	1	0.6%
18位	15 印刷・同関連業	163	1	0.6%
19位	24 金属製品製造業	383	2	0.5%
20位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	1	0.5%
21位	25 はん用機械器具製造業	211	1	0.5%
22位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	1	0.3%
23位	54 機械器具卸売業	470	1	0.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※24位以降は0.0%となっている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-8 割引困難な手形の交付の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	39	2	5.1%
2位	21 窯業・土石製品製造業	143	7	4.9%
3位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	23	1	4.3%
4位	55 その他の卸売業	290	10	3.4%
5位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	2	3.1%
6位	22 鉄鋼業	128	3	2.3%
7位	89 自動車整備業	44	1	2.3%
8位	11 繊維工業	178	4	2.2%
9位	19 ゴム製品製造業	54	1	1.9%
10位	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	193	3	1.6%
11位	26 生産用機械器具製造業	457	6	1.3%
12位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	4	1.1%
13位	30 情報通信機械器具製造業	91	1	1.1%
14位	23 非鉄金属製造業	92	1	1.1%
15位	60 その他の小売業	191	2	1.0%
16位	24 金属製品製造業	383	4	1.0%
17位	88 廃棄物処理業	100	1	1.0%
18位	08 設備工事業	102	1	1.0%
19位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	1	0.8%
20位	29 電気機械器具製造業	313	2	0.6%
21位	15 印刷・同関連業	163	1	0.6%
22位	48 運輸に附帯するサービス業	164	1	0.6%
23位	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	177	1	0.6%
24位	25 はん用機械器具製造業	211	1	0.5%
25位	16 化学工業	270	1	0.4%
26位	54 機械器具卸売業	470	1	0.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※27位以降は0.0%となっている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-9 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	75 宿泊業	30	4	13.3%
2位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	4	12.9%
3位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	2	10.0%
4位	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	12	1	8.3%
5位	42 鉄道業	15	1	6.7%
6位	70 物品賃貸業	50	3	6.0%
7位	37 通信業	17	1	5.9%
8位	52 飲食料品卸売業	156	9	5.8%
9位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	1	5.6%
10位	76 飲食店	38	2	5.3%
11位	60 その他の小売業	191	10	5.2%
12位	55 その他の卸売業	290	15	5.2%
13位	56 各種商品小売業	63	3	4.8%
14位	31 輸送用機械器具製造業	256	12	4.7%
15位	58 飲食料品小売業	46	2	4.3%
16位	27 業務用機械器具製造業	122	5	4.1%
17位	79 その他の生活関連サービス業	75	3	4.0%
18位	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	26	1	3.8%
19位	19 ゴム製品製造業	54	2	3.7%
20位	09 食料品製造業	237	8	3.4%
21位	90 機械等修理業（別掲を除く）	64	2	3.1%
22位	15 印刷・同関連業	163	5	3.1%
23位	38 放送業	100	3	3.0%
24位	32 その他の製造業	136	4	2.9%
25位	21 窯業・土石製品製造業	143	4	2.8%
26位	24 金属製品製造業	383	10	2.6%
27位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	9	2.6%
28位	22 鉄鋼業	128	3	2.3%
29位	16 化学工業	270	6	2.2%
30位	30 情報通信機械器具製造業	91	2	2.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

③ 下請代金法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反しているおそれがある。

③-10 不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	89 自動車整備業	44	2	4.5%
2位	75 宿泊業	30	1	3.3%
3位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	39	1	2.6%
4位	69 不動産賃貸業・管理業	198	4	2.0%
5位	52 飲食料品卸売業	156	3	1.9%
6位	19 ゴム製品製造業	54	1	1.9%
7位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	1	1.8%
8位	24 金属製品製造業	383	6	1.6%
9位	32 その他の製造業	136	2	1.5%
10位	23 非鉄金属製造業	92	1	1.1%
11位	38 放送業	100	1	1.0%
12位	08 設備工事業	102	1	1.0%
13位	59 機械器具小売業	229	2	0.9%
14位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	1	0.8%
15位	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	504	4	0.8%
16位	15 印刷・同関連業	163	1	0.6%
17位	11 繊維工業	178	1	0.6%
18位	60 その他の小売業	191	1	0.5%
19位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	1	0.5%
20位	25 はん用機械器具製造業	211	1	0.5%
21位	16 化学工業	270	1	0.4%
22位	55 その他の卸売業	290	1	0.3%
23位	39 情報サービス業	902	3	0.3%
24位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	1	0.3%
25位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	1	0.3%
26位	92 その他の事業サービス業	430	1	0.2%
27位	44 道路貨物運送業	449	1	0.2%
28位	26 生産用機械器具製造業	457	1	0.2%
29位	54 機械器具卸売業	470	1	0.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

※30位以降は0.0%となっている。

- ④ 下請代金法第5条の規定に基づく書類が保存されていないおそれがある。

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	73 広告業	132	18	13.6%
2位	89 自動車整備業	44	5	11.4%
3位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	2	10.0%
4位	60 その他の小売業	191	17	8.9%
5位	75 宿泊業	30	2	6.7%
6位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	2	6.5%
7位	83 医療業	16	1	6.3%
8位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	8	5.7%
9位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	1	5.6%
10位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	3	5.4%
11位	76 飲食店	38	2	5.3%
12位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	18	5.2%
13位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	39	2	5.1%
14位	52 飲食料品卸売業	156	8	5.1%
15位	88 廃棄物処理業	100	5	5.0%
16位	40 インターネット附随サービス業	42	2	4.8%
17位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	23	1	4.3%
18位	09 食料品製造業	237	10	4.2%
19位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	8	4.1%
20位	70 物品賃貸業	50	2	4.0%
21位	79 その他の生活関連サービス業	75	3	4.0%
22位	11 繊維工業	178	7	3.9%
23位	50 各種商品卸売業	51	2	3.9%
24位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	14	3.9%
25位	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	26	1	3.8%
26位	92 その他の事業サービス業	430	16	3.7%
27位	32 その他の製造業	136	5	3.7%
28位	44 道路貨物運送業	449	16	3.6%
29位	51 繊維・衣服等卸売業	89	3	3.4%
30位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	4	3.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

⑤ 下請代金法第5条の規定に基づく書類が当該書類の記載が終わった日から2年間保存されていないおそれがある。

順位	業種（中分類）	N	回答数	割合
1位	73 広告業	132	18	13.6%
2位	89 自動車整備業	44	5	11.4%
3位	78 洗濯・理容・美容・浴場業	20	2	10.0%
4位	60 その他の小売業	191	17	8.9%
5位	75 宿泊業	30	2	6.7%
6位	57 織物・衣服・身の回り品小売業	31	2	6.5%
7位	83 医療業	16	1	6.3%
8位	41 映像・音声・文字情報制作業	141	8	5.7%
9位	65 金融商品取引業、商品先物取引業	18	1	5.6%
10位	10 飲料・たばこ・飼料製造業	56	3	5.4%
11位	76 飲食店	38	2	5.3%
12位	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	349	18	5.2%
13位	07 職別工事業(設備工事業を除く)	39	2	5.1%
14位	52 飲食料品卸売業	156	8	5.1%
15位	88 廃棄物処理業	100	5	5.0%
16位	40 インターネット附随サービス業	42	2	4.8%
17位	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	23	1	4.3%
18位	09 食料品製造業	237	10	4.2%
19位	87 協同組合（他に分類されないもの）	197	8	4.1%
20位	70 物品賃貸業	50	2	4.0%
21位	79 その他の生活関連サービス業	75	3	4.0%
22位	11 繊維工業	178	7	3.9%
23位	50 各種商品卸売業	51	2	3.9%
24位	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	359	14	3.9%
25位	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	26	1	3.8%
26位	92 その他の事業サービス業	430	16	3.7%
27位	32 その他の製造業	136	5	3.7%
28位	44 道路貨物運送業	449	16	3.6%
29位	51 繊維・衣服等卸売業	89	3	3.4%
30位	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	126	4	3.2%

※業種全体の回答数(N)が10以上の業種を対象としている。

3条違反のおそれがある事業者全体を母数とした、違反項目の割合 (N=7800)

	割合
書面不交付	27.9%
書面記載不備（以下、記載不備の項目等）	
発注年月日	2.2%
発注内容（物品、数量等）	1.1%
納入期日	13.3%
納入場所	19.7%
検査完了日	29.5%
下請代金の額	9.9%
自社及び下請事業者の名称	1.3%
下請代金の支払期日	20.7%
支払方法（現金・手形・一括決済方式の別及びその割合）	4.9%
手形による支払の場合、満期日（一括決済方式の場合、金融機関の名称及び決済期日）	4.3%
金型に関する記載	0.6%
知的財産権に関する記載	1.2%
原材料を有償支給している場合、その数量、対価、決済方法等	44.9%
取引条件を記載した別途交付する書面との関連性	16.8%
発注時に内容が定められない場合、その理由及び定める予定期日	13.4%

4条違反のおそれのある事業者全体を母数とした、違反項目の割合 (N=6811)

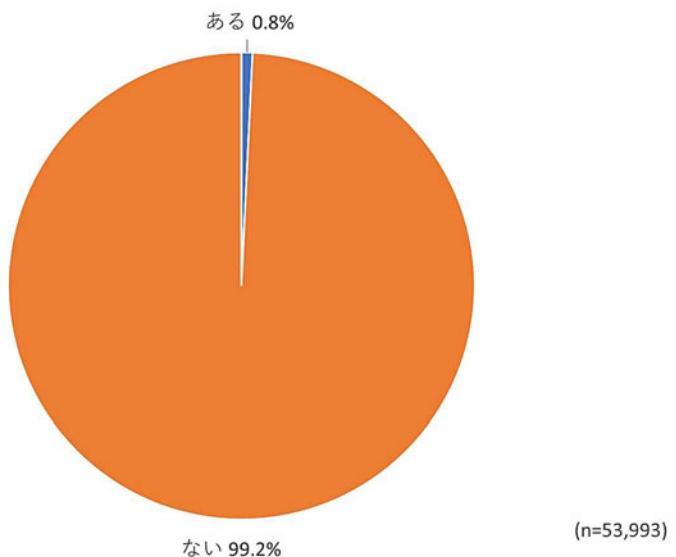
	割合
親事業者の遵守事項違反	
受領拒否の禁止	0.6%
支払遅延の禁止	77.1%
下請代金の減額の禁止	20.8%
返品の禁止	0.3%
買いたたきの禁止	9.5%
購入・利用強制の禁止	1.3%
有償支給材の早期決済の禁止	1.2%
割引困難な手形の交付の禁止	1.9%
不当な経済上の利益の提供要請の禁止	7.3%
不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止	1.4%

3.2 下請事業者に対する調査結果の集計・分析

3-2-1 調査結果

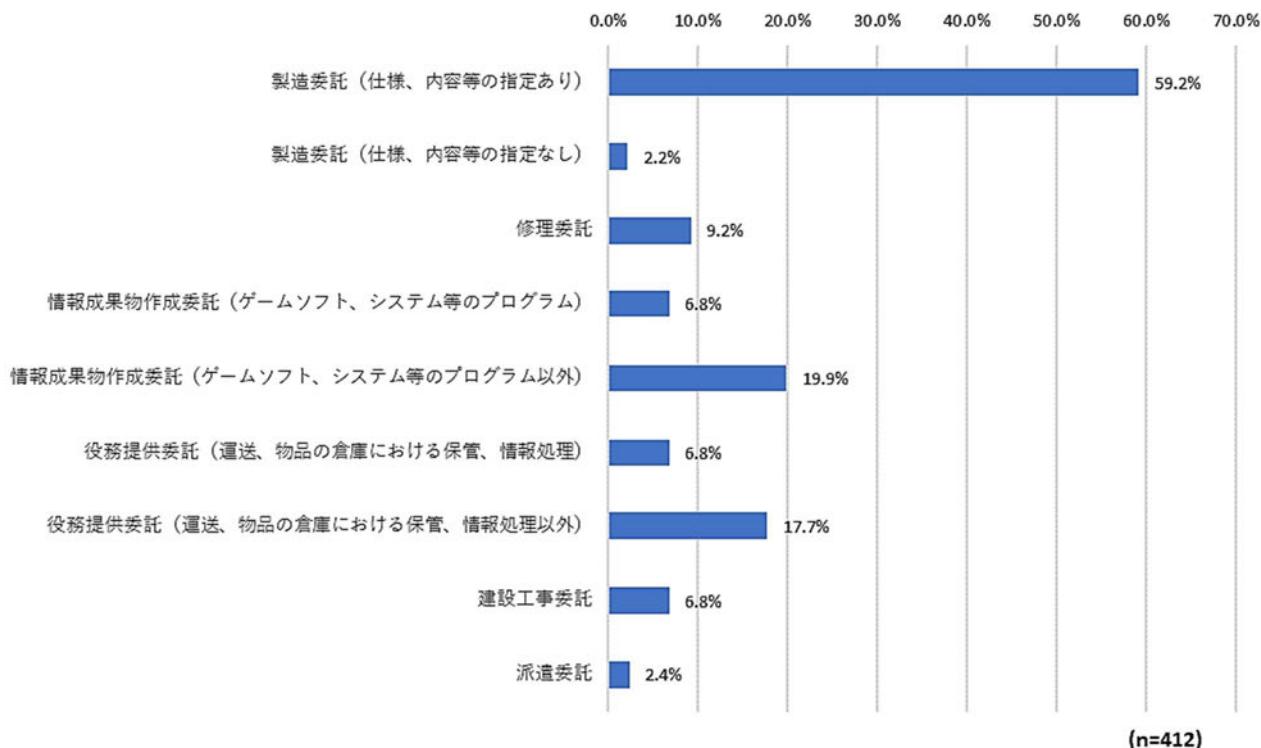
■不当な行為の有無

「ある」が0.8%、「ない」が99.2%となっている。



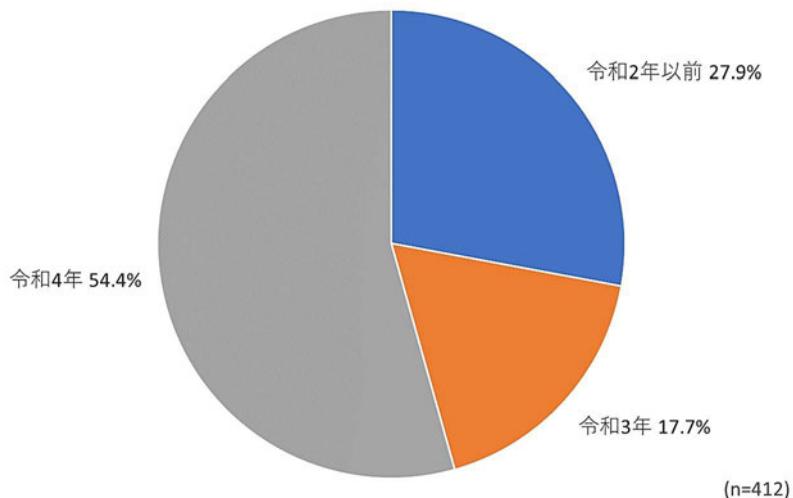
■委託元から委託されている主な取引

「製造委託（仕様、内容等の指定あり）」が59.2%と最も高く、次いで「情報成果物作成委託（ゲームソフト、システム等のプログラム以外）」が19.9%、「役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理以外）」が17.7%となっている。



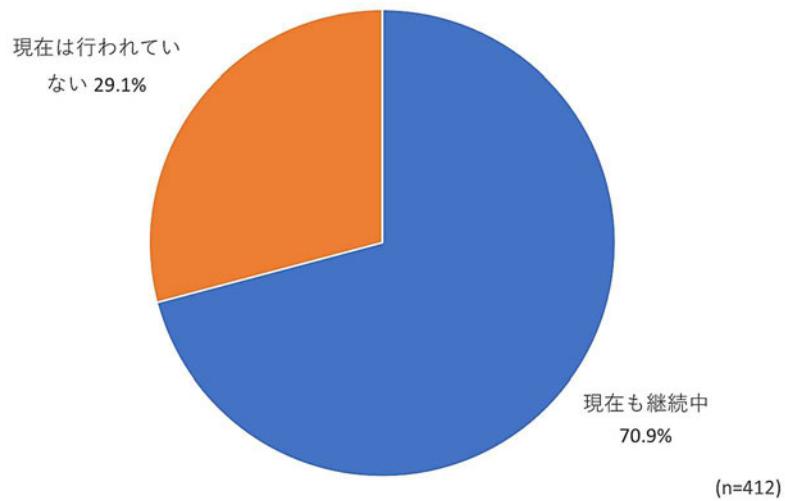
■直近で不当な行為が行われた時期

「令和4年」が54.4%と最も高く、次いで「令和2年以前」が27.9%、「令和3年」が17.7%となっている。



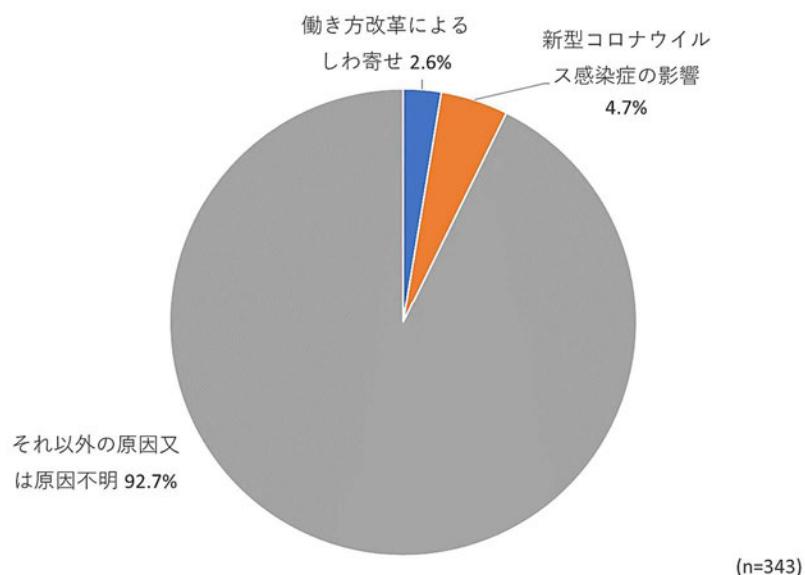
■不当な行為の継続状況

「現在も継続中」が70.9%、「現在は行われていない」が29.1%となっている。



■不当な行為を受けた要因

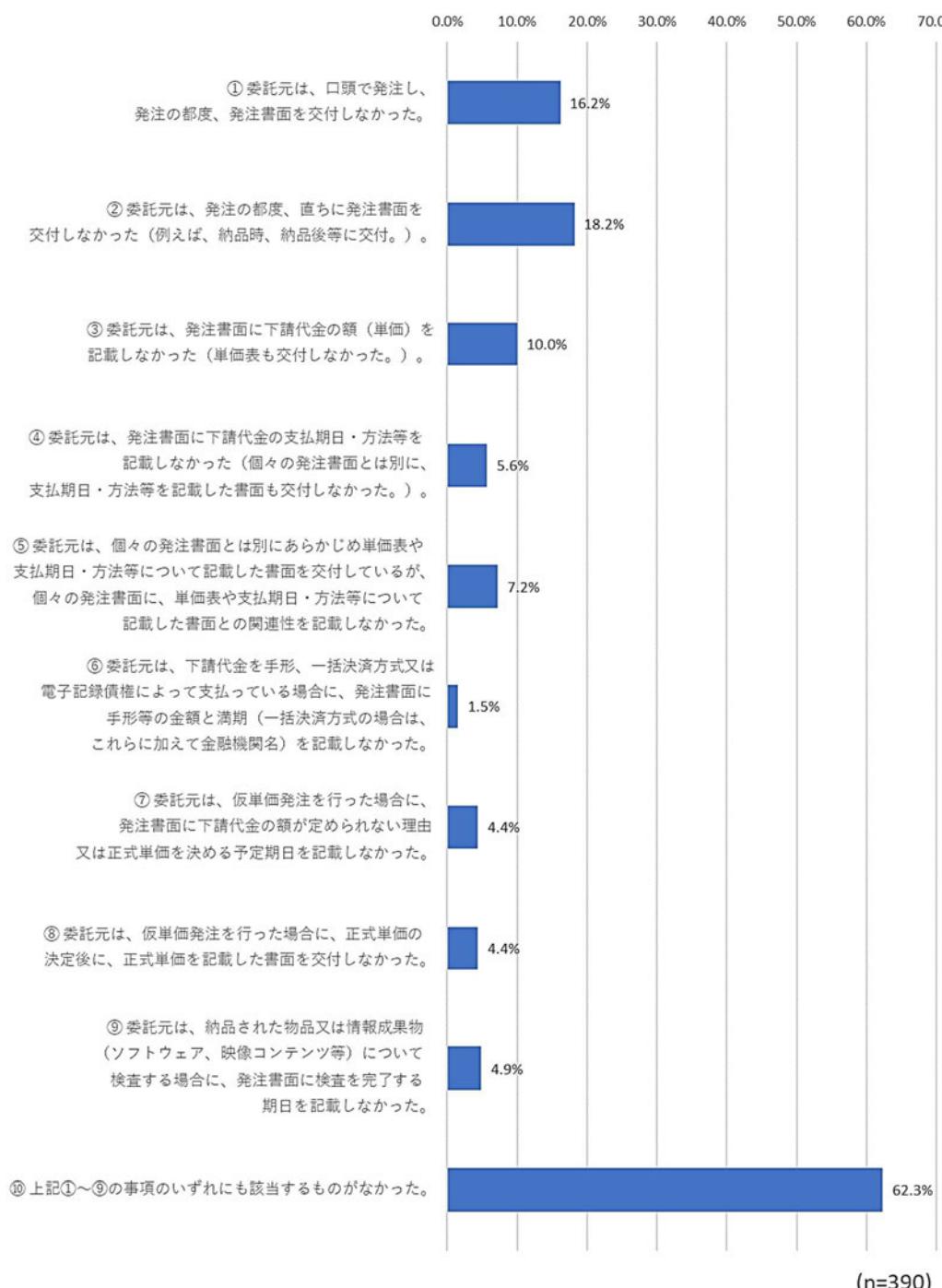
「それ以外の原因又は原因不明」が92.7%と最も高く、次いで「新型コロナウイルス感染症の影響」が4.7%、「働き方改革によるしわ寄せ」が2.6%となっている。



設問1 発注書面の交付について

次の①～⑩のうち、発注書面の交付について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

「① 委託元は、口頭で発注し、発注の都度、発注書面を交付しなかった。」が 16.2%、
「② 委託元は、発注の都度、直ちに発注書面を交付しなかった（例えば、納品時、納品後等に交付。）」が 18.2%、「⑩ 上記①～⑨の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 62.3%となっている。



設問2 下請代金の支払について

次の①～⑨のうち、下請代金の支払について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

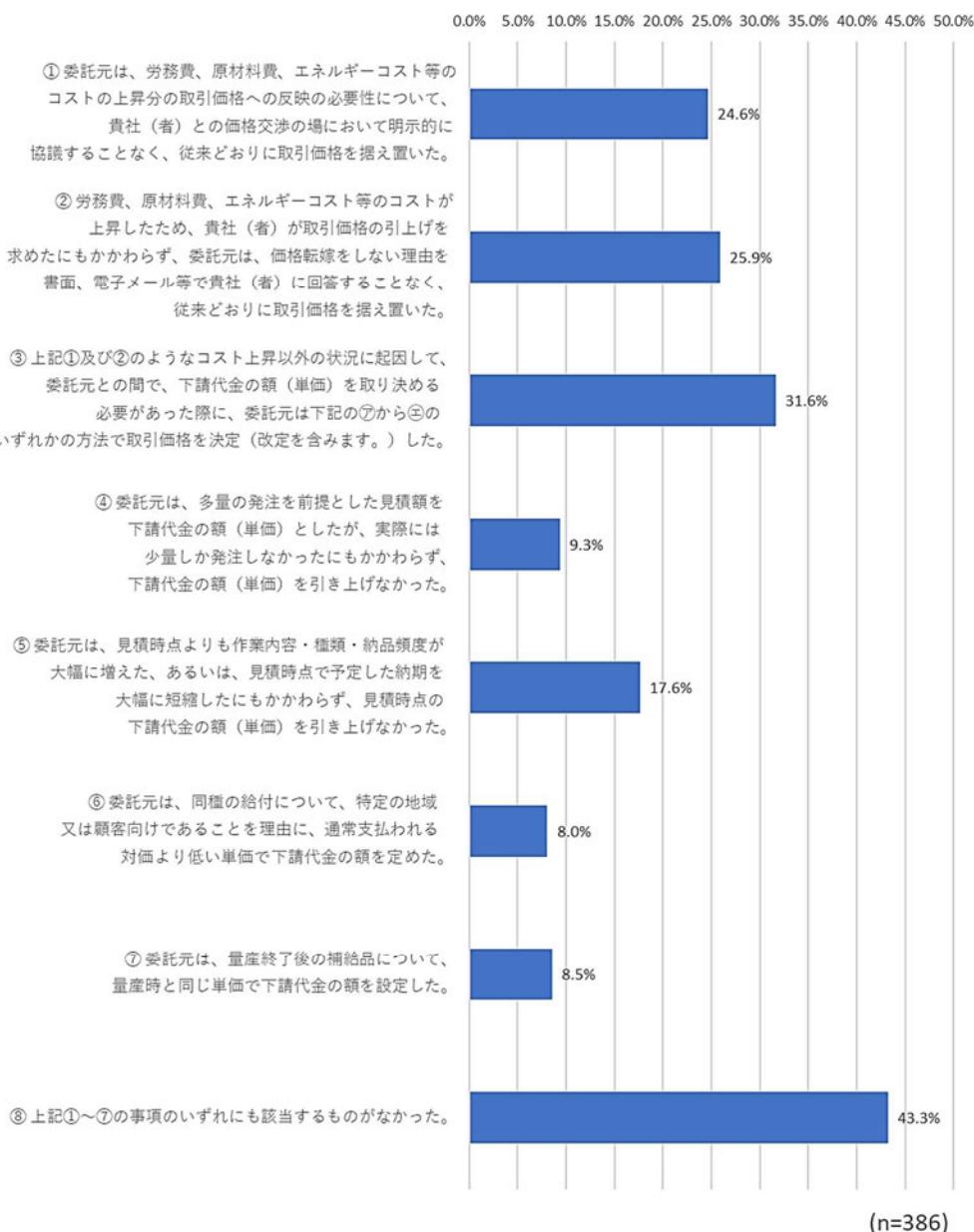
「① 委託元は、貴社（者）が納品（役務を提供）したものについて、納品日（役務の提供日）から60日（2か月）以内に、下請代金の全額を現金（又は手形等）により支払う制度を探っていない。」が12.8%、「④ 委託元は、委託元の内部での事務処理が遅れたとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。」が10.4%、「⑨ 上記①～⑧の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が73.3%となっている。



設問3 下請代金の額の決定方法について

次の①～⑧のうち、下請代金の額の決定方法について該当する事項を選択してください。
(複数回答可)

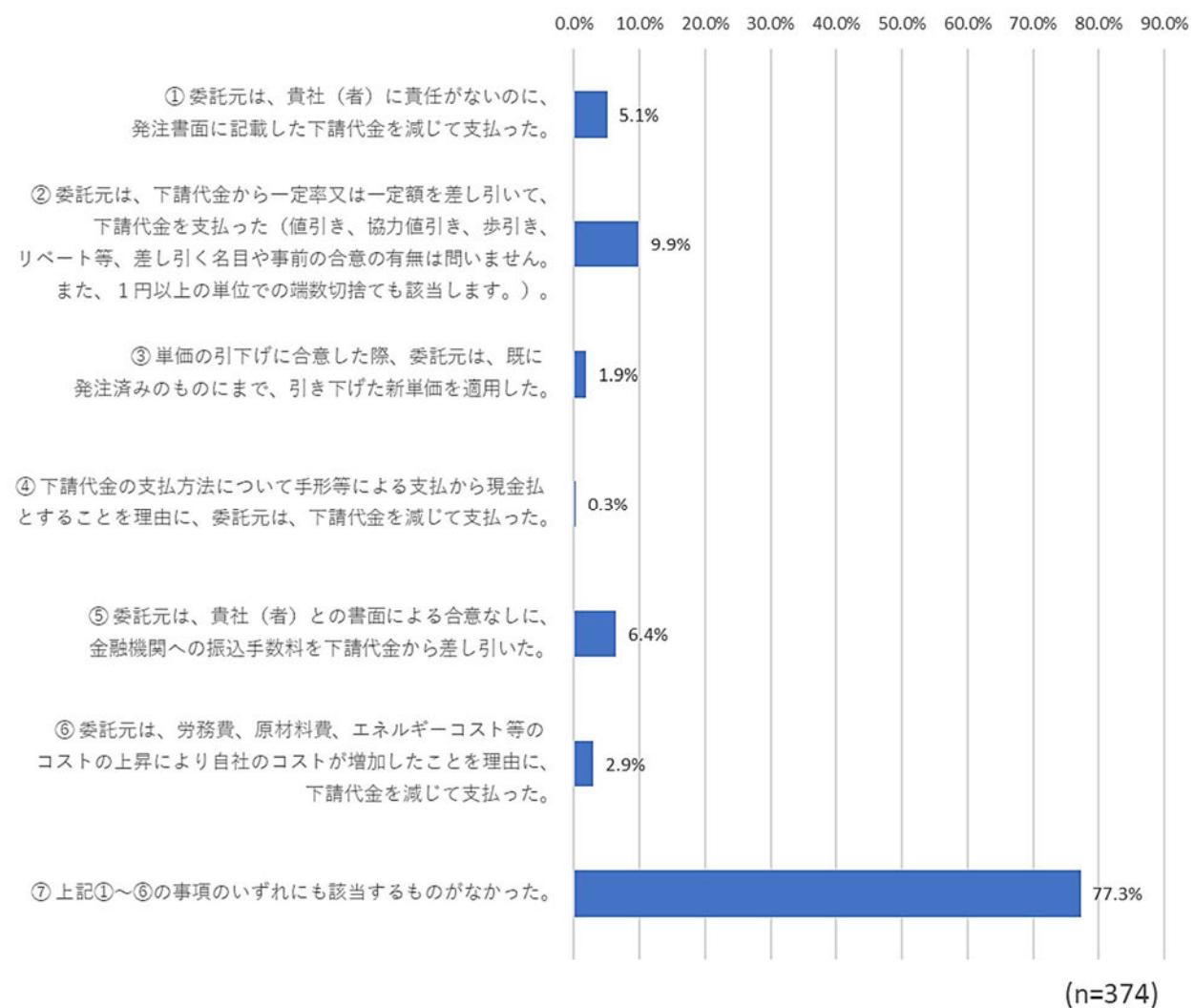
「② 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社（者）が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、委託元は、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で貴社（者）に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。」が25.9%、「③ 上記①及び②のようなコスト上昇以外の状況に起因して、委託元との間で、下請代金の額（単価）を取り決める必要があった際に、委託元は下記の⑦から⑨のいずれかの方法で取引価格を決定（改定を含みます。）した。」が31.6%、「⑧ 上記①～⑦の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が43.3%となっている。



設問4 下請代金の減額について

次の①～⑦のうち、下請代金の減額について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

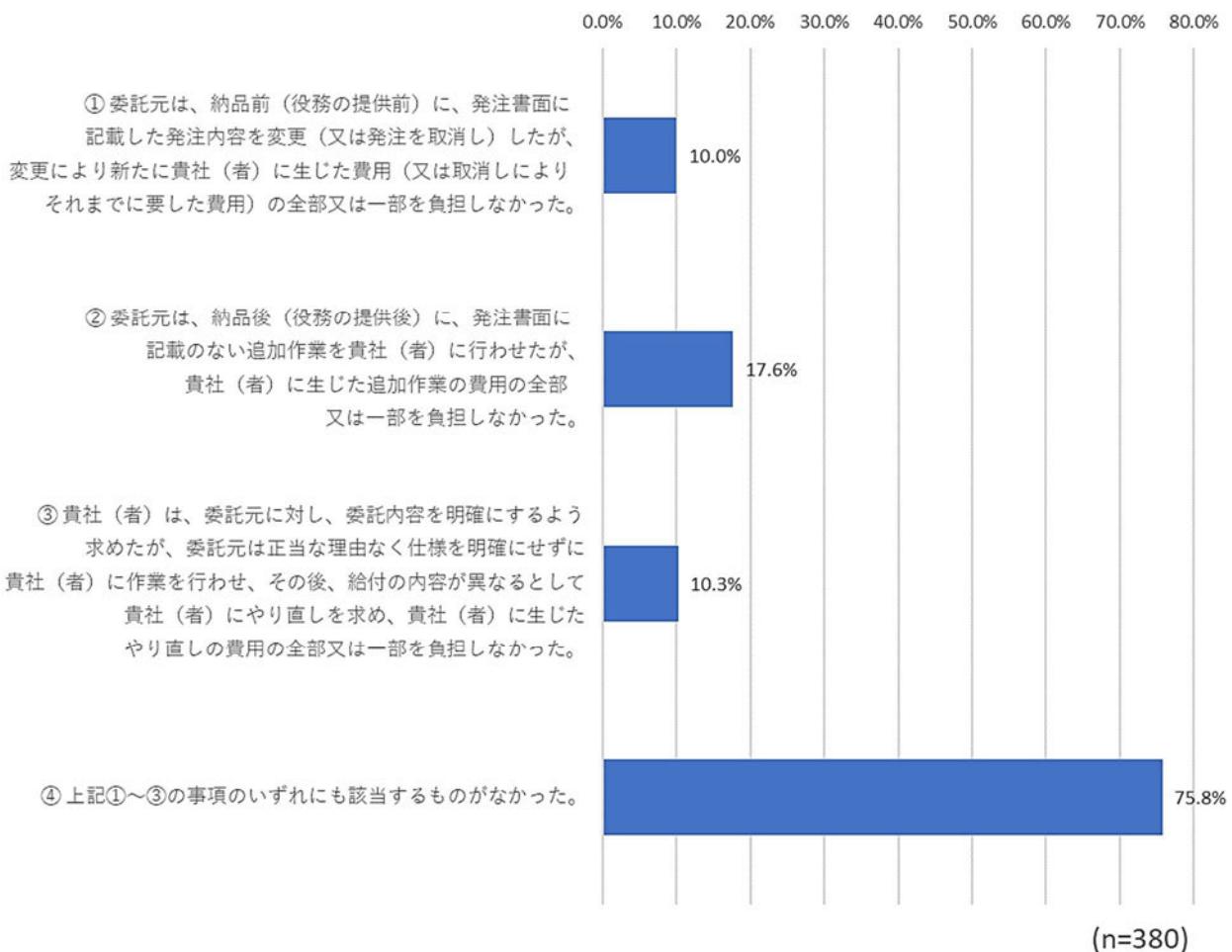
「② 委託元は、下請代金から一定率又は一定額を差し引いて、下請代金を支払った（値引き、協力値引き、歩引き、リベート等、差し引く名目や事前の合意の有無は問いません。また、1円以上の単位での端数切捨ても該当します。）」が9.9%、「⑤ 委託元は、貴社（者）との書面による合意なしに、金融機関への振込手数料を下請代金から差し引いた。」が6.4%、「⑦ 上記①～⑥の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が77.3%となっている。



設問5 発注内容の変更・やり直しについて

次の①～④のうち、発注内容の変更・やり直しについて該当する事項を選択してください。（複数回答可）

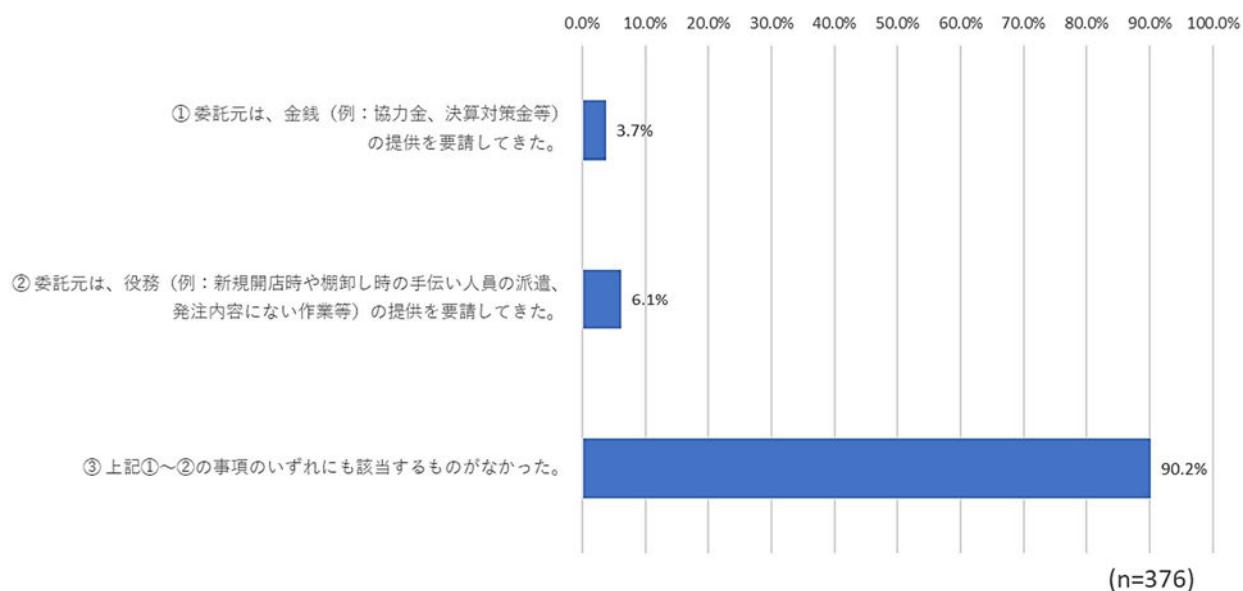
「② 委託元は、納品後（役務の提供後）に、発注書面に記載のない追加作業を貴社（者）に行わせたが、貴社（者）に生じた追加作業の費用の全部又は一部を負担しなかった。」が17.6%、「③ 貴社（者）は、委託元に対し、委託内容を明確にするよう求めたが、委託元は正当な理由なく仕様を明確にせずに貴社（者）に作業を行わせ、その後、給付の内容が異なるとして貴社（者）にやり直しを求め、貴社（者）に生じたやり直しの費用の全部又は一部を負担しなかった。」が10.3%、「④ 上記①～③の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が75.8%となっている。



設問6 経済上の利益の提供要請について

次の①～③のうち、経済上の利益の提供要請について該当する事項を選択してください。
(複数回答可)

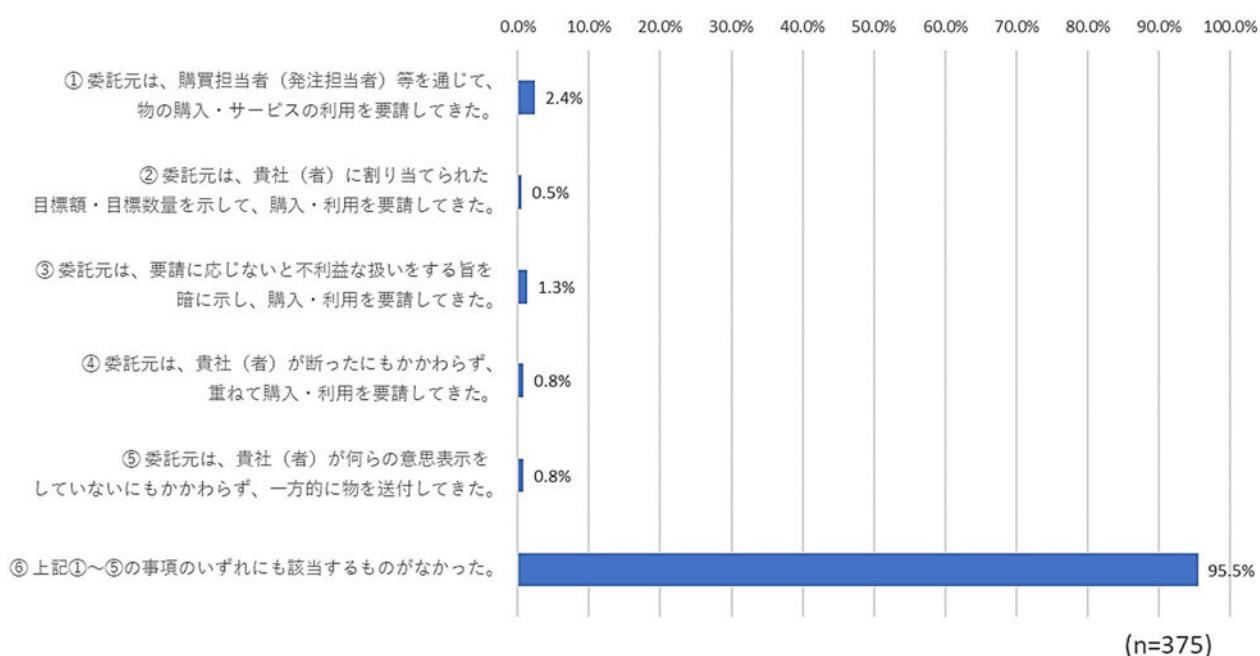
「① 委託元は、金銭（例：協力金、決算対策金等）の提供を要請してきた。」が3.7%、「② 委託元は、役務（例：新規開店時や棚卸し時の手伝い人員の派遣、発注内容にない作業等）の提供を要請してきた。」が6.1%、「③ 上記①～②の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が90.2%となっている。



設問7 物の購入要請・サービスの利用要請について

次の①～⑥のうち、物の購入要請・サービスの利用要請について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

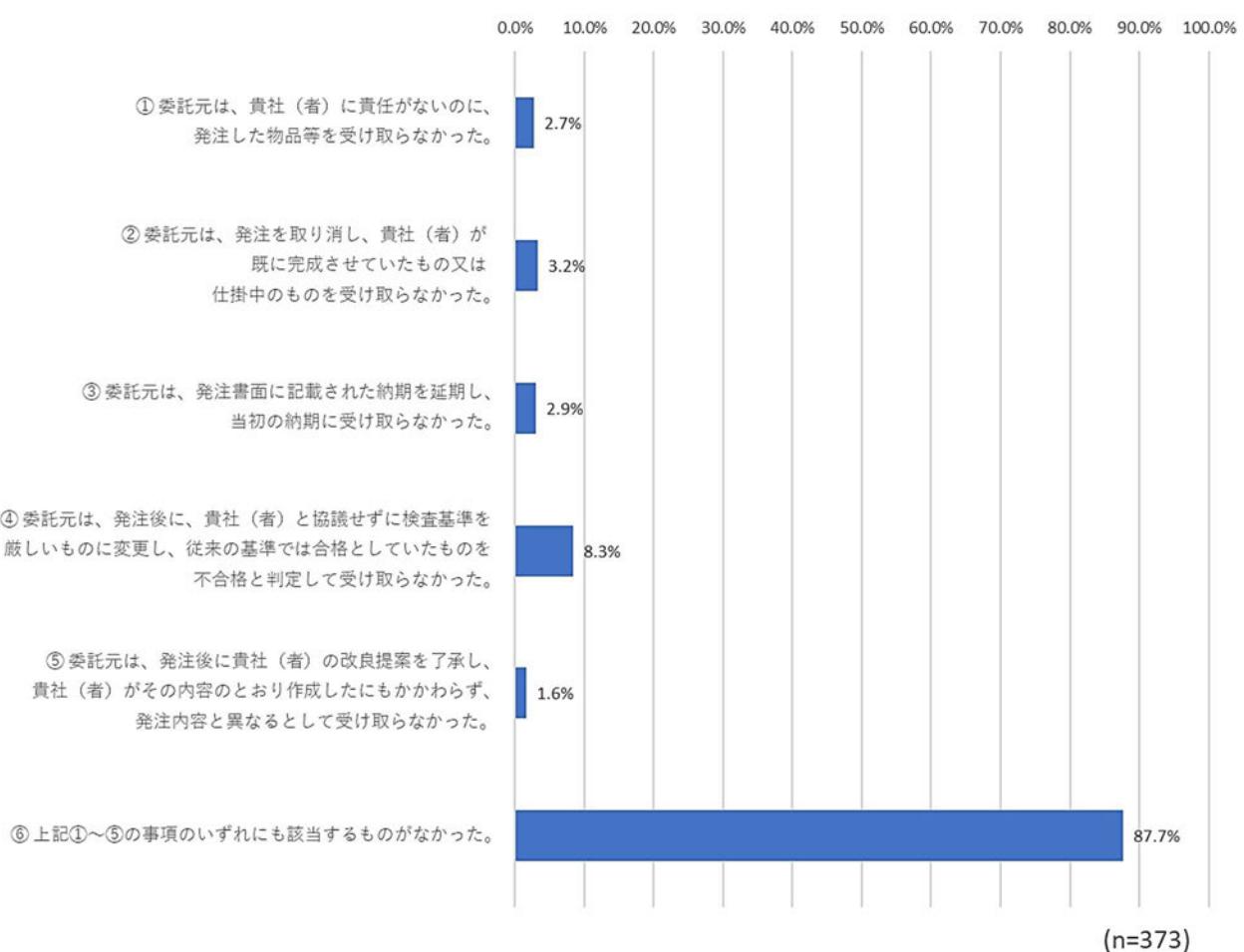
「① 委託元は、購買担当者（発注担当者）等を通じて、物の購入・サービスの利用を要請してきた。」が2.4%、「③ 委託元は、要請に応じないと不利益な扱いをする旨を暗に示し、購入・利用を要請してきた。」が1.3%、「⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が95.5%となっている。



設問8 受領（納品物の受取）拒否について

次の①～⑥のうち、納品物の受領について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

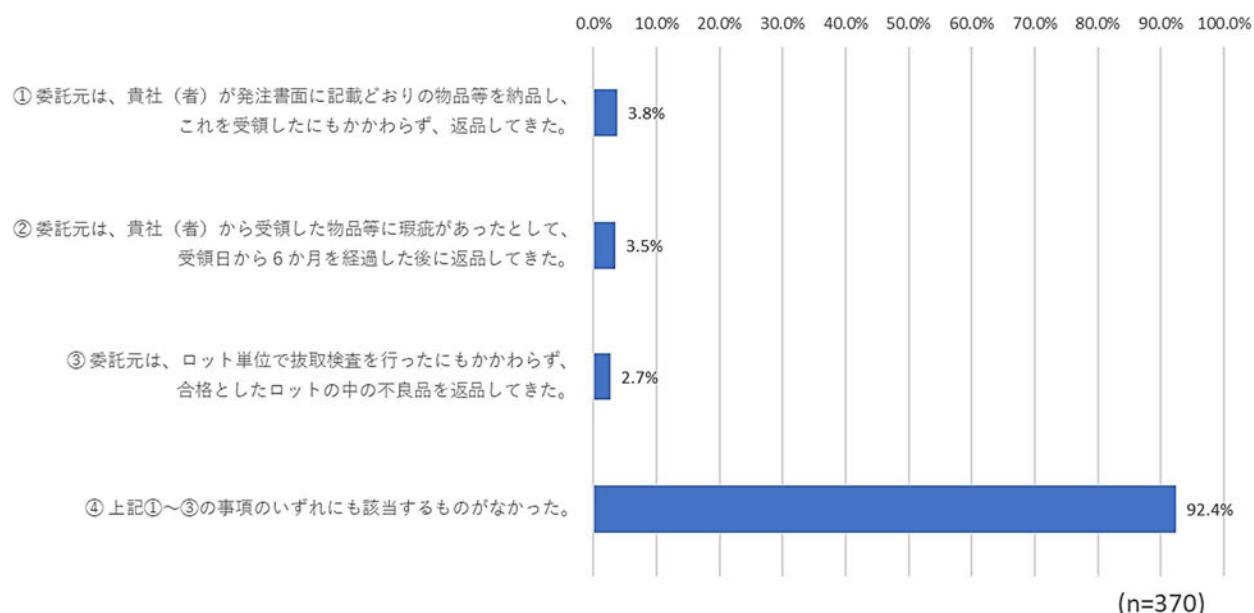
「② 委託元は、発注を取り消し、貴社（者）が既に完成させていたもの又は仕掛中のものを受け取らなかった。」が3.2%、「④ 委託元は、発注後に、貴社（者）と協議せずに検査基準を厳しいものに変更し、従来の基準では合格としていたものを不合格と判定して受け取らなかった。」が8.3%、「⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が87.7%となっている。



設問9 返品について

次の①～④のうち、返品について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

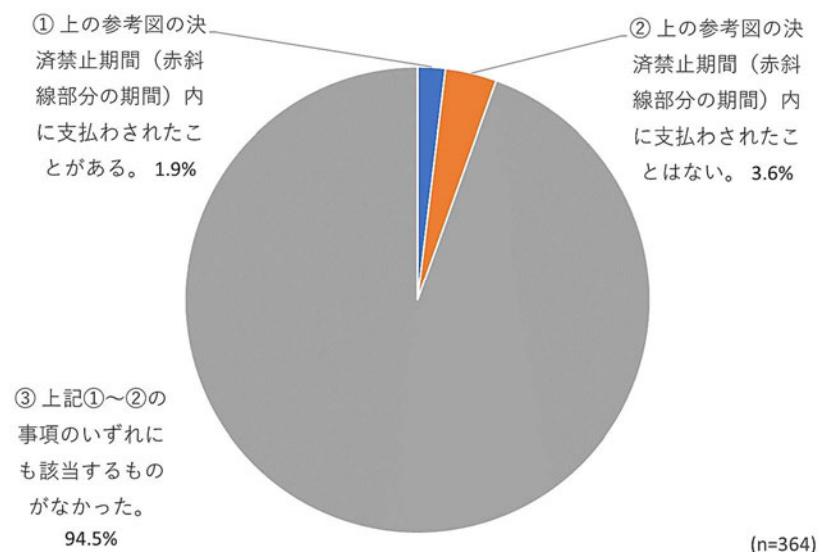
「① 委託元は、貴社（者）が発注書面に記載どおりの物品等を納品し、これを受領したにもかかわらず、返品してきた。」が3.8%、「② 委託元は、貴社（者）から受領した物品等に瑕疵があったとして、受領日から6か月を経過した後に返品してきた。」が3.5%、「④ 上記①～③の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が92.4%となっている。



設問 10 有償で支給された原材料等の決済時期について

次の①～③のうち、有償で支給された原材料等の決済期間について該当する事項を選択してください。 (単一回答)

「① 上の参考図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に支払わされたことがある。」が 1.9%、「② 上の参考図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に支払わされたことはない。」が 3.6%、「③ 上記①～②の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 94.5% となっている。



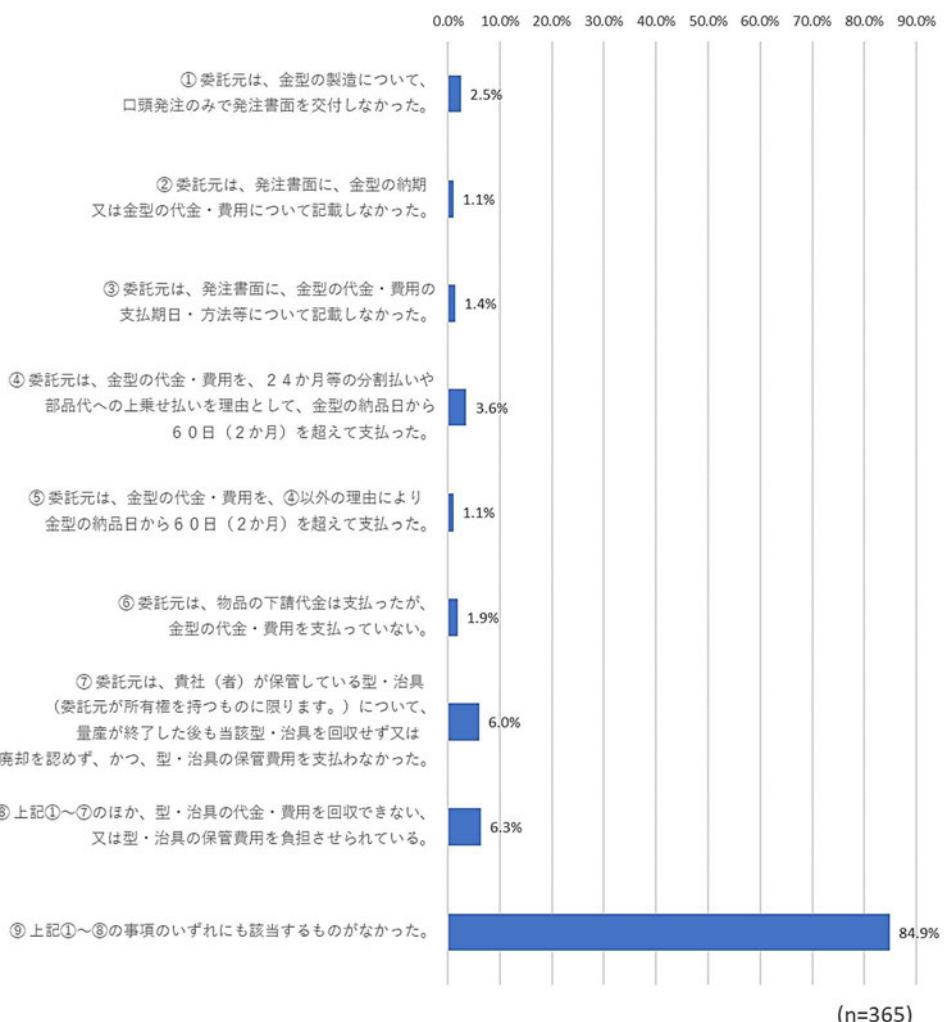
設問 11 型・治具について

次の①～⑨のうち、型・治具について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

※ ただし、①～⑥は、貴社（者）が委託元から金型の製造を委託されたことがある場合（物品の製造を委託された際に、金型の製造を併せて委託される場合を含みます。）のみ選択してください。

※ 「型」とは、物品等の製造を行うために使用する当該物品等の形状を型どった金属製、木製等の物品をいい、そのうち、金属製の物品を特に「金型」といいます。

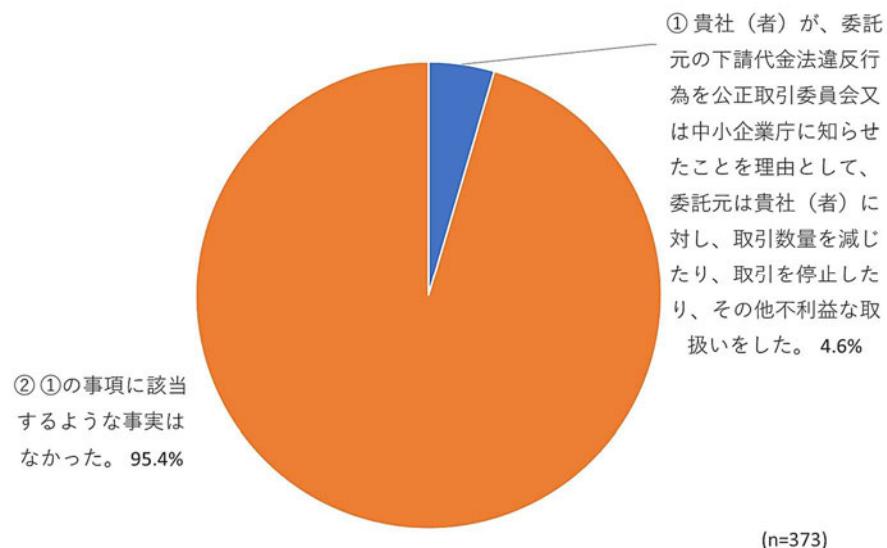
「⑦ 委託元は、貴社（者）が保管している型・治具（委託元が所有権を持つものに限りません。）について、量産が終了した後も当該型・治具を回収せず又は廃却を認めず、かつ、型・治具の保管費用を支払わなかった。」が 6.0%、「⑧ 上記①～⑦のほか、型・治具の代金・費用を回収できない、又は型・治具の保管費用を負担させられている。」が 6.3%、「⑨ 上記①～⑧の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が 84.9%となっている。



設問12 報復措置について

次の①又は②のうち、報復措置について該当する事項を選択してください。（単一回答）

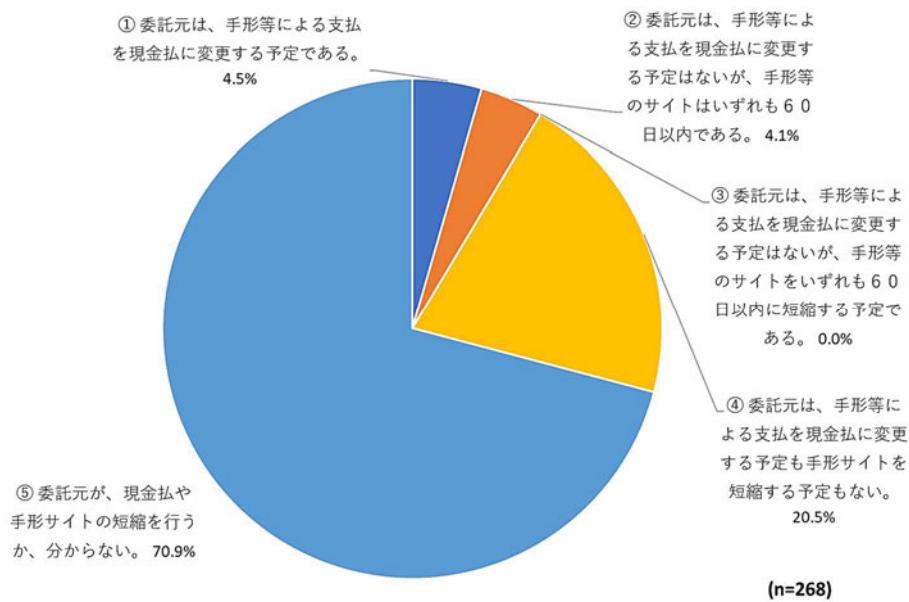
「① 貴社（者）が、委託元の下請代金法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、委託元は貴社（者）に対し、取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをした。」が4.6%、「② ①の事項に該当するような事実はなかった。」が95.4%となっている。



設問13 手形等による支払について

次の①～⑤のうち、手形等による支払について該当する事項を選択してください。（単一回答）

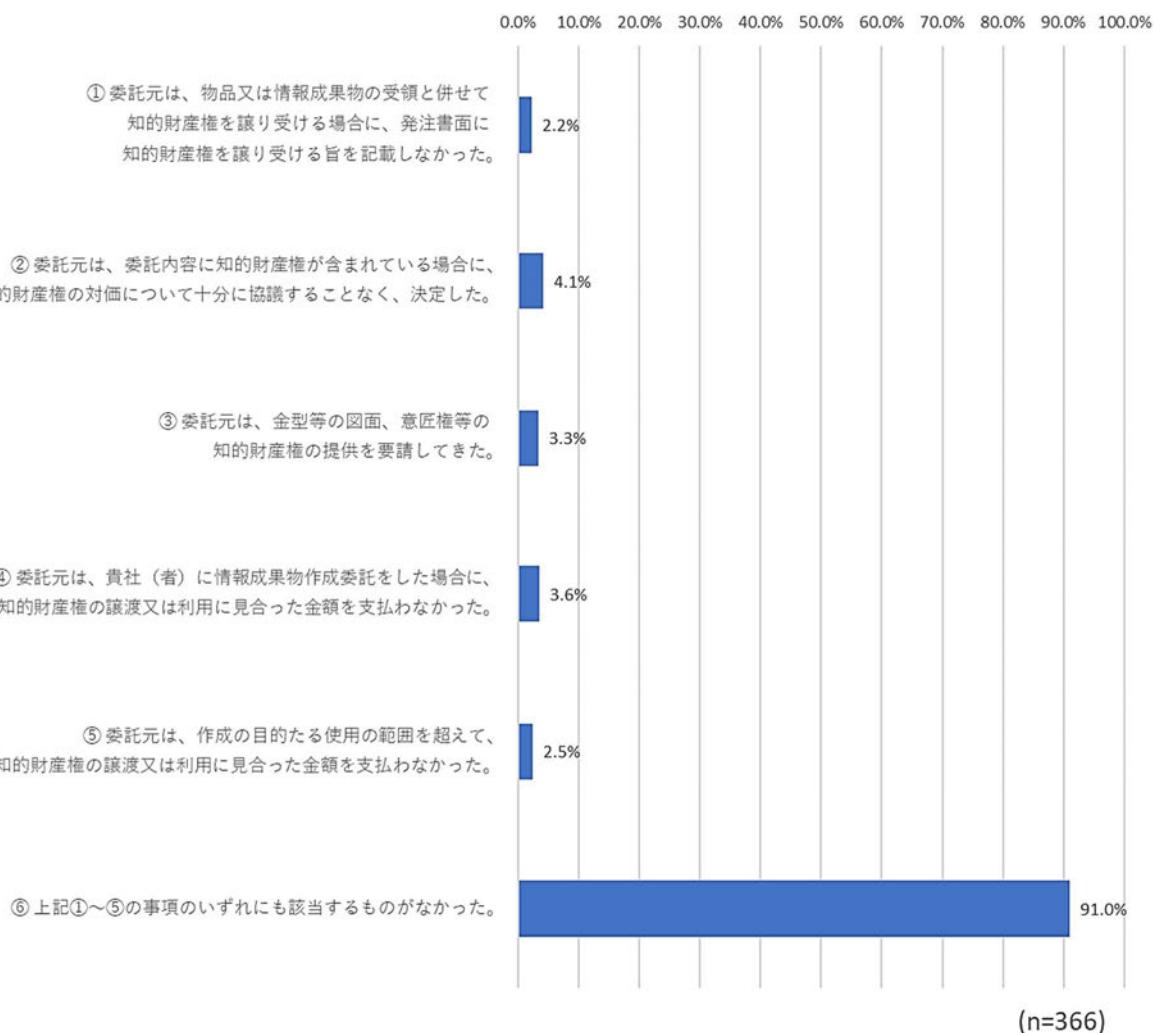
「⑤ 委託元が、現金払や手形サイトの短縮を行うか、分からない。」が 70.9%と最も高く、次いで「④ 委託元は、手形等による支払を現金払に変更する予定も手形サイトを短縮する予定もない。」が 20.5%、「① 委託元は、手形等による支払を現金払に変更する予定である。」が 4.5%となっている。



設問14 知的財産権の取扱いについて

次の①～⑥のうち、知的財産権の取扱いについて該当する事項を選択してください。（複数回答可）

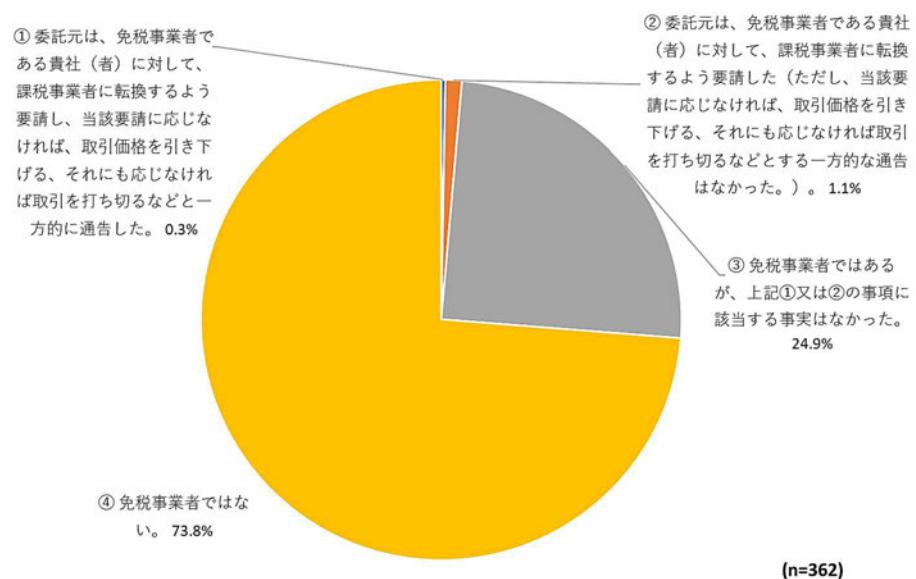
「② 委託元は、委託内容に知的財産権が含まれている場合に、その知的財産権の対価について十分に協議することなく、決定した。」が4.1%、「④ 委託元は、貴社（者）に情報成果物作成委託をした場合に、その知的財産権の譲渡又は利用に見合った金額を支払わなかった。」が3.6%、「⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が91.0%となっている。



設問 15 インボイス制度について

次の①～④のうち、インボイス制度に関連して、該当する事項を選択してください。（単一回答）

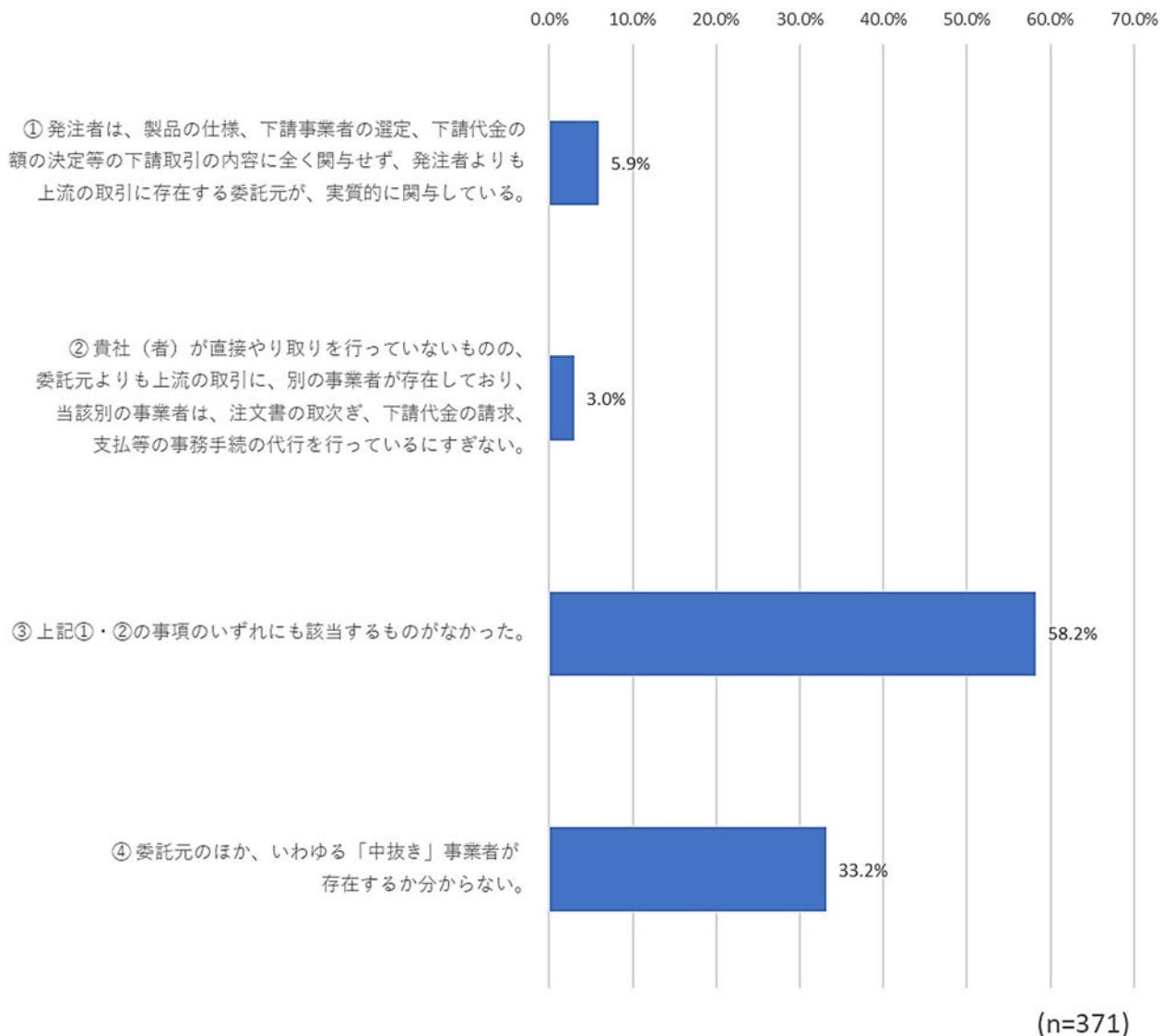
「④ 免税事業者ではない。」が 73.8%と最も高く、次いで「③ 免税事業者ではあるが、上記①又は②の事項に該当する事実はなかった。」が 24.9%、「② 委託元は、免税事業者である貴社（者）に対して、課税事業者に転換するよう要請した（ただし、当該要請に応じなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどとする一方的な通告はなかった。）」が 1.1%となっている。



設問16 貴社（者）と委託元を含む商流の取引実態について

次の①～④のうち、貴社（者）の商流の取引実態について該当する事項を選択してください。（複数回答可）

「① 発注者は、製品の仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等の下請取引の内容に全く関与せず、発注者よりも上流の取引に存在する委託元が、実質的に関与している。」が5.9%、「② 貴社（者）が直接やり取りを行っていないものの、委託元よりも上流の取引に、別の事業者が存在しており、当該別の事業者は、注文書の取次ぎ、下請代金の請求、支払等の事務手続の代行を行っているにすぎない。」が3.0%、「③ 上記①・②の事項のいずれにも該当するものがなかった。」が58.2%、「④ 委託元のほか、いわゆる「中抜き」事業者が存在するか分からぬ。」が33.2%となっている。



3.3 不当な取引が懸念される回答を行った事業者の取引先に関する分析

3-3-1 委託元から不当な行為（代金の支払遅延や減額、返品、買いたたき等）があると回答した下請事業者とその親事業者

下調で、委託元から不当な行為（代金の支払遅延や減額、返品、買いたたき等）があると回答した下請事業者と委託元事業者について、業種別に検証した。

下請事業者と委託元の組み合わせのうち、委託元が「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売・小売業」および「学術研究、専門・技術サービス業」で委託元から不当な行為があると回答した割合が高い傾向がみられる。特に委託元が「製造業」の場合、下請事業者の「製造業」、「卸売業」および「小売業」3業種で3割を超えて高くなっている。

	下請事業者											
	建設業	製造業	卸売業	小売業	不動産業	宿泊業	飲食業	運輸業	情報通信業	その他サービス業 (個人向け)	その他サービス業 (企業向け)	その他
農業、林業												
漁業												
鉱業、採石業、砂利採取業												
建設業	16.0%	1.6%								20.0%	6.3%	7.8%
製造業	28.0%	72.4%	59.3%	100.0%				10.5%		10.0%	9.5%	17.6%
電気・ガス・熱供給・水道業									4.5%			2.0%
情報通信業		1.6%						5.3%	68.2%	10.0%	11.1%	11.8%
運輸業、郵便業	4.0%	3.1%						78.9%			4.8%	2.0%
卸売業、小売業	8.0%	13.5%	37.0%						4.5%	10.0%	11.1%	7.8%
金融業、保険業											1.6%	
不動産業、物品販賣業	12.0%	1.0%						5.3%		10.0%	3.2%	15.7%
学術研究、専門・技術サービス業	24.0%	4.7%							18.2%	20.0%	41.3%	17.6%
宿泊業、飲食サービス業												
生活関連サービス業、娯楽業		0.5%									1.6%	
教育、学習支援業												
医療、福祉												
複合サービス事業										10.0%		2.0%
サービス業（他に分類されないもの）	8.0%	1.6%	3.7%						4.5%	10.0%	9.5%	15.7%
公務（他に分類されるものを除く）												
分類不能の産業												

空白は0%

3-3-2 委託元から不当な行為（代金の支払遅延や減額、返品、買いたたき等）があると回答した下請事業者の資本金規模別集計

下調で、委託元から不当な行為（代金の支払遅延や減額、返品、買いたたき等）があると回答した下請事業者の資本金について検証した。

個人事業主で割合が高い傾向がみられる。

資本金規模別	回答数	違反報告数	違反発生率
5,000万円超3億円以下	7,501	44	0.6%
1,000万円超5,000万円以下	11,983	83	0.7%
1,000万円以下	30,258	217	0.7%
個人事業主	4,251	68	1.6%

3.4 回答集計表

3-4-1 親調

※ 親事業者から回答のあった事業所単位の集計

【設問 1】下請事業者に対する発注方法について

(ア) 下請事業者に対する発注に際して、発注書面（一定期間内における製造委託、役務提供委託等をする際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。（SA）

項目		n	%
1	① 交付した	17,250	94.9%
2	② 交付しなかったことがある（又は受領（提供）後に交付したことがある）	572	3.1%
3	③ 交付していない	359	2.0%
全体		18,181	100.0%

(イ) 個々の発注書面には支払方法等の取引条件を記載せず、あらかじめ別に取引条件を記載した書面（契約書等の支払方法等を記載した書面を含みます。）を交付している場合、個々の発注書面に、当該書面との関連性を記載しましたか。（SA）

項目		n	%
1	① 記載した	12,503	70.2%
2	② 記載しなかった（又は記載しなかったことがある）	723	4.1%
3	③ 上記のような事例はない	4,596	25.8%
全体		17,822	100.0%

(ウ) 下請事業者に交付した発注書面（上記（イ）の「あらかじめ別に取引条件を記載した書面」、後記（オ）の「その内容が確定した後に交付している当該内容を記載した書面」を含みます。）には、下記の必要記載事項のうち、どの事項を記載しましたか。（MA）

項目		n	%
1	① 自社及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）	17,770	99.7%
2	② 発注年月日	17,736	99.5%
3	③ 発注内容	17,779	99.8%
4	④ 受領する日（役務の場合、提供される日又は期間）	17,267	96.9%
5	⑤ 受領する場所（役務の場合、提供される場所）	17,017	95.5%
6	⑥ 受入検査を行う場合は、検査完了期日	12,404	69.6%
7	⑦ 下請代金の額（単価、算定方法）	17,411	97.7%
8	⑧ 支払期日	16,965	95.2%
9	⑨ 支払方法（手形払の場合は手形の満期等、ファクタリング等の一括決済方式の場合は金融機関名等、電子記録債権の場合はその満期日等）	16,605	93.2%
10	⑩ 原材料等を自社から購入させる場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの期日並びに決済の期日及び方法	5,127	28.8%
全体		17,822	△

(エ) 上記（ウ）に記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までに定めることができないものがあったため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が定められない理由及び定めることとなる予定期日を発注書面に記載しましたか。

(SA)

項目		n	%
1	① 記載した	4,274	24.0%
2	② 記載しなかった（又は記載しなかったことがある）	596	3.3%
3	③ 上記のような事例はない	12,952	72.7%
全体		17,822	100.0%

(オ) 上記（ウ）に記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までに定めることができないものがあったため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が確定した後、直ちに、当該内容を記載した書面を交付しましたか。 (SA)

項目		n	%
1	① 交付した	4,347	89.3%
2	② 交付しなかったことがある（又は受領（提供）後に交付したことがある）	423	8.7%
3	③ 交付していない	100	2.1%
全体		4,870	100.0%

【設問 2】下請取引に関する書類等の保存について

(ア) 発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2年以上保存していますか。 (SA)

項目		n	%
1	① 保存している	17,714	97.4%
2	② 保存していない（又は保存していない場合がある）	467	2.6%
全体		18,181	100.0%

【設問 3】下請代金の支払について

(ア) 下請代金の支払方法はどのような方法ですか。 (MA)

項目		n	%
1	① 現金払（金融機関振込みを含む）	17,906	98.5%
2	② 手形払	3,140	17.3%
3	③ 一括決済方式	527	2.9%
4	④ 電子記録債権	1,707	9.4%
5	⑤ その他	364	2.0%
全体		18,181	100.0%

(イ) 上記(ア)で「② 手形払」、「③ 一括決済方式」又は「④ 電子記録債権」を選択した場合、手形払等を現金払に変更する予定や手形等のサイトを短縮する予定はありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① 現金払に変更する予定である	1,115	28.5%
2	② 現金払に変更しないが手形等のサイトはいずれも60日以内である	411	10.5%
3	③ 現金払に変更しないが手形等のサイトをいずれも60日以内に短縮する予定である	1,561	39.8%
4	④ 現金払への変更及び手形等のサイトを60日以内に短縮する予定はない	832	21.2%
全体		3,919	100.0%

(ウ) 下請代金の支払制度は締切制度（例：毎月末日締切、翌月末日支払）を採用していますか。採用している場合には、例に倣ってその制度を記入してください。 (SA)

項目		n	%
1	① 採用している	17,786	97.8%
2	② 採用していない	395	2.2%
全体		18,181	100.0%

(エ) 下請代金をどのような基準で支払っていますか。 (MA)

項目		n	%
1	① 受領（提供）日又は締切日を基準に支払っている	15,934	87.6%
2	② 受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払っている	1,653	9.1%
3	③ 受領した商品が販売された時点を基準に支払っている	72	0.4%
4	④ 請求書が提出されたものについて請求書提出日を基準に支払っている	2,769	15.2%
5	⑤ その他	287	1.6%
全体		18,181	100.0%

(オ) 下請代金の支払制度において、支払日までの日数が最も長いものを記入してください。 (SA)

※「支払日」とは、手形払の場合は手形の交付日、一括決済方式（例：ファクタリング方式）の場合は譲渡承諾日又は債務引受承諾日、電子記録債権を用いた支払の場合は、発生・譲渡記録日を指します。「支払日」＝手形等の満期日ではないため御注意ください。

項目		n	%
1	① 締切制度を採用している場合	17,754	97.7%
2	② 締切制度を採用していない場合	427	2.3%
全体		18,181	100.0%

(カ) 下請事業者の給付について受入検査を行っていますか。また、給付の受領日又は役務の提供日から検査完了までに要した最長期間は何日ですか。具体的に記入してください。 (SA)

項目		n	%
1	① 受入検査を行っていない	6,284	34.6%
2	② 受入検査を行っている	11,897	65.4%
全体		18,181	100.0%

(キ) 支払制度で決めている支払日より後に下請代金を支払ったことがありますか。ある場合はその理由を選択してください。 (MA)

※下請代金を毎月の特定日に金融機関を利用して支払っている場合、当該支払日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に支払うことについて、貴社と下請事業者の間であらかじめ合意・書面化されており、順延日数が2日以内である場合は、下記②には該当しません。

項目		n	%
1	① 支払日より後に支払ったことはない	16,991	93.5%
2	② 支払日が金融機関の休業日だったため	427	2.3%
3	③ 下請事業者から請求書の提出が遅れたため	704	3.9%
4	④ 自社の事務処理が遅れたため	339	1.9%
5	⑤ 自社の受入検査に時間を要したため	21	0.1%
6	⑥ 手形払から現金払に変更したため	8	0.0%
7	⑦ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇により資金繰りが悪化したため	8	0.0%
8	⑧ その他	150	0.8%
全体		18,181	△

【設問4】下請代金の額の決定について

(ア) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いたことがありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① 据え置いたことはない	10,529	57.9%
2	② 据え置いたことがある	117	0.6%
3	③ 上記のような事例はない	7,535	41.4%
全体		18,181	100.0%

(イ) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したことを理由に、下請事業者から取引価格の引上げを求められた場合に、従来どおりの取引価格に据え置いたことがありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① 据え置いたことはない	10,810	59.5%
2	② 据え置いたことがある（据え置く理由を文書や電子メールで回答した）	336	1.8%
3	③ 据え置いたことがある（据え置く理由を文書や電子メールで回答していない）	114	0.6%
4	④ 上記のような事例はない	6,921	38.1%
全体		18,181	100.0%

(ウ) 前記ア及びイのようなコスト上昇以外の状況に起因して、下請事業者との間で、下請代金の額（又は単価）を取り決める必要がある場合に、どのような方法で下請代金の額（又は単価）を決定（改定を含みます。）しましたか。（MA）

項目		n	%
1	① 下請事業者から提出を受けた見積書を基にするなど、下請事業者と十分に協議を行い決定した	18,091	99.5%
2	② 自社の予算単価を基準にして一方的に決定した	52	0.3%
3	③ 一部の下請事業者と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として一方的に決定した	15	0.1%
4	④ 下請代金の改定に当たって、従来の価格を一律に一定率引き下げた	20	0.1%
5	⑤ その他一方的に決定した	75	0.4%
全体		18,181	

(エ) 多量の発注をすることを前提として下請代金の額（又は単価）を決定したにもかかわらず、実際には、少量の発注しか行わなかったことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。（SA）

項目		n	%
1	① 見直した	2,466	13.6%
2	② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）	167	0.9%
3	③ 見直していない（又は見直さなかったことがある）	18	0.1%
4	④ 上記のような事例はない	15,530	85.4%
全体		18,181	100.0%

(オ) 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点の委託内容よりも実際に発注する委託内容が増加したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。（SA）

項目		n	%
1	① 見直した	6,086	33.5%
2	② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）	285	1.6%
3	③ 見直していない（又は見直さなかったことがある）	44	0.2%
4	④ 上記のような事例はない	11,766	64.7%
全体		18,181	100.0%

(力) 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点で予定していた納期を短縮したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。
(SA)

項目		n	%
1	① 見直した	2,131	11.7%
2	② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）	960	5.3%
3	③ 見直していない（又は見直さなかったことがある）	49	0.3%
4	④ 上記のような事例はない	15,041	82.7%
全体		18,181	100.0%

(キ) 物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造（補給品等）を委託したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。 (SA)

項目		n	%
1	① 見直した	2,262	12.4%
2	② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない）	234	1.3%
3	③ 見直していない（又は見直さなかったことがある）	27	0.1%
4	④ 上記のような事例はない	15,658	86.1%
全体		18,181	100.0%

【設問5】下請代金の減額について

(ア) 下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて（協力値引き、歩引き、協力金等の名目は問いません。）支払ったことがありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① ある	164	0.9%
2	② ない	18,017	99.1%
全体		18,181	100.0%

(イ) 支払方法が手形払である場合、一時的に下請代金を現金で支払った際に、下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて支払ったことがありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① ある	75	0.4%
2	② ない	2,492	13.7%
3	③ 上記のような事例はない	15,614	85.9%
全体		18,181	100.0%

(ウ) 支払方法が金融機関への振込払である場合、下請事業者と書面で合意せずに金融機関の振込手数料を下請代金から差し引いて支払ったことがありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① ある	740	4.1%
2	② ない	13,979	76.9%
3	③ 上記のような事例はない	3,462	19.0%
全体		18,181	100.0%

(エ) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって自社のコストが増加したことを理由に、下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて支払ったことがありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① ある	7	0.0%
2	② ない	10,391	57.2%
3	③ 上記のような事例はない	7,783	42.8%
全体		18,181	100.0%

(オ) 単価改定により単価を引き下げたことがある場合、単価改定日より前に発注したものについても、合意した新しい単価を適用して下請代金を支払ったことがありますか。
(SA)

項目		n	%
1	① ある	20	0.1%
2	② ない	6,475	35.6%
3	③ 上記のような事例はない	11,686	64.3%
全体		18,181	100.0%

【設問 6】経済上の利益の提供要請について

(ア) 下請事業者に対して、協賛金等の金銭の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① ある	24	0.1%
2	② ない	18,157	99.9%
全体		18,181	100.0%

(イ) 下請事業者に対して、手伝い要員の派遣等の役務の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① 無償で受けたことがある	6	0.0%
2	② 有償で受けたことがある	331	1.8%
3	③ 受けたことがない	17,844	98.1%
全体		18,181	100.0%

(ウ) 下請事業者に対して、サンプル品、景品、展示用商品等の無償譲渡を要請し、その提供を受けたことがありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① ある	115	0.6%
2	② ない	18,066	99.4%
全体		18,181	100.0%

(エ) 下請事業者に対して、電子メールやEDI等による電子発注を行うために使用する通信機器等の開発費用や利用料等の支払を要請し、その提供を受けたことがありますか。

(SA)

項目		n	%
1	① ある	106	0.6%
2	② ない	18,075	99.4%
全体		18,181	100.0%

【設問7】物の購入要請・サービスの利用要請について

(ア) 下請事業者に対して、物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらったことがありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① ある	51	0.3%
2	② ない	18,130	99.7%
全体		18,181	100.0%

【設問8】発注内容の変更・やり直しについて

(ア) 下請事業者に責任（不良品等）がないのに、発注書面に記載した委託内容を変更して、当初の委託内容と異なる作業を行わせたことや、下請事業者の給付（役務）に関して追加的な作業を行わせたことがある場合、新たに生じた費用を貴社で負担しましたか。

(SA)

項目		n	%
1	① 負担した	2,325	12.8%
2	② 負担していない	22	0.1%
3	③ 下請事業者に新たに費用が生じたかどうか確認していない	14	0.1%
4	④ 上記のような事例はない	15,820	87.0%
全体		18,181	100.0%

(イ) 下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にせずに下請事業者に作業を行わせ、その後、やり直しを求めたことがある場合、下請事業者に発生したやり直しの費用を貴社で負担しましたか。 (SA)

項目		n	%
1	① 負担した	490	2.7%
2	② 負担していない	13	0.1%
3	③ 下請事業者にやり直しの費用が生じたかどうか確認していない	9	0.0%
4	④ 上記のような事例はない	17,669	97.2%
全体		18,181	100.0%

【設問 9】 物品又は情報成果物の受領について

(ア) 下請事業者に責任（不良品、発注内容と異なる、納入遅れ等）がないのに、物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかったこと（受領日を延期する場合、発注を取り消す場合も含みます。）がありますか。（SA）

項目		n	%
1	① ある	21	0.1%
2	② ない	14,577	99.9%
全体		14,598	100.0%

【設問 10】 返品について

(ア) 下請事業者に責任（不良品等）がないのに、一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に返品したこと（不良品等を理由としたやり直しのための返品は含みません。）がありますか。（SA）

項目		n	%
1	① ある	10	0.1%
2	② ない	14,588	99.9%
全体		14,598	100.0%

【設問 11】 有償支給原材料等の対価の早期決済について

(ア) 下請事業者に対して、有償で支給した原材料等の全部又は一部の対価を、当該原材料等を用いて製造した製品の下請代金の支払日より前に、下請事業者に支払わせたり、下請代金から控除（相殺）したりしたことがありますか。（SA）

項目		n	%
1	① ある	51	0.3%
2	② ない	4,790	32.8%
3	③ 原材料等を有償で支給したことはない	9,757	66.8%
全体		14,598	100.0%

【設問 12】型（部品等を製造するための金属製、木製等の型）・治具について

(ア) 金型の製造を委託したこと又は型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがありますか。 (SA)

※下請事業者に部品の製造を委託した際に、その部品の製造に必要な金型の製造を委託する場合も含みます。

項目		n	%
1	① いずれもある	1,634	11.2%
2	② 金型の製造を委託したことのある	507	3.5%
3	③ 型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことのある	522	3.6%
4	④ いずれもない	11,935	81.8%
全体		14,598	100.0%

(イ) 上記(ア)で①又は②を選択した場合、発注に際して、当該金型に関する発注内容等を記載した発注書面（一定期間内における製造委託をする際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。 (SA)

項目		n	%
1	① 交付した	2,104	98.3%
2	② 交付しなかったことがある（又は受領後に交付したことがある）	22	1.0%
3	③ 交付していない	15	0.7%
全体		2,141	100.0%

(ウ) 上記(ア)で①又は②を選択した場合、当該金型を受領してから60日以内に代金の全額を支払いましたか。 (SA)

項目		n	%
1	① 支払った	2,115	98.8%
2	② 2~4ヶ月等の分割払いや部品代への上乗せ払いを理由として支払っていない（又は支払わなかったことがある）	11	0.5%
3	③ ②以外の理由により支払っていない（又は支払わなかったことがある）	15	0.7%
全体		2,141	100.0%

(エ) 上記(ア)で①又は③を選択した場合、その量産製造が終了した後、下請事業者から当該型・治具を回収しましたか。 (SA)

項目		n	%
1	① 回収した	1,042	48.3%
2	② 回収していない（又は回収しなかったことがある）	256	11.9%
3	③ 調査対象期間中に貸与した型・治具を使った物品の量産製造の委託が終了したものはない	858	39.8%
全体		2,156	100.0%

(オ) 上記(エ)で②を選択した場合、その保管費用又は廃棄に要する費用の全額を貴社が負担しましたか。 (SA)

項目		n	%
1	① 負担した	201	78.5%
2	② 負担していない（又は負担しなかったことがある、一部を負担した）	55	21.5%
全体		256	100.0%

【設問 13】知的財産権の取扱いについて

(ア) 下請事業者に知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受けたことがありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① ある	739	4.1%
2	② ない	17,442	95.9%
全体		18,181	100.0%

(イ) 上記 (ア) で①を選択した場合、発注書面に譲り受ける知的財産権の譲渡・許諾の範囲を記載しましたか。 (SA)

項目		n	%
1	① 記載した	692	93.6%
2	② 記載しなかった（又は記載しなかったことがある）	47	6.4%
全体		739	100.0%

(ウ) 上記 (ア) で①を選択した場合、その対価はどのように決定しましたか。 (SA)

項目		n	%
1	① 下請事業者と十分に協議して決定した、又は下請事業者の見積額とした	735	99.5%
2	② 一方的に通常の対価を下回る価格とした	0	0.0%
3	③ その他	4	0.5%
全体		739	100.0%

(エ) 上記 (ア) で①を選択し、作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことがある場合、その対価を支払いましたか。 (SA)

項目		n	%
1	① 支払った	209	28.3%
2	② 支払っていない（又は支払わなかったことがある）	0	0.0%
3	③ 作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことはない	530	71.7%
全体		739	100.0%

(オ) 発注内容にない知的財産権の譲渡・許諾について、無償でこれらを受けたことがありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① ある	2	0.3%
2	② ない	737	99.7%
全体		739	100.0%

【設問 14】インボイス制度について

(ア) インボイス制度導入に関連して、免税事業者である下請事業者に対し、課税事業者になるよう要請したことはありますか。 (SA)

項目		n	%
1	① ある	77	0.4%
2	② ない	18,104	99.6%
全体		18,181	100.0%

(イ) 上記（ア）で①を選択した場合、要請の際に、応じなければ取引価格を引き下げるこ
とや、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告したことはありますか。
(SA)

項目		n	%
1	① ある	0	0.0%
2	② ない	77	100.0%
全体		77	100.0%

3-4-2 下調

【設問 1】発注書面の交付について

次の①～⑩のうち、発注書面の交付について該当する事項を選択してください。 (MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、口頭で発注し、発注の都度、発注書面を交付しなかった。	63	16.2%
2	② 委託元は、発注の都度、直ちに発注書面を交付しなかった（例えば、納品時、納品後等に交付。）。	71	18.2%
3	③ 委託元は、発注書面に下請代金の額（単価）を記載しなかった（単価表も交付しなかつた。）。	39	10.0%
4	④ 委託元は、発注書面に下請代金の支払期日 方法等を記載しなかった（個々の発注書面とは別に、支払期日 方法等を記載した書面も交付しなかった。）。	22	5.6%
5	⑤ 委託元は、個々の発注書面とは別にあらかじめ単価表や支払期日 方法等について記載した書面を交付しているが、個々の発注書面に、単価表や支払期日 方法等について記載した書面との関連性を記載しなかった。	28	7.2%
6	⑥ 委託元は、下請代金を手形、一括決済方式又は電子記録債権によって支払っている場合に、発注書面に手形等の金額と満期（一括決済方式の場合は、これらに加えて金融機関名）を記載しなかった。	6	1.5%
7	⑦ 委託元は、仮単価発注を行った場合に、発注書面に下請代金の額が定められない理由又は正式単価を決める予定期日を記載しなかった。	17	4.4%
8	⑧ 委託元は、仮単価発注を行った場合に、正式単価の決定後に、正式単価を記載した書面を交付しなかった。	17	4.4%
9	⑨ 委託元は、納品された物品又は情報成果物（ソフトウェア、映像コンテンツ等）について検査する場合に、発注書面に検査を完了する期日を記載しなかった。	19	4.9%
10	⑩ 上記①～⑨の事項のいずれにも該当するものがなかった。	243	62.3%
全体		390	△

【設問 2】下請代金の支払について

次の①～⑨のうち、下請代金の支払について該当する事項を選択してください。 (MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、貴社（者）が納品（役務を提供）したものについて、納品日（役務の提供日）から 60 日（2か月）以内に、下請代金の全額を現金（又は手形等）により支払う制度を採っていない。	48	12.8%
2	② 委託元は、貴社（者）が請求書を提出する時期が遅かったとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。	7	1.9%
3	③ 委託元は、受入検査に日数を要したとして、支払期日までに下請代金を支払わなかつた。	15	4.0%
4	④ 委託元は、委託元の内部での事務処理が遅れたとして、支払期日までに下請代金を支払わなかつた。	39	10.4%
5	⑤ 委託元は、支払期日が金融機関の休業日の場合に、貴社（者）との書面による合意なしに、金融機関の翌営業日に下請代金を支払った。	6	1.6%
6	⑥ 委託元は、手形期間や手形期間に相当する期間が 120 日（4か月）（繊維製品に関する取引の場合は 90 日（3か月））を超える手形や電子記録債権又は一括決済方式により下請代金を支払った。	17	4.5%
7	⑦ 委託元が交付した手形について、一般の金融機関に割引を依頼したが、割引を受けることができなかつた、又は、割引を受けるに当たって担保を提供させられ若しくは過大な割引料を請求された。	1	0.3%
8	⑧ 委託元は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に、支払期日までに下請代金を支払わなかつた。	4	1.1%
9	⑨ 上記①～⑧の事項のいずれにも該当するものがなかつた。	274	73.3%
全体		374	△

【設問3】下請代金の額の決定方法について

次の①～⑧のうち、下請代金の額の決定方法について該当する事項を選択してください。
(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、貴社（者）との価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。	95	24.6%
2	② 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社（者）が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、委託元は、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で貴社（者）に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いた。	100	25.9%
3	③ 上記①及び②のようなコスト上昇以外の状況に起因して、委託元との間で、下請代金の額（単価）を取り決める必要があった際に、委託元は下記の⑦から⑧のいずれかの方法で取引価格を決定（改定を含みます。）した。	122	31.6%
4	④ 委託元は、多量の発注を前提とした見積額を下請代金の額（単価）としたが、実際には少量しか発注しなかったにもかかわらず、下請代金の額（単価）を引き上げなかった。	36	9.3%
5	⑤ 委託元は、見積時点よりも作業内容・種類・納品頻度が大幅に増えた、あるいは、見積時点まで予定した納期を大幅に短縮したにもかかわらず、見積時点の下請代金の額（単価）を引き上げなかった。	68	17.6%
6	⑥ 委託元は、同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めた。	31	8.0%
7	⑦ 委託元は、量産終了後の補給品について、量産時と同じ単価で下請代金の額を設定した。	33	8.5%
8	⑧ 上記①～⑦の事項のいずれにも該当するものがなかった。	167	43.3%
全体		386	

【設問4】下請代金の減額について

次の①～⑦のうち、下請代金の減額について該当する事項を選択してください。 (MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、貴社（者）に責任がないのに、発注書面に記載した下請代金を減じて支払った。	19	5.1%
2	② 委託元は、下請代金から一定率又は一定額を差し引いて、下請代金を支払った（値引き、協力値引き、歩引き、リベート等、差し引く名目や事前の合意の有無は問いません。また、1円以上の単位での端数切捨ても該当します。）。	37	9.9%
3	③ 単価の引下げに合意した際、委託元は、既に発注済みのものにまで、引き下げた新単価を適用した。	7	1.9%
4	④ 下請代金の支払方法について手形等による支払から現金払とすることを理由に、委託元は、下請代金を減じて支払った。	1	0.3%
5	⑤ 委託元は、貴社（者）との書面による合意なしに、金融機関への振込手数料を下請代金から差し引いた。	24	6.4%
6	⑥ 委託元は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇により自社のコストが増加したことを理由に、下請代金を減じて支払った。	11	2.9%
7	⑦ 上記①～⑥の事項のいずれにも該当するものがなかった。	289	77.3%
全体		374	

【設問 5】発注内容の変更・やり直しについて

次の①～④のうち、発注内容の変更・やり直しについて該当する事項を選択してください。
(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、納品前（役務の提供前）に、発注書面に記載した発注内容を変更（又は発注を取消し）したが、変更により新たに貴社（者）に生じた費用（又は取消しによりそれまでに要した費用）の全部又は一部を負担しなかった。	38	10.0%
2	② 委託元は、納品後（役務の提供後）に、発注書面に記載のない追加作業を貴社（者）に行わせたが、貴社（者）に生じた追加作業の費用の全部又は一部を負担しなかった。	67	17.6%
3	③ 貴社（者）は、委託元に対し、委託内容を明確にするよう求めたが、委託元は正当な理由なく仕様を明確にせずに貴社（者）に作業を行わせ、その後、給付の内容が異なるとして貴社（者）にやり直しを求め、貴社（者）に生じたやり直しの費用の全部又は一部を負担しなかった。	39	10.3%
4	④ 上記①～③の事項のいずれにも該当するものがなかった。	288	75.8%
全体		380	△

【設問 6】経済上の利益の提供要請について

次の①～③のうち、経済上の利益の提供要請について該当する事項を選択してください。
(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、金銭（例：協力金、決算対策金等）の提供を要請してきた。	14	3.7%
2	② 委託元は、役務（例：新規開店時や棚卸し時の手伝い人員の派遣、発注内容にない作業等）の提供を要請してきた。	23	6.1%
3	③ 上記①～②の事項のいずれにも該当するものがなかった。	339	90.2%
全体		376	△

【設問 7】物の購入要請・サービスの利用要請について

次の①～⑥のうち、物の購入要請・サービスの利用要請について該当する事項を選択してください。 (MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、購買担当者（発注担当者）等を通じて、物の購入・サービスの利用を要請してきた。	9	2.4%
2	② 委託元は、貴社（者）に割り当てられた目標額・目標数量を示して、購入・利用を要請してきた。	2	0.5%
3	③ 委託元は、要請に応じないと不利益な扱いをする旨を暗に示し、購入・利用を要請してきた。	5	1.3%
4	④ 委託元は、貴社（者）が断ったにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請してきた。	3	0.8%
5	⑤ 委託元は、貴社（者）が何らの意思表示をしていないにもかかわらず、一方的に物を送付してきた。	3	0.8%
6	⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。	358	95.5%
全体		375	△

【設問 8】受領（納品物の受取）拒否について

次の①～⑥のうち、納品物の受領について該当する事項を選択してください。 (MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、貴社（者）に責任がないのに、発注した物品等を受け取らなかった。	10	2.7%
2	② 委託元は、発注を取り消し、貴社（者）が既に完成させていたもの又は仕掛中のものを受け取らなかった。	12	3.2%
3	③ 委託元は、発注書面に記載された納期を延期し、当初の納期に受け取らなかった。	11	2.9%
4	④ 委託元は、発注後に、貴社（者）と協議せずに検査基準を厳しいものに変更し、従来の基準では合格としていたものを不合格と判定して受け取らなかった。	31	8.3%
5	⑤ 委託元は、発注後に貴社（者）の改良提案を了承し、貴社（者）がその内容のとおり作成したにもかかわらず、発注内容と異なるとして受け取らなかった。	6	1.6%
6	⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。	327	87.7%
全体		373	△

【設問 9】返品について

次の①～④のうち、返品について該当する事項を選択してください。 (MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、貴社（者）が発注書面に記載どおりの物品等を納品し、これを受領したにもかかわらず、返品してきた。	14	3.8%
2	② 委託元は、貴社（者）から受領した物品等に瑕疵があったとして、受領日から6ヶ月を経過した後に返品してきた。	13	3.5%
3	③ 委託元は、ロット単位で抜取検査を行ったにもかかわらず、合格としたロットの中の不良品を返品してきた。	10	2.7%
4	④ 上記①～③の事項のいずれにも該当するものがなかった。	342	92.4%
全体		370	△

【設問 10】有償で支給された原材料等の決済時期について

次の①～③のうち、有償で支給された原材料等の決済期間について該当する事項を選択してください。 (SA)

項目		n	%
1	① 上の参考図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に支払わされたことがある。	7	1.9%
2	② 上の参考図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に支払わされたことはない。	13	3.6%
3	③ 上記①～②の事項のいずれにも該当するものがなかった。	344	94.5%
全体		364	100.0%

【設問 11】型・治具について

次の①～⑨のうち、型・治具について該当する事項を選択してください。 (MA)

※ ただし、①～⑥は、貴社（者）が委託元から金型の製造を委託されたことがある場合（物品の製造を委託された際に、金型の製造を併せて委託される場合を含みます。）のみ選択してください。

※ 「型」とは、物品等の製造を行うために使用する当該物品等の形状を模った金属製、木製等の物品をいい、そのうち、金属製の物品を特に「金型」といいます。

項目		n	%
1	① 委託元は、金型の製造について、口頭発注のみで発注書面を交付しなかった。	9	2.5%
2	② 委託元は、発注書面に、金型の納期又は金型の代金 費用について記載しなかった。	4	1.1%
3	③ 委託元は、発注書面に、金型の代金 費用の支払期日 方法等について記載しなかった。	5	1.4%
4	④ 委託元は、金型の代金 費用を、24か月等の分割払いや部品代への上乗せ払いを理由として、金型の納品日から60日（2か月）を超えて支払った。	13	3.6%
5	⑤ 委託元は、金型の代金 費用を、④以外の理由により金型の納品日から60日（2か月）を超えて支払った。	4	1.1%
6	⑥ 委託元は、物品の下請代金は支払ったが、金型の代金 費用を支払っていない。	7	1.9%
7	⑦ 委託元は、貴社（者）が保管している型 治具（委託元が所有権を持つものに限ります。）について、量産が終了した後も当該型 治具を回収せず又は廃却を認めず、かつ、型 治具の保管費用を支払わなかった。	22	6.0%
8	⑧ 上記①～⑦のほか、型 治具の代金 費用を回収できない、又は型 治具の保管費用を負担させられている。	23	6.3%
9	⑨ 上記①～⑧の事項のいずれにも該当するものがなかった。	310	84.9%
全体		365	100.0%

【設問 12】報復措置について

次の①又は②のうち、報復措置について該当する事項を選択してください。 (SA)

項目		n	%
1	① 貴社（者）が、委託元の下請代金法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、委託元は貴社（者）に対し、取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをした。	17	4.6%
2	② ①の事項に該当するような事実はなかった。	356	95.4%
全体		373	100.0%

【設問 13】手形等による支払について

次の①～⑤のうち、手形等による支払について該当する事項を選択してください。 (SA)

項目		n	%
1	① 委託元は、手形等による支払を現金払に変更する予定である。	12	4.5%
2	② 委託元は、手形等による支払を現金払に変更する予定はないが、手形等のサイトはいずれも 60 日以内である。	11	4.1%
3	③ 委託元は、手形等による支払を現金払に変更する予定はないが、手形等のサイトをいずれも 60 日以内に短縮する予定である。	0	0.0%
4	④ 委託元は、手形等による支払を現金払に変更する予定も手形サイトを短縮する予定もない。	55	20.5%
5	⑤ 委託元が、現金払や手形サイトの短縮を行うか、分からない。	190	70.9%
全体		268	100.0%

【設問 14】知的財産権の取扱いについて

次の①～⑥のうち、知的財産権の取扱いについて該当する事項を選択してください。

(MA)

項目		n	%
1	① 委託元は、物品又は情報成果物（ソフトウェア、映像コンテンツ等）の受領と併せて知的財産権を譲り受ける場合に、発注書面に知的財産権を譲り受ける旨を記載しなかった。	8	2.2%
2	② 委託元は、委託内容に知的財産権が含まれている場合に、その知的財産権の対価について十分に協議することなく、決定した。	15	4.1%
3	③ 委託元は、金型等の図面、意匠権等の知的財産権の提供を要請してきた。	12	3.3%
4	④ 委託元は、貴社（者）に情報成果物作成委託をした場合に、貴社（者）の知的財産権を譲渡させ、又は、貴社（者）の知的財産権を利用したにもかかわらず、その知的財産権の譲渡又は利用に見合った金額を支払わなかった（情報成果物の例：ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等）。	13	3.6%
5	⑤ 委託元は、作成の目的たる使用の範囲を超えて、貴社（者）の知的財産権を譲渡させ、又は、貴社（者）の知的財産権を利用したにもかかわらず、その知的財産権の譲渡又は利用に見合った金額を支払わなかった。	9	2.5%
6	⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。	333	91.0%
全体		366	△

【設問 15】インボイス制度について

次の①～④のうち、インボイス制度に関連して、該当する事項を選択してください。

(SA)

項目		n	%
1	① 委託元は、免税事業者である貴社（者）に対して、課税事業者に転換するよう要請し、当該要請に応じなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告した。	1	0.3%
2	② 委託元は、免税事業者である貴社（者）に対して、課税事業者に転換するよう要請した（ただし、当該要請に応じなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどとする一方的な通告はなかった。）。	4	1.1%
3	③ 免税事業者ではあるが、上記①又は②の事項に該当する事実はなかった。	90	24.9%
4	④ 免税事業者ではない。	267	73.8%
全体		362	100.0%

【設問 16】貴社（者）と委託元を含む商流の取引実態について

次の①～④のうち、貴社（者）の商流の取引実態について該当する事項を選択してください。 (MA)

項目		n	%
1	① 発注者は、製品の仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等の下請取引の内容に全く関与せず、注文書の取次ぎ、下請代金の請求、支払等の事務手続の代行を行っているにすぎず、発注者よりも上流の取引に存在する委託元が、製品の仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等の下請取引の内容に実質的に関与している。	22	5.9%
2	② 貴社（者）が直接やり取りを行っていないものの、委託元よりも上流の取引に、別の事業者が存在しており、当該別の事業者は、製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等の下請取引の内容に全く関与せず、注文書の取次ぎ、下請代金の請求、支払等の事務手続の代行を行っているにすぎない。	11	3.0%
3	③ 上記① ②の事項のいずれにも該当するものがなかった。	216	58.2%
4	④ 委託元のほか、いわゆる「中抜き」事業者が存在するか分からぬ。	123	33.2%
全体		371	△

3.5 次年度の調査に向けた調査システムへの誘導・回答率の向上に向けた方策

3-5-1 親調

親調は下請代金法に基づく報告義務を課しているが、未回答が 21,041 社 (38.2%)、回答入力途中が 2,393 社 (4.3%) となっており、未回答、或いは回答入力途中の事業者についてそれの方策を検討するべきと思われる。

【未回答の事業者への方策案】

- (ア) 通知はがきの表にある報告義務がある旨の記載をより強調する。
- (イ) ハガキによる督促のほか、電話による督促等を行う。
- (ウ) 調査開始前や提出期限前から、電話等により回答を促す。

【回答入力中の事業者への方策案】

- (ア) 提出を促す督促メールの回数を増やす。(令和4年度では2回だったので、3回等にする。)
- (イ) 提出忘れを防ぐ為、操作順序をマニュアルや画面で揃いの番号を振る等をし、併せて、未提出であることが分かりやすい様に、視覚効果や画面構成を変更する。
- (ウ) 事業所が多い事業者の為に、Excel アップロード等、一括入力の仕組みを設ける。
- (エ) 法人番号がわからないという問合せの為に、国税庁の法人番号照会 URL へのリンクを配置する。

3-5-2 下調

下調は下請代金法に基づく報告義務を課していないが、未回答が 163,559 社 (69.6%)、回答入力途中が 6,623 社 (2.8%)、更にはがき不達が 10,233 社 (4.4%) となっており、はがき不達の事業者について方策を検討するべきと思われる。

【はがき不達の事業者への方策案】

- (ア) 事業者名や住所などを最新の情報で下請事業者名簿を提出する様に親事業者に促す為、下請事業者名簿を作成する手順に最新の状態であることを確認する段取りを組み込む。
- (イ) 親事業者が提出する下請事業者名簿の精度を上げる為、郵便番号と住所の組合せチェックの仕組みを設け、組合せが正しくない場合には警告等を表示する。